
台東区立学校における
働き方改革プラン

平成 30 年 12 月
台東区教育委員会

目次

第1部 概要

1 「学校における働き方改革プラン」策定の目的	2
2 「学校における働き方改革プラン」の位置付け	2
3 背景・現状と課題	3
(1) 背景・現状	3
(2) 課題	4
4 これからの目指す教育の在り方と当面の目標	5
(1) これからの目指す教育の在り方	5
(2) 当面の目標	5
(3) 期間ごとの目安	5

第2部 働き方改革の取組内容

5 課題解決の方向性	7
6 具体的な方向性	7
(1) 管理職を含めた教員の意識改革	7
(2) 業務の軽減及び効率化	12
(3) 人員体制の整備	23
(4) 国・都への要望	37
(5) 学校の働き方改革に関する学校関係者からの 意見聴取・プランの保護者及び区民への啓発	38
7 その他の方向性	39
(1) 出退勤管理システムの導入	39
(2) ストレスチェック	40
(3) 中学校の部活動	41
(4) 夜間における学校園への電話連絡	45

第3部 推進体制

8 働き方改革プランの推進に向けて	46
(1) 改革プランに基づく取組スケジュール	46
(2) 取組の成果の把握・検証・改善	47
9 学校園の業務改善に向けた不断の取組	47
資料編	48
付録	96

第1部

概要

1 「学校における働き方改革プラン」策定の目的

教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって子供たちと関わることにより、「持続的な教育活動の質の維持向上」実現のため、台東区立学校園の教員の長時間業務の実態を改善することを目的とする。

2 「学校における働き方改革プラン」の位置付け

平成29年8月29日、文部科学省から発表された「学校における働き方改革に係る緊急提言」において「提言2：全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取組を強く推進していくこと」と示された。

そして、平成30年2月、東京都教育委員会が「学校における働き方改革推進プラン」を発表し、その中で「本プランは、都立学校の設置者である都教育委員会の実施計画であるとともに、公立小・中学校の設置者である区市町村教育委員会による実施計画の策定を促し、その取組を促進することを目指す」と述べられた。

台東区教育委員会においても、今後改訂が行われる「学びのキャンパス台東アクションプラン（題名未定）」と連携していくことを意識し、計画的に学校における働き方改革を推進するためのプランを策定する。

3 背景・現状と課題

(1) 背景・現状

① 教員の職務は自発性・創造性によるもの

- ◆ 昭和46年に制定された給特法¹では、教員の職務は自発性・創造性に期待する面が大きいということ、また、修学旅行や遠足などの学校外の教育活動や、家庭訪問、学校外の自己研修などの教員個人での活動などの勤務態様の特殊性から、時間外勤務手当は支給しないこととする代わりに、給料月額²の4%に相当する教職調整額を支給することとした。
- ◆ 給料月額²の4%に相当する教職調整額は、昭和41年に文部省が実施した教員勤務状況調査の結果²を根拠にしている。

② 現在の学校園の役割の拡大による時間外業務量の増加

- ◆ 現在の学校園は、次期学習指導要領への対応³の他、次々と要求される特定の教育課題⁴に応じたカリキュラム編成に加え、「学校外の生徒指導」「特別支援教育の対象となる子供への支援」「日本語指導を要する子供への支援」「いじめ・不登校・児童虐待問題への対応」「子供の心理面の支援」「保護者対応」「教育力が低下した家庭へのサポート」などが増加したことに伴い、学校園が外部に説明しなければならない機会も増加し、学校園の役割が拡大し多様化している。
- ◆ 平成30年1月から2月に実施した台東区公立学校教員勤務実態調査結果では、教諭等の1週間当たりの時間（休憩時間を含む）外に行われている業務の平均時間が幼稚園で約10時間06分、小学校で約10時間03分、中学校で約13時間22分となっており⁵、昭和46年当時とは比較にならないほどの業務時間になっている。

③ 「過労死ライン」と教員の衛生管理がされていない実態

- ◆ 厚生労働省「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」においては、「時間外労働が発症前1か月間に100時間又は2か月から6か月間平均で月80時間を超えた場合に業務と発症の関連性が強い（いわゆる過労死ライン）」とされている。

¹ 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の略。

² 当時、文部省は「小中学校平均で1週間当たり1時間48分の時間外勤務が行われている」という実態を明らかにした。

³ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」84・85ページの「今後、以下の指導方法や学習活動等が、どの程度重要だと考えるか」という設問に対し、「とても重要」と回答した割合が多かった1位と2位が小・中学校とも共通で「話し合いや作業等、グループでの協働学習」「自分の考え等を言葉や文章、絵などで表現する活動」の順となっており、小学校で72.1%・66.4%、中学校で55.6%・55.6%となっている。これらは、次期学習指導要領への対応として、いわゆるアクティブ・ラーニング、言語活動の充実への重要性を感じている結果である。

⁴ 人権教育・情報教育・環境教育・消費者教育・主権者教育・キャリア教育・国際理解教育・オリパラ教育・プログラミング教育など、いわゆる〇〇教育のこと。

⁵ 学校園の始業から終業までの在校園時間を週当たり（5日間）に換算すると、幼稚園は43時間45分、小・中学校は42時間30分となり、その時間を「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」52ページの「教員の1週間当たりの在校園時間」の「教諭等」の時間から減じた。

- ◆ 平成18年に施行された改正労働安全衛生法において、上記の長時間労働者への医師による面接指導の実施が規定され、平成20年4月からは、常時50人未満の労働者を使用する事業場についても適用された。
- ◆ しかし、教員の時間外の業務は、原則として超過勤務命令ではなく⁶教員の自発性・創造性に基づく業務であるため、それらに要した時間は管理・把握されておらず⁷、管理職から医師による面接指導を受けることについての勧奨⁸が行われていない。
- ◆ また、育児・介護事情のある教員⁹にとっては、多くの教員が終業時刻以降も業務をしている中で、定時に、もしくは定時後速やかに退勤しにくいと感じている状況¹⁰にある。

(2) 課題

- ・「過労死ライン」相当の長時間業務が常態化している教員¹¹がいる。
- ・教員の在校園時間を把握し、法令に基づく適切な教員の労働衛生管理が行われているとは言い難い。
- ・育児・介護事情のある教員が定時に、もしくは定時後速やかに退勤しやすい職場風土が醸成されているとは言い難い。

⁶ 「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」により、教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、①生徒の実習、②学校行事、③職員会議、④非常災害、児童生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合等と限定されている（いわゆる超勤4項目）。

⁷ 「教員からの意見（自己申告における面接からの意見）」（94ページ）の「意見」の中で、「子供一人一人をしっかり見てあげたいと思うと、どうしても時間がかかる。休日出勤もしてしまう。」「管理職には、20時以降は残業しないよう声をかけられているが、遅くなることも多い。」という指摘もあった。また91・92ページ、「平日の時間外に業務を行う動機について、どのように思っているか（複数回答可）」という設問に対し、「子供のため、あるいは自分自身のため」に関わる選択肢「やれば子供のためになると思う。」「やれば自身のスキルが高くなると思う。」と回答した教諭等を合計すると、幼稚園で71.7%、小学校で51.4%、中学校で44.4%となっている。一方、「やむを得ず時間外業務となっている」に関わる選択肢「やらなければ終わらないのではないかな」と回答した教諭等は、幼稚園で79.2%、小学校で74.0%、中学校で81.5%となっている。

⁸ 厚生労働省が定める、面接指導を勧奨する基準の一つに「月100時間超の時間外・休日労働」があり、一月を4週間とした場合、1週間に25時間以上の時間外・休日労働をしていると基準に達することになる。学校園の始業から終業までの在校園時間を週当たり（5日間）に換算し25時間を加算すると、幼稚園の場合68時間45分以上の在校園時間、小・中学校の場合67時間30分以上の在校園時間の状況だと基準に達すると見込まれる。そこで、幼稚園、小・中学校ともに1週間の在校園時間が70時間以上の教員を抽出すると、「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」53ページの、「1週間当たりの在校園時間の分布（教諭等）」から、幼稚園では4.2%で約2人、小学校では4.3%で約25人、中学校では15.1%で約23人いることとなり、合計で約50人いることとなる（ただし、厳密に幼稚園の1週間当たり68時間45分以上在園していた教諭等と、小・中学校の1週間当たり67時間30分以上在園していた教諭等を数えると58人いる。）。

⁹ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」78ページの「ライフ・ワーク・バランス」に関する設問から、育児が必要かどうかは別として、「子供がいる」と回答した教諭等が47.2%、「自宅もしくは自宅外に介護が必要な人がいる」と回答した教諭等を合計すると18.1%となっている。

¹⁰ 平成28年度に実施した、「台東区立小中学校 勤務意識調査」では、「勤務時間終了後、早めに退勤しにくいと感じるという雰囲気を感じることはあるか」という設問に対し、「よく感じる」「たまに感じる」と回答した教諭等が、小学校で約43%、中学校で約50%となっており、育児・介護事情を抱えている教員はより一層「退勤しにくい」と感じているのではないと思われる。

¹¹ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」53ページの、「1週間当たりの在校園時間の分布（教諭等）」において、1週間に60時間以上在校園する教諭等が、幼稚園で20.9%、小学校で24.3%、中学校で43.1%となっている。

4 これからの目指す教育の在り方と当面の目標

(1) これからの目指す教育の在り方

教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって子供たちと関わることにより、「持続的な教育活動の質の維持向上」を図ること¹²。

(2) 当面の目標

「過労死ライン」相当の長時間業務の解消を目指し以下の目標を定める。

<週当たりの目標>

○週当たりの在校園時間が60時間を超える教員をゼロにする¹³。

<計算の根拠> ①休憩時間の45分を在籍したとして1日の在校時間が8時間30分
②1日の在校時間8時間30分に1週間の勤務日数5日間を乗じて42時間30分
③時間外労働80時間¹⁴を1か月の勤務日数を20日間として5日間分を算出すると20時間
④1週間の在校時間42時間30分に1週間の時間外労働の上限20時間を加算して62時間30分
⑤62時間30分から端数時間の2時間30分を減じて60時間
(幼稚園の場合63時間45分と算出されるが、端数時間の3時間45分を減じて小・中学校同様に60時間とする。)

(3) 期間ごとの目安¹⁵

① 1か月当たりの目安（1か月の勤務日数を20日間として換算）

○1か月当たりの在校園時間が250時間を超える教員をゼロにする。

<計算の根拠> ①1日の在校時間8時間30分に20日間を乗じて170時間
②1か月間の在校時間170時間に1か月間の時間外労働の上限80時間を加算して250時間

② 2か月当たりの目安（1か月の勤務日数を20日間として換算）

○2か月当たりの在校園時間が500時間を超える教員をゼロにする。

<計算の根拠> ①1か月の勤務日数を20日間とすると2か月の勤務日数は40日間
②1日の在校時間8時間30分に40日間を乗じて340時間
③2か月間の在校時間340時間に2か月間の時間外労働の上限160時間を加算して500時間

¹² 「学校運営連絡協議会における意見(P T A・地域等の意見)」(94ページ)の「現状に対する指摘」の中で、教員の業務量の多さを指摘する意見が複数あり、「先生方が健康で元気な姿を見ることが、教育の一番よい環境である」という指摘、95ページの「要望や提言」の中で「健やかな子供を育てるには健やかな心身の指導者でいてほしい。負担は少なくして、心に余裕をもてるような手立てが必要である。」という指摘も受けている。

¹³ 東京都教育委員会の「当面の目標」であるため、最も達成したい目標とした。

¹⁴ 厚生労働省が定める「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準」の「時間外労働が2か月から6か月間平均で月80時間を超えた場合」を適用している。

¹⁵ 学校の業務には「テスト前後を含む成績処理期間(テスト問題作成、採点、評価・評定、通知表作成、指導要録作成、成績一覧表作成、進学用調査書作成等)」「学校行事準備・指導期間(運動会・学芸会・文化祭・音楽会・展覧会等)」「部活動大会直前集中練習期間」など繁忙となる期間があり、一概に週当たりの目標だけでは評価しにくいいため、目安として「1か月当たり」「2か月当たり」「2か月から6か月間の『勤務を要する日』の日数に対する合計」「学期ごと」の越えてはならない在校園時間を算出した。

③ 2か月から6か月間の「勤務を要する日」の日数に対する合計の目安

○ 2か月から6か月間の在校園時間が12.5時間×「勤務日数」を超える教員をゼロにする。

<計算の根拠> ① 1か月の勤務日数を20日間とすると6か月間の勤務日数は100日間
② 1日の在校時間8時間30分に100日間を乗じて850時間
③ 5か月間の在校時間850時間に5か月間の時間外労働の上限400時間を加算して1,250時間
④ 1,250時間を100日間で割ると12.5時間

④ 学期ごとの在校園時間の目安¹⁶

○ 1学期（4月1日～8月31日）：12.5時間×106日＝1,325時間を越える教員をゼロにする。

○ 2学期（9月1日～12月31日）：12.5時間×80日＝1,000時間を越える教員をゼロにする。

○ 3学期（1月1日～3月31日）：12.5時間×58日＝725時間を越える教員をゼロにする。

¹⁶ 「2か月から6か月間の『勤務を要する日』の日数に対する合計の目安」の、1日あたり12.5時間から算出した。ただし、土曜学校公開日に関する勤務は当該の学期中に勤務の振り替えをしたものと見なす。また、平成31年度の暦による教員の出勤すべき日数から算出しており、暦により若干の誤差は出てくる。

第2部

働き方改革の取組内容

5 課題解決の方向性

- (1) 管理職を含めた教員の意識改革を図る。
- (2) 業務の軽減及び効率化を図る。
- (3) 人員体制の整備を図る。
- (4) 国・都に対して、継続して教員の定数増について要望していく。
- (5) 学校の働き方改革について学校関係者から意見を聴取し、プランを保護者及び区民に啓発する。

6 具体的な方向性

(1) 管理職を含めた教員の意識改革

① 管理職の意識改革

ア 限られた時間の中で最大限の効果を上げることに対する価値を認識する

現状

- ◆ 中央教育審議会でも述べられている「学習指導のみならず、生徒指導等の面でも主要な役割を担い、様々な場面を通じて、児童生徒の状況を総合的に把握して指導を行い、児童生徒の全人格的な完成を目指す日本型学校教育」により、教育的な成果を上げた反面、学校園が膨大な業務を負うことになったことにより、遅くまで業務をする、休日も業務をすることが社会的に評価されてきた側面があった。
- ◆ そのような中、管理職の中にも、教員が時間を掛けていること自体を評価してきた実態があった。

方向性

- ライフ・ワーク・バランスの実現に向けて、勤務時間を意識し、限られた時間の中で最大限の効果を発揮する教員も積極的に評価する¹⁷とともに、職員会議等においてそのような業務の在り方を推奨していく。
- 管理職が退校時刻の目標設定を行ったり、退校園するよう教員に呼び掛けたりする¹⁸などの具体的な行動をしていく。
- また、自校園の教育活動に対して、教員の業務時間を短縮するためには何をどのように改革していくかという視点で、常に客観的に振り返っていく。

¹⁷ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」76ページの、学校調査「多忙や負担を軽減するための自由提案」において「職場全体で退勤時刻を意識した風土、環境を醸成していく。長時間労働への美徳意識を払しょくし、心身ともに健康な教員こそがベストということを管理職として奨励していく。」という指摘もあった。

¹⁸ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」68・69ページの、学校調査「今後、教員の業務時間短縮を行うには、何が有効か」という設問に対し、「退校時間の目標設定や管理職による呼びかけ」を選択した学校園が、幼稚園で36.4%、小学校で52.6%、中学校で28.6%となっており、幼稚園、小・中学校とも8項目中4番目となっている。

② 教員の意識改革

ア 人事考課制度¹⁹の活用

現 状

- ◆ 教員には経験や能力の差があり、業務を遂行する上で手際よく進められる教員とそうでない教員²⁰や、時間を管理しながら業務を進められる教員とそうでない教員など個別の課題がある。

方向性

- 校園長が作成した学校園の経営計画・方針に示された「ライフ・ワーク・バランス」に関する目標を具現化するための自身の目標を、自己申告書²¹に記載することにより、働き方改革に向けた意識改革を図る。
- また、提出した自己申告書を基にした校園長との面接²²において、自己の働き方について校園長に相談するとともに、校園長から個別の業務の進め方や時間管理などの課題に関して指導・助言を受けて、より一層、働き方改革に対する意識を高める。

¹⁹ 管理職が、日常の授業観察、自己申告の面接等を通じ、教員に対し指導を行い、1年間の目標に対する成果を業績として評価し、次年度に向けた指導、助言を行うことにより人材育成を図るシステム。

²⁰ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」79・80ページの、「仕事についての記述について、現在の状況にもっともあてはまるものは何か」という設問の中の「仕事量が多くて、仕事がこなしきれない」という選択肢に対し「そうである」「まあそうである」と回答した教諭等は、幼稚園で62.2%、小学校で55.7%、中学校で54.3%となっている。この中には手際よく業務を進めることが苦手の教員も多分に含まれているものと思われる。

²¹ 校園長の学校園経営計画・方針を具現化するために、「学習指導」「生活・進路指導」「学校運営」「特別活動・その他」など、分野に分けて自分の目標や具体的な取組を記載し、校園長に提出するもの。

²² 管理職は、教員から提出された自己申告書や日常の授業観察などを基に、当初面接・中間面接・最終面接と、原則年3回、教員と面接することとなっており、教員から個別の相談を受けたり、必要な指導・助言をしたりすることとなっている。また、「教員からの意見（自己申告における面接からの意見）」（94ページ）はそれらの中でヒアリングした対策や要望である。

イ 時間を意識した業務遂行

現 状

- ◆ 教員は、子供たちが降園・下校してから校務に関わる業務、教材研究や環境整備をすることが習慣となっており、たとえ終業時刻²³になっても「終業時刻で退勤する」という認識が薄くなっている。
- ◆ また、週当たり、1か月当たりなどの一定期間の在校園時間の目標や目安がないため、時間を意識する習慣がない。
- ◆ ただし、本人の意識改革や校園長からの助言により、個人として取り組んでいる教員もいる²⁴。

方向性

- 学校園に入った時刻、学校園を出た時刻を記録したり、その記録を基に週当たりや1か月当たりなどの一定期間の在校園時間を把握したりすることを通して、終業時刻を意識するなど、時間軸の中で業務を計画的に進めていく習慣²⁵を身に付けていく。
- さらに、本プランにより、在校園時間の目標や目安を示すことにより、自身の在校園時間を振り返って、週間・月間ごとに自己評価していく。

²³ 終業時刻は学校園によって異なる場合があるが、多くの場合、小学校は16:45、中学校は16:35、幼稚園は17:00となっている。

²⁴ 「教員からの意見（自己申告における面接からの意見）」（94ページ）の「既に行っている対策」の中で、「週1度の自主的ノー残業デーを設定している。」「週案簿に退勤時刻を記入し、管理職に見てもらおうようにしている。」「自己申告時に、退勤時刻の目標を設定している。」などの事例が報告されている。

²⁵ 「教員からの意見（自己申告における面接からの意見）」（94ページ）の「既に行っている対策」の中で、「定時退勤する日を自分で決め、退勤時刻を意識した働き方に努めている。」という事例が報告されている。

ウ 会議のあり方の見直し（休憩時間²⁶を避けた会議開催・会議の精選・会議終了時刻の厳守²⁷）

現 状

- ◆ 学校園には、学年会・分掌部会・研究推進委員会・教科部会などの一部の教員で開催する会議や、全員が参加する朝会・夕会・職員会議などがあるが、一部の教員で開催する会議が休憩時間に開催されていたり、ある会議の終了が遅れたために、その後の全員が参加する会議の開始が遅れたりすることがある。
- ◆ これらが日常化すると、時間を意識している教員も次第に意識が薄れていたり、学校園内全体が働き方改革とは逆行する風潮になっていたりしてしまう。
- ◆ また、事務的なで済む内容であるにもかかわらず、会議として、多くの教員を参集させている場合もある。

方向性

- 特別な場合を除いて休憩時間に会議を行わないよう校園内で取り決めるとともに、会議を開催する際は、事前に終了時刻を定めて、終了時刻で終わらせるようにする。
- そのために、事前に案件を提示して会議する焦点を明らかにしておいたり、事前に資料を配布して会議で説明する時間を省略したり、要となる教諭等に事前説明したりすることにより、会議自体の時間短縮を心掛ける取組をする。
- また、要となる教諭等に説明して、当該教員から関係する教員に伝達することで足りる場合には、改めて会議は開催しない。

²⁶ 休憩時間は学校園によって異なる場合があるが、多くの場合、小学校は15:50～16:35、中学校は15:40～16:25、幼稚園は14:30～15:30となっている。なお、休憩時間は、学校園の場合も「労働者が権利として労働から離れることを保障された時間」となっている。

²⁷ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」68・69ページの学校調査「今後、教員の業務時間縮減を行うには、何が有効か」という設問に対し、「校内会議の精選、会議時間の短縮」を選択した学校園が、幼稚園で63.6%、小学校で63.2%、中学校で28.6%となっており、幼稚園・小学校では8項目中2番目となっている。また91ページ、「教職員の多忙や負担軽減について、効果があることはどのようなことだと思うか」について「会議や研修の見直し」と回答した教諭等が68.8%で13項目中1番目となっている。

エ 教員の自主的な協働体制

現 状

- ◆ 教員は授業やその準備以外に校園内で分掌された校務があり、各教員が担当となった業務を処理することで学校園運営が成り立っている。
- ◆ 運動会・文化祭などの大きな学校行事の場合は、担当となった主任等の業務量が一時的に増加するが、全教員で取り組むために、事前に役割が分担がされ協力体制がとれている。
- ◆ しかし、例えば、特別支援教育コーディネーター、会計担当²⁸、時間割担当²⁹、校外行事担当³⁰などは、時期的に通常の業務以外の業務が集中するため³¹担当者は相当の負担となっている。

方向性

○どの担当が、どの時期にどのような業務をこなさなければならないかということを理解している経験豊富な教員、特に主幹教諭・主任教諭が、自主的に繁忙期となる担当の教員の業務の一部を他の教員に振り分ける計画を立てることにより当該教員の負担軽減を図り³²、学校園内が常に他の教員の業務に関心をもてる体制を構築していく。

²⁸ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」90ページの「どのような校務分掌を担当しているか（複数回答可）」という設問で、特別支援教育コーディネーターが9.5%、庶務会計担当が13.2%となっている。

²⁹ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」90ページの「どのような校務分掌を担当しているか（複数回答可）」という設問で、「教務」を選択した教諭等が23.0%となっているが、時間割担当は教務を担当している教員の中で担当を定めている。

³⁰ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」90ページの「どのような校務分掌を担当しているか（複数回答可）」という設問で、その他の自由意見で「特別活動」と回答した教諭等が22件となっているが、「特別活動」が担当する業務の中で、一時的な業務は全校遠足、縦割り班活動、子供まつり、学芸会・音楽会・展覧会などがあるが、学校によって多少異なる。

³¹ 特別支援教育コーディネーターは年度初めに特別な教育的支援を要する子供の保護者等と面談するなどし、個々の個別指導計画を作成するとともに学期の終わりもしくは始めに、それまでの支援を評価して次のステップの計画を作成する。会計担当は、年度初めに予算を編成し年度の終わりには決算処理をするとともに、月ごとに未納分に関する個別の資料を作成する。時間割担当は、年度の始めに、非常勤講師の出勤日を踏まえるとともに、学年で一斉に行う授業、教科担当の持ち時数、出張の多くある教員の空き時間など、あらゆる条件を考慮し、かつ年間を通して教育課程届の授業時数になるように時間割編成をする。校外行事担当は、事前に現地を調査し、安全の確保はもちろんのこと、当該学年の年間指導計画に位置付けた教育的効果の高い実施計画を作成する。

³² 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」91ページの「教職員の多忙や負担の軽減について、効果があることはどのようなことだと思うか」について「交代ができるようにするための担当者の複数化」と回答した教諭等が54.4%で13項目中2番目となっている。

(2) 業務の軽減及び効率化

① 教育委員会としての取組

ア 調査の精選

現 状

- ◆ 学校園には、文部科学省・東京都教育委員会・台東区教育委員会だけでなく、国・都・区の様々な部署から多くの調査依頼³³がある。
- ◆ また、教育関係の調査でも、中には重複した調査があるとともに、文部科学省・東京都教育委員会からの調査について、台東区教育委員会内部で資料の提供を依頼するなどすることによって把握できる内容についても、学校園に調査している場合もある。

方向性

- 文部科学省・東京都教育委員会・台東区教育委員会、いずれかの調査で既に把握できている情報を活用することにより、改めて学校園に対して調査を実施しない。
- また、学校園から既に台東区教育委員会に提出されている諸計画や実施要領などを、当該の部署から提供してもらうことにより回答できる調査については、部署同士で情報を提供し合うことにより回答する。

³³ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」80・81・82ページ、「仕事に対する意識」の中で「次のような悩みをどれくらい感じているか」という設問の中の「作成しなければならない事務書類が多い」という選択肢に関して「とてもそう思う」「まあそう思う」を合わせた割合が、幼稚園で86.8%、小学校で84.5%、中学校で92.1%と最も多くなっており、事務書類のうちの一つが調査への回答と考えられる。さらに75ページ、学校調査「多忙や負担を軽減するための自由提案」において「調査や書類での提出などであるが、同様の物を宛先が違うだけで提出することがある。同様の内容ならば、臨機応変に指導課等で対応してほしい。」という指摘もあった。そして「学校運営連絡協議会における意見(PTA・地域等の意見)」(95ページ)の「要望や提言」の中で「調査書類や事務処理は、教育機能と分けるべきである。先生が教育のために十分な時間を費やせるようにしてほしい。」との指摘も受けている。

イ 教員の出張回数の削減

現 状

- ◆ 教育委員会が策定する計画や事業を学校園の実態に応じて円滑に進めることを目的として、学校園現場の意見を聴取するための教員の出張や、教育課題を解決したり、学校園経営を支援したりするための会議や研修会³⁴に関する教員の出張は、教育委員会としては「開催した方が効果や成果がある」という認識で実施している。
- ◆ 一方、出張した教員の多くは、勤務時間終了後であっても帰校して、残っていた子供のプリントを添削したり、翌日の授業準備をしたり、中学校の教員であればその時点から部活動を開始したりするため、場合によっては通常よりも長時間の業務時間になる。
- ◆ 特に、教員数の少ない幼稚園では、一人の教員に複数の担当が分掌されているため、多くの会議や研修会参加のために出張しなければならない³⁵。

方向性

- 法で定められた研修会や、学校園運営等に関わったり区の方針を伝達したりする重要な会議の開催は維持しながら、研修会については1回の研修で複数の研修内容を一体化させたり、法で定められた研修会の中で効率的に必要な研修を盛り込んだりすることにより、効果を下げずに回数の削減³⁶を図る。
- 幼稚園に対しては、小・中学校と同様に職層・担当ごとの出張命令を出すのではなく、幼稚園教員が参加する意義を十分見極めた上で、幼稚園教員を対象とするかどうかについて判断していく。

³⁴ 教育委員会指導課が主催する学校園の放課後の研修会は、教務主任対象や外国語担当対象などの職層別・教育課題別の研修会は15:00～16:45がほとんどで、初任者を対象とした研修会などの悉皆の研修会は13:30～16:30（3時間）としている。したがって、小・中学校の場合、職層別・教育課題別の研修会に参加する教員は5校時終了後に、悉皆の研修会に参加する教員は給食指導後に学校を出るのが通常である。

³⁵ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」56ページの「業務内容別の業務時間（教諭等）」の「校外における校務としての研修」について、小学校は1時間35分、中学校は0時間41分に対して、幼稚園は3時間33分とかなり多くなっている。また75ページの、学校調査「多忙や負担を軽減するための自由提案」では「出張や外部研修への出席が重なると、更に保育準備に割ける時間が減り、できる日の帰りは更に遅くなる、ということになっている。」「悉皆ではない研修について、園裁量で出欠を加減できるとありがたい。様々な研修は必要なことであると十分理解しているが、4人しかいない教員で小中学校と同様に研修に参加するには厳しいものがある。」「教員が行く出張が多く、正規3人で複数掛け持ちしていることが一番の多忙であると思う。」など複数の指摘がある。

³⁶ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」91ページの「教職員の多忙や負担軽減について、効果があることはどのようなことだと思うか」について「会議や研修の見直し」と回答した教諭等が68.8%で13項目中1番目となっている。

ウ 報告書の必要性の見直し、及び書式の簡素化等

現 状

- ◆教育委員会から学校園に対して、教員・施設・子供の状況や教育課程実施の進捗状況についてなど、定期的又は随時に様々な報告³⁷を求めている。

方向性

- 教育委員会内において、その報告がなければ責任を果たせないのか³⁸どうかについて見直すとともに、報告書を記載する立場になって、詳細な状況を文章として記述する必要があるか、チェックリストを設けてその中から選択することで十分ではないかなど、書式を簡素化する方向で検討する。
- また、内容によっては、学校園を訪問して聞き取りをしたり、学校園に所在する必要文書を調べたり、状況の調査・観察をしたりすることにより必要書類の作成ができる場合には、学校園に負担をかけず教育委員会事務局職員が学校園を訪問して作成するよう努める。

³⁷ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」80・81・82ページの「仕事に対する意識」の中で、「次のような悩みをどれくらい感じているか」という設問の中の「作成しなければならない事務書類が多い」という選択肢に関して「とてもそう思う」「まあそう思う」を合わせた割合が、幼稚園で86.8%、小学校で84.5%、中学校で92.1%と最も多くなっており、事務書類のうちの一つが報告書と考えられる。

³⁸ 教育委員会は、その所管に属する学校を管理する（地教行法）となっており、学校を管理する権限は、原則として、①人的管理、②物的管理、③運営管理などに及び、教育委員会は学校に対して必要な指示・命令、指導・助言を行う。

エ 校務支援システムの活用

現 状

- ◆ 校務支援システムは、学校内・学校間の情報伝達、成績処理事務、出席簿・通知表・指導要録作成、保健記録の作成などで有効に活用されている。
- ◆ しかし、現在の校務支援システムの保守期限は平成32年度までとなっている。

方向性

- 学校の教員から意見の聴取をしたり、実際にシステムを見たり体験してもらったりしながら、より一層業務縮減の図れるシステムへ入れ替える計画を立てる。
- 今後、学校から教育委員会への調査回答や報告書提出などについても、校務支援システムの機能³⁹により、学校・教育委員会双方にとって業務の縮減が図れるよう、有効に活用していく

³⁹ 校務支援システムには、学校と教育委員会が連携する機能が充実してきており、学校から教育委員会へ提出する事務が簡便になることが期待されている。

オ 学校徴収金の公会計化⁴⁰

現 状

- ◆ 勤務実態調査の結果から、現在、学校徴収金の処理のうち、給食費についてはほとんどの学校⁴¹が銀行等への振り込みとなっている。
- ◆ その他（学用品、教材費、PTA会費、修学旅行費等）については、半数強⁴²が銀行等の振り込みとなっているが、担任等が現金で受け取ることもある⁴³。
- ◆ また、未納の督促等については、事務主事⁴⁴のほか、副校長や子供の教育に直接関わっている担任・学年主任・学年の会計担当教員⁴⁵が行っている場合もある。
- ◆ 事務主事による手紙の送付により納入がなく、電話をしても連絡がつかない場合は、副校長や担任が家庭訪問をしたり、二者・三者面談の際に未納分の納入について直接依頼したりすることで速やかな納入に繋がることもある。
- ◆ しかし、中には教員からの直接の依頼に対して、思いもよらない感情的な言葉を返されることもあり、学校と保護者の関係が悪化して学校経営上困難をきたすことがあったり、状況によっては子供の学習指導や家庭学習に関する保護者への協力依頼にも影響したりすることもあり、教員の業務としては相当の負担がある。

方向性

○学校徴収金の公会計化が実現することにより、学校の未納の督促業務が大幅に縮減されるとともに、事務主事の業務が大幅に整理され、副校長が担っている業務の一部でも事務主事が担うことになれば、副校長の業務軽減に大きな効果が出てくる。

○学校徴収金の公会計化については、23区内で既に導入している区もあるが、導入するに当たっては多くの課題があることから、導入した場合に予想される成果と課題を幅広い視点で検証しつつ、導入することも含めて研究していく。

⁴⁰ 各学校で行っている給食費や教材費などの徴収・管理を区が行っていくこと。

⁴¹ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」72ページの学校調査「学校徴収金の処理をどのように行っているか」の設問で「給食費」については96.2%が「銀行振込・口座引き落とし」となっている。

⁴² 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」72ページの学校調査「学校徴収金の処理をどのように行っているか」の設問で、「その他」については62.2%が「銀行振込・口座引き落とし」となっている。

⁴³ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」72ページの学校調査「学校徴収金の処理をどのように行っているか」の設問で、「その他」については27.0%が「手渡し」となっている。現金で受け取る場合とは、例えばリーダーや柔道着など、購入する子供とそうでない子供がいる場合や、部活動のように部によって必要とする費用がまちまちな場合など、一律に徴収することができない時に、特別な対応をしているケースであり、現金の取扱いについて教員は細心の注意を払うことになるが、未納分に関する課題は生じない。

⁴⁴ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」74ページの学校調査「学校徴収金の未納の督促等を誰が担当しているか」の設問で、給食費については53.3%、その他については36.6%が「事務主事」となっている。

⁴⁵ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」74ページの学校調査「学校徴収金の未納の督促等を誰が担当しているか」の設問で、副校長・担任・担任以外の教員を合わせると、給食費については43.3%、その他については51.3%となっている。

カ 学校園閉鎖期間の設定

現 状

- ◆ 台東区教育委員会では、東日本大震災が発生した年の夏季休業期間中に、全国的な電力不足への対応のため「夏季集中節電期間」と称して、週休日を含む5日間⁴⁶を指定して、その期間は、学校園は日直も指定せず、教員は夏季休暇・年次有給休暇等を取得するなどして出勤しないようにすることにより、学校園で電力を消費することを抑制し、節電に関して区民に啓発をした。
- ◆ この取組は現在でも継続しており、教員の業務改善という視点からは、教員が休暇等を取得しやすくなるという評価を受けるとともに、毎年度実施してきたことから保護者からも受け入れられている。
- ◆ ただし、電力不足への対応という趣旨は昨今の事情にはそぐわなくなってきている。

方向性

- 働き方改革の一環という趣旨で「学校園閉鎖期間」と名称を改めた上で、継続実施していく。
- 「週休日を含む5日間」という設定が妥当かどうかについては、他区の状況やその他の事業への影響も調査しながら研究していく。

⁴⁶ その年の暦によって日程は変動するが、8月のお盆休みに合わせて土曜日・日曜日を含む5日間を教育委員会が指定し、学校園は教育課程に位置付けている。

キ 幼児・児童・生徒ごとに作成される指導計画書の統一化

現 状

- ◆ 現在、区が独自に作成している長期欠席幼児・児童・生徒の毎月の指導記録については、平成30年度より書式を簡素化したところである。
- ◆ ただし、発達障害等により特別な教育的支援を要する子供や、日本語指導を要する子供、問題行動のある子供、要保護児童に認定されている子供、その他、配慮を要する子供の指導計画は各学校園で独自に作成しており、その書式はそれぞれの課題に応じて異なっている。

方向性

○学校園が、いずれの指導計画も同じ書式で作成できるようにすることにより、教員が作成しやすくなるとともに、他の教員や教育委員会が見たときに見やすくなり、業務の効率化が図れることから、教育委員会がそれらの幼児・児童・生徒の指導計画の作成上、共通する必要事項を精査した上で、同じ書式で作成できるかどうか検討していく。

ク 区役所内各課への啓発と協力依頼

現 状

- ◆ 各課では、課内の事業運営の一環で、学校園に対して以下のような様々な依頼⁴⁷をしている。
 - ・学校（管理職又は教員）に対して行う各種委員推薦依頼
 - ・学校（管理職又は教員）に対して行う調査、アンケート依頼
 - ・学校に対して行う、イベント等の参加、動員依頼
 - ・学校に対して行う、児童、生徒あるいはその保護者への資料配布依頼
 - ・学校を通じて児童・生徒等あるいはその保護者に対して行う調査、アンケート依頼
 - ・学校を通じて児童・生徒等に対して行う作品（作文、標語、絵画など）募集
 - ・ポスター等啓発物の掲示依頼
 - ・週休日等における学校施設・設備の使用依頼
- ◆ 各課からの学校園への依頼は、事業運営上、必要なため行っているものであるが、学校園にとってみると、それぞれについて業務量の増加がある⁴⁸。
- ◆ 例えば、作文・標語・絵画などの作品募集については、教科等の年間指導計画に位置付いていない場合は、特設してそのための時間を設定し、子供の作品について指導・点検するなどして応募させる。特に、ポスター・作文は様々な機関から依頼が来るため、夏休みの宿題にしてしまうと、子供たちはいくつもの作文やポスターを宿題として課される結果となり、本来、夏休み期間中に宿題として取り組んでもらいたい課題を宿題にできなかつたり、あるいは宿題の量が多すぎて子供に過度な負担を掛け、特に夏休み終了間際には精神的な負担を負わせたりすることになり、保護者から相談を受けることもある。
- ◆ 子供への意識調査については、どの時間帯に実施するかについて、教務部が中心となって時間割を組み直したりするなどの修正をし、各学年と調整しながら取り組む時間を設定して実施する。保護者への意識調査については、配布した後の回収・チェック・保管方法などについて教務主任から学年主任、そして各担任に伝達して間違えのないように処理している。また、未提出の場合、電

⁴⁷ 今年度区内各課へ「平成29年度に学校園に対して依頼した上記の項目」について調査をしたところ、総件数は574件になった。そのうち、幼稚園・こども園に該当するものが191件、小学校に該当するものが498件、中学校に該当するものが453件であった。また、574件のうち、各省庁や東京都知事部局・教育庁、その他関係機関から区市町村に依頼されたものが336件あるが、区独自に依頼しているものも238件ある。

⁴⁸ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」80・81・82ページの「仕事に対する意識」の中で「次のような悩みをどれくらい感じているか」という設問の中の「教育行政が学校現場の状況を把握していない」という選択肢に関して「とてもそう思う」「まあそう思う」を合わせた割合が、幼稚園で81.2%、小学校で80.4%、中学校で87.4%となっており、幼稚園では8項目中4番目、小学校では14項目中3番目、中学校では14項目中2番目といずれも高い割合となっている。「教育行政が学校現場の状況を把握していない」については様々な解釈があるが、教育行政が学校園への様々な依頼を調整していないという側面があることも考えられる。

話連絡などをして確認の作業⁴⁹をしている。

- ◆ ちらし等の資料配布に関しては、まず、学級の在籍数ごとに分ける作業が必要であり、授業が空いている教員がいれば副校長はその教員に頼むが、空いている教員がない場合は副校長が枚数を数えて学級ごとに分ける。しかし、時には枚数に違いが起きたり、学級をとり間違えたりすることがある。また、ある学級で枚数が足りないという事態が発生したときは、帰りの会で配布している場合、子供たちの下校を止めて⁵⁰、専科の教員や副校長が配布物の余っている学級を探して集めて、必ず全員に行き渡ったことを確認して下校させている。

方向性

○様々な課から学校園に対しては多くの依頼がされている現状と、些細と思われる業務についても学校園にとっては、まずは子供の負担にならないようにしながら、少しでも教育的効果が上がるように処理している実態については理解してもらう。

○また、区役所内各課で計画もしくは実施している学校園に依頼する業務について、例えば以下のような修正や配慮が可能であるならば、教員の業務量軽減のために検討する⁵¹。

- ・ 子供の作文・標語・絵画などの作品募集について応募を任意とし、応募する子供が直接所管課に作品等を提出できるようにしたり、学校は受け取った作品をそのまま所管課に送るだけにしたりするなど、学校園の業務がなるべく軽減されるようにする。
- ・ 子供や保護者への意識調査について、家庭から子供や保護者が直接所管課に回答を提出できるようにしたり、学校は受け取った回答をそのまま所管課に送るだけにしたりするなど、学校園の業務がなるべく軽減されるようにする。
- ・ 子供への配布物について、事前に所管課が学級ごとの在籍数に仕分けして学校園へ送付するなど、学校園の業務がなるべく軽減されるようにする。

○その他、学校園に負担を掛けないような事業の見直しが図れるものがあれば、事業ごとに研究する。

⁴⁹ 保護者は子供に渡して持って行かせたが、子供が担任等に提出し忘れて、その後、学校と保護者間でトラブルになることがあるため、念のため電話連絡などで確認をするが、そもそも回答する意思のない保護者には不愉快な思いをさせてしまうことがある。

⁵⁰ 学校園では、子供に差別感を与えることはできないので、全員に行き渡ることを確認するか、もし枚数が足りなくて全員に行き渡らないことが明らかになった場合には、全員から回収することもある。

⁵¹ 検討するに当たっては、教員の業務量の軽減だけでなく、適正な事業評価・区民サービス・費用など総合的に検討する必要がある。

② 学校園における取組

ア 業務の効率化・適正化

現 状

- ◆ 学校園では業務の効率化・適正化に向け、各学校園独自に以下のような取組を実施している。
 - ・諸会議実施前に資料を事前配布することによって会議の時間短縮を図ることによる業務の効率化
 - ・朝などに管理職が各主任等だけを招集して会議を開催し、各主任が他の教員に伝達することによる業務の効率化
 - ・校務支援システムの機能を活用して事務連絡をして、全体が集まる打合せ等は開催しないことによる業務の効率化⁵²
 - ・質を維持した上での指導計画や実施計画等の簡素化による業務の効率化
 - ・子供の安定した生活を図るための学校園行事の精選⁵³による、結果的な業務の効率化
 - ・校務分掌の見直し⁵⁴、もしくは複数担当制（主担当・副担当）⁵⁵による業務の効率化⁵⁶
 - ・中学校で、週に1日、全ての部活動を休止にすることによる顧問教員の業務の適正化
 - ・教員の勤務時間に合わせた子供の登下校時刻の設定による子供の安全管理の徹底と業務の適正化
 - ・PTAの会議を土曜学校公開日の10時開始にすることによる、校園長・副校園長・担当教員の業務の適正化
 - ・運動会や文化祭前に実施される、勤務時間外の朝練習を廃止にすることによる業務の適正化
 - ・月に1日、定時退勤日を設定し教員の業務時間短縮することによる業務の適正化
 - ・PTAとの協議の上、祭礼パトロールなどの勤務時間外の教員の業務を軽減することによる業務の適正化

方向性

○これらの各学校園の取組における顕著な成果については、園長会・校長会で共有し、各学校園の実態に応じて自校園でも取り入れられるものがあれば積極的に導入していく。

⁵² 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」68・69ページの学校調査「今後、教員の業務時間縮減を行うには、何が有効か」という設問に対し、「校内会議の精選、会議時間の短縮」を選択した学校園が、幼稚園で63.6%、小学校で63.2%、中学校で28.6%となっており、幼稚園・小学校では8項目中2番目となっていることから、これら会議の効率化については、今年度になってからの推進は拡大している。また、「学校運営連絡協議会における意見（PTA・地域等の意見）」（95ページ）の「要望や提言」の中で「会議の簡略化、精選は必要」との指摘を受けている。

⁵³ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」68・69ページの学校調査「今後、教員の業務時間縮減を行うには、何が有効か」という設問に対し、「学校行事の精選」を選択した学校園が、幼稚園で81.8%、小学校で78.9%、中学校で57.1%となっており、幼稚園、小・中学校ともに8項目中1番目となっていることから、数年前から授業時数の確保のために行われてきたが、今年度になってから働き方改革の目的からも重要度が高まっている。

⁵⁴ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」90ページの「どのような校務分掌を担当しているか（複数可）」という設問で「その他自由意見」の担当も合わせると、全部で30以上の担当が区立学校園の中にあるが、1校園に30の担当があるわけではなく、各校園において統合・分割などの工夫をしている。

⁵⁵ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」90ページの「どのような校務分掌を担当しているか（複数可）」という設問で、全ての回答の割合を合計すると153%となり、3人に2人は2つ以上を担当していることになる。

⁵⁶ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」68・69ページの学校調査「今後、教員の業務時間縮減を行うには、何が有効か」という設問に対し、「校務を複数人で担当する」を選択した学校園が、中学校で57.1%となっており、8項目中1番目となっている。また、91ページ「教職員の多忙や負担軽減について、効果があることはどのようなことだと思うか」について「交代ができるようにするための担当者の複数化」と回答した教諭等が54.4%で13項目中2番目となっている。

イ 特定の業務に特化した業務の効率化及び業務量の軽減

現 状

- ◆ 勤務実態調査の結果から、学校園には、自校園の「業務内容別の業務時間」について周知しており、自校園の課題についても認識し、教育の質を落とさず時間短縮に向けた取組が行われている。

方向性

- 学校園の課題によって異なるが、例えば「自校園は学校行事に費やす時間が多いため準備などにかかる時間を削減する」「会議に費やす時間が多いため、会議の精選・効率化を図る」など、各学校園が自校園の課題に応じた業務の効率化・適正化に向けて努力していく。
- 一方、幼稚園については授業準備の時間の長さが目立つ⁵⁷。幼稚園の授業準備については、小・中学校の特性と異なるところがあり⁵⁸、授業準備の時間が長いことだけをもって業務の在り方を評価することはできないが、例えば、週案や日案の作成などの事務処理の効率化を図るなどして時間の短縮を図れないかなどについて検討する。

⁵⁷ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」55ページの「業務内容別の業務時間（教諭等）」の中で、「授業準備」に要する幼稚園の平均時間は8時間37分となっており、小・中学校よりも多くなっているとともに、幼稚園の中でも「授業（主担当）」に次ぐ2番目となっている。

⁵⁸ 幼稚園の授業準備については、季節や月に応じて環境構成を変えること、前年と同じ環境で保育をするわけではないため、毎年、一から構成を考えなければならないこと、教材を準備する場合、全幼児の分を担当は作成しなければならないことなど、小・中学校とは一律に比較できない特性がある。また、適正就学制度のある小・中学校と異なり、様々な障害のある幼児が在園していることから、個々の障害の状況に応じた個別指導計画や特別支援教育支援員の業務内容の作成なども多く、それらも授業準備の時間となっている。

(3) 人員体制の整備

① スクールカウンセラー

現 状

- ◆現在、小学校で週3日（都費スクールカウンセラー週1日、区費スクールカウンセラー週2日）、中学校で週2日（都費スクールカウンセラー週1日、区費スクールカウンセラー週1日）配置している。
- ◆また、各校に複数のスクールカウンセラーが配置されており、スクールカウンセラー同士の情報共有もシステム化されていることから、教員では専門性の欠ける心理面のサポート業務を補っている。
- ◆さらに、後述するスクールソーシャルワーカーとの連携により子供や保護者への支援の役割分担ができてきたため、より一層スクールカウンセラーの専門性が発揮されるようになった。

方向性

○現状を維持するとともに、今後も成果と課題を把握していく。

② スクールソーシャルワーカー

現 状

- ◆ 平成28年度から導入し、子供の置かれた環境の課題等を改善するため子ども家庭支援センター・保護課等とも連携するとともに、区内の行政サービスを紹介・提供するほか医療や福祉の専門機関に繋げるなどの直接的な介入が実績を上げている。
- ◆ また、平成30年度より、スクールソーシャルワーカーが2名体制になり、より一層スクールソーシャルワーカーによる介入率が高まり、教員の専門性では対応困難な他機関との連携による子供の環境改善業務を補っている。
- ◆ さらに、教員が授業時間などで家庭訪問できないときなどに、スクールソーシャルワーカーが家庭と関わり、学校と保護者を繋げており、教員の業務軽減を図るとともに、様々な大人が関与することによる福祉的・教育的効果が確認されている⁵⁹。

方向性

○現状を維持するとともに、今後も成果と課題を把握していく。

⁵⁹ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」69・70ページの学校調査「貴校園で今後、増員したい外部人材は」という設問に対し、「スクールソーシャルワーカー」を選択した学校園が、中学校で28.6%となっており、13項目中3番目となっている。

③ 特別支援教育支援員

現 状

- ◆ 発達に偏りがあるなどの個別の子供の状況に応じた支援を行っており、教員による個別の子供への指導業務を補っている。
- ◆ ただし、近年、発達障害等に対する区民の理解が深まってきたことにより、保護者から特別支援教育支援員の配置希望が多くなるとともに、就学前機関において特別支援教育支援員がついていた場合は、小学校入学後も配置されることを強く希望する保護者もいる。
- ◆ 一方で、必要な特別支援教育支援員の人数に対して応募が少ない状況が続いている。教員が一斉指導をしながら個別指導及び個別の教育的支援を行っており、同じ業務量で個別の教育的支援の質を維持していくことは困難な状況にある⁶⁰。
- ◆ 現行の運用では校外学習に特別支援教育支援員が随行できるケースは、身体に障害があつて、既に学校園において特別支援教育支援員が配置されている場合に限っているが、特別支援教育支援員が配置されている子供で身体に障害がない場合でも、校外学習で特別支援教育支援員が帯同して、当該の子供や全体の子供の安全を確保する必要性を学校園から指摘されている。

方向性

- 特別支援教育支援員の応募者数を増やすための処遇改善を図る一方で、公正・適正な配置について検討する。
- 発達障害等により日常的に特別支援教育支援員がついている子供の場合も、教員の業務量軽減以上⁶¹に、当該の子供及び全体の子供の安全確保のために、特別支援教育支援員が帯同できるようにできるかどうか、制度の見直しについて研究する。

⁶⁰ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」69・70ページの学校調査「貴校園で今後、増員したい外部人材は」という設問に対し、「特別支援教育支援員」を選択した学校園が、幼稚園で27.3%、小学校で73.7%、中学校で57.1%となっており、幼稚園は13項目中2番目、小・中学校では13項目中1番目となっている。また80・81・82ページ、「仕事に対する意識」の中で「次のような悩みをどれくらい感じているか」という設問の中の「特別な支援が必要な子供への対応が難しい」という選択肢に関して「とてもそう思う」「まあそう思う」と回答した教諭等を合わせた割合が、幼稚園で83.0%、小学校で81.4%、中学校で84.8%となっており、幼稚園では8項目中3番目、小学校では14項目中2番目、中学校では14項目中3番目といずれも高い割合となっている。さらに、「教員からの意見（自己申告における面接からの意見）」（94ページ）の「意見」の中で、「特別支援教育支援員をバックアップしてもらいたい。」という指摘もある。

⁶¹ 発達障害の中には、興味や関心を持ったことにすぐに関わりたくなくて行動に表れたり、何らかの場の環境の要因に耐えられないほどの苦痛を感じてその場からの避難行動をとろうとしたりするなどの特性があり、そのような場合、当該の子供の安全を確保するために教員はすぐに追っていく必要があるため、全体を掌握している教員が一人欠けることになり、教員が最大限の業務量をこなしたとしても、子供の安全確保の問題は解消されない。

④ 日本語指導

現 状

- ◆ 日本語を十分に習得していない子供が転入・編入してきた際には、各学校園は日本語指導事業を活用しており、母国語と日本語両方に精通した指導員が派遣されている。
- ◆ この事業により、教員が授業中に授業を止めて個別の日本語指導をしたり、個別に別室に呼んで日本語指導をしたりする業務を補っている。
- ◆ ただし、小・中学校において転入時や重要な事項を保護者に伝達したい時の通訳としての派遣は十分ではなく⁶²、英語圏の保護者であれば、英会話ができる教員だけ業務量が増加する状況にある。

方向性

○子供への日本語指導については現状を維持するとともに、今後も成果と課題を把握していくが、小・中学校の保護者との通訳派遣の充実については検討していく。

⁶² 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」76ページの、学校調査「多忙や負担を軽減するための自由提案」において「外国籍の児童・保護者との連絡にかなりの時間を費やしている。」という指摘もあった。

⑤ 部活動の外部指導員の充実

現 状

- ◆ ほとんどの公立中学校の部活動指導は、服務上の取扱いについて、校長の職務命令に基づく勤務ではなく、教員の自発性・創造性に基づく業務として位置付けている。そのため、子供たちは、教員の休憩時間でも⁶³活動ができるとともに、教員の終業時刻を過ぎても活動することができている。
- ◆ また、教員が週休日等に練習や大会などで部活動指導をする場合⁶⁴も、4時間以上の活動は特殊勤務手当が支給されるものの、あくまでも勤務ではなく教員の自発性・創造性に基づく業務として位置付けられている。
- ◆ 台東区教育委員会の調査において、週当たりの在校時間が週60時間以上と以下の教員の業務時間を比較すると、部活動の時間に顕著な差がある⁶⁵。
- ◆ 理由としては、顧問の教員は生徒の安全確保の観点から部活動中に活動場所につくことにより、放課後の学級活動などの指導ができなかったり、分掌された校務や授業準備等の業務は部活動終了後に処理をしたりする⁶⁶ため、より一層在校時間が長くなるためである。
- ◆ さらに、担当の部活動について、指導可能な知識や技術を備えていない教員⁶⁷にとっては、生徒や保護者から「もっと専門的な指導をしてほしい」⁶⁸と要望される反面、「指導したいが指導できない」という自分の力の限界との葛藤を常に感じており、授業などの本来業務へのモチベーションの低下など深刻な状況に陥りかねない。

⁶³ 部活動は、授業が6校時までであるときは、その後、学級活動・清掃活動の後に開始されるため、早い部活で、およそ15:45から活動が始まり、多くの学校で18:00までとなっている。また、教員の休憩時間は、多くの場合15:50～16:35となっており、休憩時間中の部活動指導は、教員の自発性・創造性に基づく業務として位置付けている。

⁶⁴ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」89ページの中学校教員のみ調査した「部活動の指導で多忙と感ずること」という設問に対し「土日対応があること」を選択した教諭等が47.7%で6項目中1番目となっている。また、同設問の「その他の自由意見」の欄でも「大会がすべて休日開催」という指摘もある。

⁶⁵ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」59ページの、中学校教員で在校時間60時間以上の教員は部活動指導に平均13時間03分かけており、在校時間60時間未満の教員が部活動指導にかけている平均2時間56分よりも、10時間07分上回っている。

⁶⁶ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」89ページの中学校教員のみ調査した「部活動の指導で多忙と感ずること」という設問に対し「授業準備や教材研究などができないこと」を選択した教諭等が43.0%で6項目中3番目となっている。また、同設問の「その他の自由意見」で、「活動時間中、生徒につきっきりになること。」「学級活動での居残りができない。」という指摘がある。

⁶⁷ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」87ページの中学校教員のみ調査した「あなたは担当の部活動について、指導可能な知識や技術を身に付けているか」という設問について、「全く備えていない」「あまり備えていない」と回答した教諭等を合わせた割合が32.4%であり、顧問の3人に1人は指導可能な知識や技術を備えていない、もしくはあまり備えていないと言える。また、89ページの、中学校教員のみ調査した「部活動の指導で多忙と感ずること」という設問に対して「競技経験や専門知識が不足していること」という選択肢を選んだ教諭等が45.0%で8項目中2番目となっている。

⁶⁸ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」77ページの、学校調査「多忙や負担を軽減するための自由提案」において「部活動への過度な期待の軽減（学校選択制とリンクした課題）」という指摘もあった。

- ◆ また、年度間の教員の人事異動により専門的指導ができる顧問が転出した場合、転入してきた教員が同じ専門性を有しているとは限らず、結果的に指導可能な知識や技術を身に付けていない教員が顧問になることがある。生徒や保護者からは前年度までと同様の指導技術を期待されることから、専門性を有せず顧問となった教員が通常以上の負担を感じる事となる。そして、当該の顧問が指導技術を身に付けようとするれば、膨大な自己研鑽の時間と労力を必要とし⁶⁹、研修・研究量を含めた業務量は相当な量になる。
- ◆ 台東区では、既に部活動の外部指導員の配置事業は実施しており、本事業により、外部指導員が活動場所にいるときに、顧問は活動場所を離れて学年会などの小集団の会議をしたり、採点などの成績処理をしたりすることができ、教員の業務軽減に大いに貢献しており、中学校長会は「中学校の働き方改革に一番影響を与える事業である」との認識を示している。
- ◆ 教員からは部活動の外部指導員の更なる配置について要望⁷⁰もある。
- ◆ 本事業の予算にも限りはあり、中学校すべての要望を叶えるものではないため、外部指導員に無償で指導をしてもらっている実態もあり、毎年度中学校長会からは本事業予算の増額を求められている経緯がある。さらに、各中学校への配当方法についても指摘されている。

方向性

○専門的指導が困難な教員を救済するだけでなく、専門的指導ができる教員の業務時間の短縮を図るため、外部指導員費の充実や配当方法について検討する。

⁶⁹ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」 89ページの中学校教員のみ調査した「部活動の指導で多忙と感ずること」の「その他の自由意見」で、「知識をつけるために休日を使うこと。」「時間外に研修する必要があり何年も修得までに時間を要すること。」「生徒にある程度の力を付けさせるためには、かなりの専門的な知識が必要。」という同様の指摘が複数ある。

⁷⁰ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」 69・70ページの学校調査「貴校園で今後、増員したい外部人材は」という設問に対し、「部活動・クラブ活動支援員」を選出した学校園が、中学校で28.6%となっており、13項目中3番目となっている。また71ページ、中学校対象に調査した学校調査「外部指導員についてはどの程度導入すべきか」については、「一部の部活動に導入した方がいい」が57.1%、「全ての部活動に導入した方がいい」が42.9%となっている。また89ページ、中学校教員のみ調査した「部活動の指導で多忙と感ずることの原因」の「その他の自由意見」で、「外部コーチがない」「講師（外部コーチ）をお願いしているが費用がかかり私費になることもある。」などの指摘もある。さらに、「教員からの意見（自己申告における面接からの意見）」（94ページ）の「意見」の中で、「部活動の外部指導員をバックアップしてもらいたい。」との指摘もある。

⑥ 非常勤職員としての部活動指導員⁷¹の配置

現 状

- ◆ 東京都教育委員会は、「各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。」としているが、これまで台東区で配置した経緯はない。
- ◆ 非常勤職員としての部活動指導員は、教職員の一員としての位置付けとなるため顧問の教員がいなくても練習・引率ができるようになるということから、週休日の練習時間や大会時に顧問教員の業務が大幅に軽減できるという効果が望める。
- ◆ しかし、非常勤職員として部活動指導員を募集した際に、どのような人材が応募してくるのかについては不確定で、不安な要素が多くある。
- ◆ 既に職に就いていて放課後や週休日に部活動指導をしている現在の外部指導員が、その職を退いて非常勤職員に応募することは考えにくい。また、現役の学生で、放課後等に子供たちと一緒に練習メニューをこなしながら子供たちの技術向上を図っている現在の外部指導員⁷²が、終日の勤務をすることや週に複数日出勤することは困難である。
- ◆ さらに、退職した元教員で部活動指導のできる教員の場合、過去の経験則により指導しようとしたり、そのため顧問の教員の方針と折り合いがつかなくなったりするなど、学校経営上も困難をきたすことが予想される。
- ◆ また、当該職員の部活動指導を含めた学校職員としての職務内容の在り方など、研究の必要性がある。

方向性

○今後、東京都教育委員会及び他地区の採用・実施状況から情報収集するとともに、課題の解決が図れるかどうかを見極めた上で本区における実施に向けて検討していく。

⁷¹ 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する」学校の職員である。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

⁷² 現在の外部指導員は、地域人材・大学生・非常勤講師などで、本来業務をしながら学校の放課後の時間に来校したり、同校で勤務しながら放課後になったら外部指導員に立場を変えたりして、子供たちの部活動の技術指導等に当たっている。

⑦ 学力向上推進ティーチャー

現 状

- ◆ 学力向上推進ティーチャーは教員免許を所持しており、小学校で国語・社会・算数・理科、中学校で国語・社会・数学・理科・英語の教科の中から、既定の時間の中で各校が教科・時間数等を選択して、教育委員会で時間講師として配置している。
- ◆ 学力向上推進ティーチャーは、授業準備、T T指導、少人数指導、放課後指導、個別指導⁷³、採点・評価など多岐にわたる指導補助に当たっており、学習指導の質を向上させるだけでなく、教員の個別指導の時間や事務業務の軽減にも大いに貢献している。

方向性

○これまで実施していた学力向上推進ティーチャーの授業視察だけではなく、学力向上推進ティーチャーが処理している事務業務などの実態についても管理職や学力向上推進ティーチャー本人から聞き取りすることにより把握し、配置時間数増については、その成果を踏まえた上で検討していく。

⁷³ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」77ページの、学校調査「多忙や負担を軽減するための自由提案」において「不登校対応：別室対応を必要とする生徒、保護者からの要望が多い中、正規の教員のみで対応には限界がある。学習補償も考えると、学力向上推進ティーチャー等の支援員の必要性は大いにあり、活用している。」という指摘もあった。

⑧ 学力向上事業「大学生が先生」

現 状

- ◆ 「大学生が先生」事業は、主に教員を目指す大学生や大学院生が、学校において学習アシスタントとして授業を支援することにより、学生にとっては指導方法への理解を深められるとともに、「教える」という経験を積む機会になっている。また、学校としては、教員免許はなくても、子供によっては年齢が近く気軽に質問することができるため、学習へのつまずきのある場合に効果的な個別の指導をしてもらえ、教員は全体への指導への業務に通常以上に専念できることとなり、授業の質が向上している。
- ◆ さらに、学校にとっては放課後の補習業務を学生に任せることができるほか、登校渋りで教室に入ることが困難な子供に対する別室の指導、図画工作、美術、家庭、技術・家庭等の作品が授業時間内で終わらなかった子供だけを居残りで製作活動をさせるときや、児童会・生徒会本部の放課後の事務的作業をさせるときの子供の管理を「大学生が先生」に任せられる⁷⁴ため、学力向上以外にも教員の業務軽減という学校における働き方改革に大いに貢献しているという側面がある。
- ◆ しかし、配当予算を全て執行している学校とそうでない学校があり、事業全体としては有効な執行とはいえない状況である。
- ◆ また、本事業は、小・中学校だけが対象となっている。

方向性

- 本事業を子供の学力向上を図る目的のみならず、子供と直接関わって子供を見守って心理的安定を図ったり、安全の管理をしたり、特別活動等の支援をしたりするなど、教員の教育活動全般的なサポートができるスタッフとして位置付け、「(仮称)学習指導ボランティア」と改称する。
- 「大学生が先生」を必要としている学校に、十分な報償費を配当できるよう、事務局は、より一層の工夫をしていく。
- また、働き方改革の一環として本事業を見直すとともに、教員数の少ない幼稚園における効果も期待できる⁷⁵ことから、幼稚園における配置についても実現の可能性も含めて検討していく。

⁷⁴ 学生の中には、大学の講義の都合上、午後から、あるいは放課後から教育活動に参加できる人材も少なくない。

⁷⁵ 大学や短期大学からは、幼稚園で保育や教材作成経験を積ませたい学生を受け入れてくれないかというニーズがあるとともに、幼稚園の授業準備の時間が長いという課題を解決するためにも、幼稚園の働き方改革に向けては、学生の配置による効果が期待できる。

⑨ 理科支援員の配置

現 状

- ◆ 理科支援員は理科教育に関心のある学生・社会人・民間人等が、小学校の理科教育に関して支援をする事業であり、必ずしも理科教育を専門とする小学校教員は多くはないことから、実験の準備、実験中のアシスタントや実験結果の考察に関する個別指導、実験後の片付けなどで活動しており、授業の質の向上はもちろんのこと、小学校教員の授業準備・片付け等の業務の軽減となっている。

方向性

- 現状を維持するとともに、今後も成果と課題を把握していく。

⑩ スクール・サポート・スタッフ⁷⁶の配置

現 状

- ◆ 配布物の印刷、ポスターなどの掲示、単純なデータ入力作業、提出物の有無の名簿へのチェックなど、必ずしも教員という専門性を有していなくてもできる業務は学校の中にはたくさん存在する。
- ◆ 特に、副校長には、教員という専門性を有していなくてもできる業務のうち、どの教員の担当にも当てはまらないために処理している業務が多い。例えば、民間を含め外部機関から配布を依頼されたチラシの印刷と教職員への配布や子供への配布のための仕分け作業、全教員から集めたアンケートの単純集計や提出の有無の確認、連日区役所等から送付されてくる大量の文書の收受や必要な教員への供覧処理、個人情報を含まない一般資料の廃棄物を束ねたり廃棄場所へ運んだりする作業、教職員の氏名のラベル作りやゴム印の押印、校内表示の作成と掲示など、いわゆる雑務が非常に多い⁷⁷。
- ◆ 副校長の在校時間が職層別に比較した場合、最も多くなる理由の一つがこれらの細々とした事務作業の多さによるものである。学校ではそのような業務を担当する分掌を設置したり、担当する教員を指名したりするなどして副校長の業務軽減を図っているが、結果的に、教員の業務量の増加になってしまい、学校の働き方改革に向けた根本的な解決には至っていない。
- ◆ 平成30年度、東京都の補助事業で区内2校にスクール・サポート・スタッフを配置しており、教員という専門性を有していなくてもできる事務作業の処理に当たっている。

方向性

○スクール・サポート・スタッフ配置された学校における効果を、職層別在校時間などを比較して検証することにより、東京都の補助事業が廃止になった場合も視野に入れ、今後の事業化について検討していく。

⁷⁶ 教員という専門性を有していなくてもできる、主に職員室内の仕事进行处理する人材で、プリントの印刷・配布準備、授業準備の補助、採点業務の補助、その他教員の補助業務として校長が認める業務を行う。

⁷⁷ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」68・69ページの学校調査「今後、教員の業務時間軽減を行うには、何が有効だと思うか」という設問に関して「サポートスタッフの活用」と回答した学校園は、幼稚園で54.5%、小学校で57.9%、中学校で57.1%となっており、幼稚園・小学校では8項目中3番目、中学校では8項目中1番目となっている。

⑪ 幼稚園への事務職員の配置

現 状

- ◆ 幼稚園の教職員組織内には事務主事はいないため、経理事務は、現在、教員組織内の分掌事務として、担当となった教員が行っているが、定期監査では毎回多くの指摘を受けている実態がある。しかし、経理事務は教員の専門性外の業務であり、教員が担うべき業務とはいえない。
- ◆ さらに、幼稚園教員が不慣れな経理事務を処理するため、一連の処理の中で間違いや遅延を生じたりして契約や支払いに不都合が起き、その修正等のためにさらに時間を要することになり幼稚園教員の多忙につながっている⁷⁸。

方向性

- 小・中学校のように、連日、多くの経理事務が発生するわけではない。
- したがって、週に1～2日間、幼稚園に経理を担当する人材を配置することについて研究していく。

⁷⁸ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」69ページの学校調査「貴校園で今後、増員したい外部人材は」という設問に対し、「学校事務の補助員・サポーター」を選択した学校園が、幼稚園で45.5%と1番のニーズになっている。また75ページ、学校調査「多忙や負担を軽減するための自由提案」において「幼稚園は経理を担当する事務職がない。フリー（TT：「チーム・ティーチング」の略。以下同じ。）の立場の者が行っている。研修を受けているわけではないので、専門知識に乏しく、何度も書類のやり取りを行うことになり、時間がかかってしまう。時短軽減をはかるならば、書類の作成を事務方の方で行ってほしい。」との指摘もある。

⑫ スクールロイヤール⁷⁹

現 状

- ◆ 学校園は、保護者や地域からの意見や要望、時には苦情なども学校園の運営改善のヒントとして真摯に受け止めるとともに、それらの声は氷山の一角であるという認識の下、類似の事案についても見直しを図っている。つまり、学校園にとっては、外部からの意見・要望・苦情は学校評価⁸⁰の材料であり、学校公開期間・学校園行事などの機会の他、学期末や年度末などに保護者や地域からアンケートを採っている。
- ◆ しかし、昨今、学校園に寄せられる意見・要望・苦情の中には、学校園にとっては過度な苦情・要望と受け止められる場合として以下のような事例があり校園長が判断に迷うことがある。
 - ・合理的配慮を超えた特殊な対応を自分の子供に求めてくる。
 - ・虐待、もしくは虐待の疑いで関係機関に通告したのではないかと学校園に対して苦情を申し立ててくる。
 - ・学校園で問題のある行動を起こした事実について保護者に相談した際に、逆に学校園の指導上の問題をとがめてくる。
- ◆ また、子供間のトラブルから保護者間のトラブルに発展して、その対応を求められ、学校園としての立ち位置に迷う場合もある。
- ◆ さらに、教員による子供への指導の際に行われた行為の適法性、子供同士のトラブルにおける学校園の対応の妥当性について法的側面からの判断が求められるなど、困難な事例も多くなってきている。
- ◆ 学校園は、保護者との協力関係の中で子供をよりよく成長させていこうという姿勢を基本としている。そこで、保護者の受け止め方の特徴や家庭における保護者と子供との関係によっては、学校園で起きた事実や学校園の考え方をそのまま保護者に伝えることにより、当該の子供が不利益を被ってしまうことが容易に想像できる場合は、どこまで保護者に伝えればいいのか、子供に対して何

⁷⁹ いじめや保護者とのトラブル、体罰、教員同士のトラブル等、学校園で起こる問題の法的解決を目指して派遣される弁護士で、文部科学省は、今年度、「法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面からのいじめ予防教育を行うとともに、いじめなどの諸課題の効率的な解決にも資する、学校における相談体制の整備に関する調査研究」を実施している。

⁸⁰ 学校評価は、以下の3つを目的として実施するものとされている。

- ①各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- ②各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- ③各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

をどこまでやればいいのかなど⁸¹、客観的かつ法的な立場からの意見を必要とする場合もある。

- ◆ 一方、これらの対応は突然発生することが多く、「今日の放課後」「明日の夜」など十分な時間がないまま回答を求められることもあり、学校園に対して教育委員会が相談に乗ることはできても、法的側面から専門的助言を与えることはできず、最終的に決断するのは学校園となる。
- ◆ このような事例に至るのは、ごく一部に過ぎないが、異なる事案に関して何度も厳しい苦情・要望と受け止められる申し立てをしてくたり、一つの事案に関して長期化したりするなど、担任・学年教員・管理職にとって通常の業務に大きな支障を及ぼす事態となる。
- ◆ さらに、部活動中の子供の声や楽器等の音・校庭の虫の声が騒音に当たるか否か、子供たちの登下校の仕方が迷惑行為に当たるか否か、子供が校外をランニングしている際に一般人と接触した際に学校は安全配慮義務を果たしていたか否か、またその際の子供の行為は過失か故意か、また損害賠償はどうするかなどを巡って、近隣とのトラブルに発展するということが都内では起きている。
- ◆ これらの困難な状況は、学校だけではなく保育園・幼稚園等、子供を教育・保育する機関では同様に起きている。

方向性

- 公設の子供を教育・保育する機関が、すぐに電話やメールなどで法的な相談ができたり⁸²、数校園当たり一人の法的な相談ができる人材が巡回したりするなどの方法が考えられる。
- ただし、スクールロイヤーを導入するに当たっては多くの課題があることから、導入した場合に予想される成果と課題を幅広い視点で検証しつつ、導入することも含めて研究していく。

⁸¹ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」80・81・82ページの「仕事に対する意識」の中で「次のような悩みをどれくらい感じているか」という設問の中の「保護者対応が難しい」という選択肢に関して「とてもそう思う」「まあそう思う」と回答した教諭等を合わせた割合が、幼稚園で84.9%、小学校で67.0%、中学校で74.2%となっている。

⁸² 区役所の顧問弁護士に相談する事案もあるが、顧問弁護士への相談は日程が定められているとともに、月に2回となっている。学校園が求める法的な相談は、学校園に落ち度があるのではないか、どのように子供に関わっていくことが法的な過失とならないかという法的な助言をもらうレベルから、事故が発生した上で今後の対応の仕方について法的な指示をもらうレベルまで様々であり、特に前者が多い。前者の場合は、大きなトラブルを未然に防止するために重要な危機管理意識ではあるが、限られたときにしか来庁しない顧問弁護士に相談することには躊躇している事態がある。

(4) 国・都への要望

現 状

- ◆ 教育の機会均等と義務教育水準の維持向上を保障するため、学級編制、教職員定数については「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）」により国が定め、都道府県は国が定める標準を基に学級編制の基準を設定している。
- ◆ 東京都においては、小学校1・2年生、中学校1年生において学級編制基準を弾力化しているとともに、指導方法工夫改善による加配教員などの制度もある。
- ◆ しかし、台東区議会からは「教員の増」の必要性について指摘されているとともに、学校現場⁸³、学校運営連絡協議会⁸⁴からも同様の要望・意見は複数寄せられている。

方向性

○引き続き、都・国に対して教員の定数増に関する要望をあげていく。

⁸³ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」76・77ページの、学校調査「多忙や負担を軽減するための自由提案」において「1名の教員の増」「保健体育科のTT」「教員の持ち時数上限の見直し」及び「それに伴う時間講師の時間増」などの指摘が複数ある。また、「教員からの意見（自己申告における面接からの意見）」（94ページ）の「意見」の中で、「専任を増やしてほしい。」「小規模校こそ加配が必要ではないか。」「教員数を増やしてほしい。」「正規教員を1名定員増にしてほしい。」などの複数の指摘を受けている。

⁸⁴ 「学校運営連絡協議会における意見（PTA・地域等の意見）」（95ページ）の「要望や提言」の中で、「先生の数を増やす」との指摘も受けている。

(5) 学校の働き方改革に関する学校関係者からの意見聴取・プランの保護者及び区民への啓発

現 状

- ◆ 報道等により、教員の長時間労働については、断片的に伝えられているところではあるが、台東区として本区の状況や取組について保護者・区民に積極的に発信してきたことはないため、本区の課題等については理解されていない。
- ◆ しかし、台東区立学校園は、他区に例を見ないほど、地域から支えられ、保護者から多大な協力を得ながら成り立っており、学校における働き方改革プラン策定に当たって保護者・区民の意見を聴くこと、そして策定されたプランについては保護者・区民に啓発し、保護者・区民の理解・協力を得ながら推進していく必要がある。

方向性

- 学校園で開催される学校運営連絡協議会⁸⁵において、学校における働き方改革について議題として取り上げ、継続的に委員から意見を聴取する。
- 策定された学校における働き方改革プランについては、ホームページ上で公表する。
- 本プランにより学校における働き方改革を進めていくことを、台東区町会長連合会、幼稚園・小学校・中学校PTA連合会で報告する。
- プランの概要をまとめたリーフレットを作成し、学校園を通して保護者に配布する。

⁸⁵ 学校園で構成する委員が異なるが、主に地元町会長、民生委員、保護司、同窓会長及び役員、PTA顧問、PTA会長及び役員など、当該校園を強く支援している方々で構成され、学校園の課題や今後の取組等について協議し、校園長はそれを参考に経営を進める。また、校園長が、地域や保護者に理解・協力を求める際に事前に了解を得る場としている。

7 その他の方向性

(1) 出退勤管理システムの導入

現 状

- ◆ 現在、教員の出勤は出勤簿への押印をもって管理しているが、教員が学校園に来た時刻や学校園を出た時刻については、主に副校長及び園長による目視により行っているため、正確な在校園時間は管理していなく、教員一人一人の1か月の在校園時間なども把握できていない。
- ◆ 学校園の独自の取組として、週案簿⁸⁶に学校園に来た時刻や学校園を出た時刻を記録させてはいるが、そこから週当たり、1か月当たりの在校園時間を集計することはできていない。

方向性

- 出退勤管理システム自体は、学校における働き方改革に向けて業務を軽減したり効率化を図ったりするものではない。しかし、学校における働き方改革に向けて実施する様々な取組により、教員の長時間労働がどれだけ改善されたかを評価・改善していくためには、教員に負担を掛けずに、在校園時間がどのように変容したかを検証していく必要⁸⁷がある。
- さらに、管理職が教員一人一人の在校園時間を正確に把握することにより、いわゆる過労死ラインを大幅に越えて業務をしていた教員がいた場合に、その教員に対して医師による面接指導を受けるような働き掛けを行うことができ、労働安全衛生法上においても適切な労務管理をすることが可能になる。
- また、働き方改革については、たとえ小さい改善でも、できることはすぐにも実施しており、その一つ一つの効果の検証が必要である。そして、プラン策定後も柔軟に改善策を検討していくためにも、まずはタイムカードなどの出退勤管理システムが導入された環境を構築することは急務である。

⁸⁶ 教員が1週間の指導計画を記載し管理職に提出して点検を受け、管理職は必要に応じて指導・助言を行う公簿で、ノート形式のものもあるが、校務支援システムで作成できる。

⁸⁷ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」67ページの学校調査「貴校園にどのような機材があれば業務改善につながるか」に関する自由意見では、幼稚園、小・中学校、各校種からそれぞれ、「タイムカード」等の出退勤管理システムに関する指摘が複数あった。

(2) ストレスチェック

現 状

- ◆ 労働安全衛生法において、「事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない」とされており、従業員50人未満の事業場においては努力義務となっているが、現在、本区においては実施していない⁸⁸。

方向性

- 事業者である教育委員会が努力義務を果たして、働き方改革として労務管理を徹底する方向で考えた場合、国が標準としている57項目で構成されるチェック表で実施するか、簡略版として例示されている23項目で実施するか、また面接指導を実施する医師を選定するかどうか、検討すべき事項がある。
- さらに、勤務の状況に関する設問や、「上司に気軽に話せるか」などの、いわゆる直属の上司や管理責任者に関わる設問に、教員が安心して回答できるようにするために、教育委員会が所管するとした場合どの部署が適切かなども考えなければならない。
- 一方で、23区中18区で既に実施しているという背景からも、他区の状況を調査して課題を解決しながら、導入に向けて検討していく。

⁸⁸ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」79・80ページの「仕事に対する意識」の中で、「仕事についての記述について、現在の状況に当てはまるものは何か」という設問の中の「仕事に行き詰まることがよくある」という選択肢に対し「そうである」「まあそうである」と回答した教諭等を合わせた割合が、幼稚園で43.4%、小学校で41.5%、中学校で43.0%となっており、このような教員こそ、心理的な負担の程度を把握するための検査が必要であり、これらの教員の中にSOSのサインを出しながら管理職を始めとした周囲が気付かず、本人にとって将来を左右する病状に陥っている場合もあると考えられる。

(3) 中学校の部活動

現 状

- ◆ 平成30年3月にスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、「都道府県は、本ガイドラインに則り、運動部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な運動部活動の取組に関する『運動部活動の在り方に関する方針』を策定すること」とした。
- ◆ そこで、東京都教育委員会はこれを受け、平成30年4月に「運動部活動に関する方針」を策定した。
- ◆ スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」では、策定の趣旨として「中学校段階での運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち」としているが、顧問教員の業務に直接関わる「適切な休養日の設定」の項目については以下の通りとなっている。

運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

- ・学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、市区町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

- ◆ 一方、東京都教育委員会が策定した「運動部活動に関する方針」においても「中学校段階の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環

境を構築するという観点に立ち」とスポーツ庁と同じ策定の趣旨を述べた上で、顧問教諭の業務に直接関わる「適切な休養日の設定」の項目について以下のよう
に、形式は異なるものの全く同じ内容として示している。

【休養日】

- 1 学期中は、週当たり2日以上
の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。)
- 2 長期休業日の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取るとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

【活動時間】

- 1 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日(祝日等を含む)及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、区市町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

方向性

○スポーツ庁、東京都教育委員会が同じ「休養日の設定」を示したことから、台東区教育委員会としても、休養日の設定については、まずは以下を当面の目標とする⁸⁹。なお、スポーツ庁、東京都教育委員会は運動部について定めているが、台東区の場合、「吹奏楽コンクール」に向けて、吹奏楽部の活動も盛んに行われていることから、「バランスのとれた生活を送らせる」という視点に立ち、文化部についても適用することとする。

休養日

○学期中は、週当たり2日以上
の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。)

⁸⁹ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」71ページの、中学校対象に調査した学校調査「部活動の在り方について、今後どうしていくべきか」について「教員の負担軽減の観点から活動時間を抑えるべき」が57.1%、「生徒の生活や成長とのバランスかを考慮し活動時間を抑えるべき」が28.6%、「現状のままでいい」が28.6%となっている。また、同じく71ページの学校調査「休養日を設ける場合にどの程度が適当か」について「2日」が71.4%、「1日」が28.6%となっている。

○長期休業中も学期中に準じた扱いにするとともに、生徒が十分な休養を取るとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

活動時間

○1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- しかし、運動部の場合、週休日に練習試合をしたり、その結果を踏まえて強化練習を行ったりすることにより、生徒たちの思考力・技量・部員同士のコミュニケーション力が急激に高まるという教育的効果がある。また、文化部の場合も、大会前やコンクール直前は、仕上げの練習をすることにより、結果にかかわらず部員たちに達成感や自己肯定感をもたせることができるという効果もあり、週当たりの基準だけでは、生徒の休養と達成感のバランスから考えて十分とは言えない⁹⁰。
- そこで、スポーツ庁、東京都教育委員会ともに、「なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、区市町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。」としていることから、休養日や活動時間の設定については、前述した「在校園時間の目安」同様に、週当たりのみならず、例えば月当たり、2か月当たり、学期当たり、年間を通してなどの目安を示し⁹¹、別途、「(仮称)台東区部活動ガイドライン」を作成する必要がある。
- また、活動時間に関しても、現在、週休日等の部活動指導に関わる特殊勤務手当が4時間以上の場合に支給されるという制度になっていることから、制度変更を見極めながら、仮に制度が変更にならない場合には、例えば準備・片付けを活動時間以外の指導時間として定めることも検討することとする。
- さらに、今後、中学校体育連盟が主催する大会規定の変更も考えられることから、その都度、「(仮称)台東区部活動ガイドライン」を柔軟に修正していく必要がある。
- なお、ガイドライン作成は主に生徒主体ではあるが、一方で働き方改革の側面から、以下の点に留意する必要がある。

⁹⁰ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」89ページの中学校教員のみ調査した「部活動の指導で多忙と感ずること」の「その他の自由意見」で、「時期によるが活動日が多くなる。」という指摘もある。

⁹¹ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」89ページの中学校教員のみ調査した「部活層の指導で多忙と感ずること」という設問に対し「土日対応があること」を選択した教諭等が47.7%で6項目中1番目となっている。また、同設問の「その他の自由意見」の欄でも「大会運営」「大会がすべて休日開催」という指摘もある。

- 部活動を通して熱心に子供と関わり、子供にも人格形成の観点から成果が上がっている場合、週単位で活動時間や休養日に制約を与えることにより、その顧問の教員がやる気を損なってしまうような配慮は必要である。しかし、一義的には、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠など、バランスのとれた生活を送ることができるようにすることが目的であり、顧問の教員もそのことを理解するとともに、自身の業務時間についても今まで以上に関心を持ち、上記の休養日や活動時間の設定に関しては1か月単位、もしくは翌月も合わせた範囲で確認していくことは必要である。
- 台東区の調査結果でも明らかになったように、「担当の部活動について、指導可能な知識や技術を備えていない」と自覚している教員⁹²がいること、「学習指導の準備などの時間を確保するために部活動にける時間は少なくしたい」について肯定的に考えている教員⁹³がいること、「部活動の指導は外部の人材にゆだねるべき」について肯定的に考えている教員⁹⁴もいる実態を踏まえ、部活動の指導を負担に感じている顧問の教員への配慮は必要である。そこで、先述した、部活動の外部指導員を活用することにより、技術指導面でサポートすることがより一層重要である。

⁹² 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」87ページの中学校教員のみ調査した「あなたは、担当の部活動について、指導可能な知識や技術を身に付けているか」という設問について、「全く備えていない」「あまり備えていない」と回答した教諭等を合わせた割合が32.4%であり、顧問の3人に1人は指導可能な知識や技術を備えていない、もしくはあまり備えていないと言える。

⁹³ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」88ページの中学校教員のみ調査した『学習指導の準備の時間を確保するために部活動にける時間は少なくしたい』か、それとも『生徒理解を深めるために、部活動指導に積極的に取り組みたい』かのどちらの考えに近いかの設問に関して「部活動にける時間は少なくしたい」に肯定的な回答した教諭等は36.4%、「部活動指導に積極的に取り組みたい」に肯定的な回答をした教諭等が21.9%であった。

⁹⁴ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」88ページの中学校教員のみ調査した『部活動の指導は外部の人材に委ねるべき』か、『部活動の指導は、学校教育の一環として教員が行うべき』かのどちらの考えに近いかの設問に関して「外部の人材に委ねるべき」に肯定的な回答をした教諭等は37.7%、「教員が行うべき」に肯定的な回答をした教諭等は21.2%であった。

(4) 夜間における学校園への電話連絡⁹⁵

現 状

- ◆ 現在、非常災害や子供の指導に関し緊急性のある場合、子供の進路に関わる志望校決定や手続きなどに関して締切りに余裕がない場合のほか、保護者が不安を感じていることについて相談や質問などがある場合に、夜間においても、学校園へ電話連絡がある。

方向性

- 様々な事情があるために、性急に留守番電話を設置したり、一定の基準を設けて、「夜間ではなく翌日に」と定めたりすることは困難である。
- ただし、保護者にも夜間の学校園への連絡については、今、学校園へ連絡すべき内容かどうかについて考慮されたいことも啓発していく必要はある。
- そのためには、学校園から保護者に対する電話等による連絡についても、翌日で済む内容については夜間等には連絡しないよう努めていくことが重要であるとともに、保護者に不安を抱かせないよう、問い合わせが予想される事項を、事前にホームページや学校便りなどに掲載していくことも必要である。

⁹⁵ 「台東区公立学校教員勤務実態調査結果」76・77ページの、学校調査「多忙や負担を軽減するための自由提案」において「夕方以降の保護者からの電話を留守電などにしてもらえると、教員によっては日に数時間変わってくると思われる。」「留守番電話の設置。」という同様の指摘があった。また、「教員からの意見（自己申告における面接からの意見）」（94ページ）の「意見」の中で、「夜間の電話連絡は極力避けていただけるとありがたい。」という指摘もあった。

第3部

推進体制

8 働き方改革プランの推進に向けて

(1) 改革プランに基づく取組スケジュール

① 業務の軽減・効率化に向けた教育委員会としての取組

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度以降
ア 調査の精選	随時精選			
イ 教員の出張回数の削減	検討しつつ必要に応じて削減			
ウ 報告書の簡素化	随時簡素化			
エ 校務支援システムの活用	(導入済み)	方向性未定		
オ 学校徴収金の公会計化	研究	導入の可能性も含めて研究		
カ 学校園閉鎖期間の設定	「夏季集中節電期間」	「学校園閉鎖期間」に名称変更	→	
キ 幼児・児童・生徒ごとに作成される指導計画書の統一化	—	検討・実施	→	
ク 区役所内各課への啓発と協力依頼	啓発・依頼	→		

② 業務の軽減・効率化に向けた学校園における取組

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度以降
ア 業務の効率化・適正化	各校園で実施及び事例の共有			
イ 特定の業務に特化した業務の効率化及び業務量の軽減	各校園で実施及び事例の共有			

③ 人員体制の整備に向けた取組

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度以降
ア 部活動の外部指導員	実施	検討	充実	→
イ 非常勤職員としての部活動指導員の配置	—	検討	実施時期未定	
ウ 学力向上推進ティーチャー	実施	実態把握	方向性未定	
エ 大学生が先生	配当工夫	業務範囲拡大	→	
オ 幼稚園への事務職員の配置	検討	実施時期未定		
カ スクールロイヤー	研究	導入の可能性も含めて研究		

④ その他の取組

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度以降
出退勤管理システムの導入	検討	導入・実施時期未定		
ストレスチェック	検討	導入・実施時期未定		

(2) 取組の成果の把握・検証・改善

業務改善・長時間労働の縮減に資する取組については、出退勤管理システムにより算出される在校園時間の変容により成果や課題を把握していく。

また、モデル校方式により検証する取組については、他校園との比較だけでなく、同校園の経年の比較により成果を検証していく。

さらに、拡大・充実した事業についても、その後の成果について把握・検証を行い、常に「週当たりの目標」「2か月当たりの目安」「2か月から6か月間の勤務を要する日の日数に対する合計の目安」に立ち返り、すべてがクリアできることを将来的な目標とし、PDCAサイクルにより取り組んでいく。

9 学校園の業務改善に向けた不断の取組

文部科学省において進められている学校における働き方改革は、中央教育審議会がまとめた「中間まとめ」を踏まえ、平成29年12月28日文部科学省が実施する取組をまとめた「緊急対策」が公表されたところであり、検討はそれ以降も継続している。

そこで、本区においても、本プランをまとめた後でもこれをゴールとせず、本プランの目的に資する業務改善の取組については継続的に他地区の好事例やICTによる最新技術等に関する情報収集をするとともに、学校園、地域・保護者からの意見を聞き、できることは直ちにに取り組んでいく必要がある。

なお、本区における働き方改革プランをまとめた後に示される予定の中央教育審議会による「最終報告」、それを踏まえた文部科学省の取組や法制度改正は本区の取組にも大きく影響することが予想されるため、必要に応じて改訂していくことも想定しておく。

資料編

資 料 編 目 次

1 台東区の勤務実態調査結果より	5 1
(1) 調査概要	5 1
(2) 調査結果の分析	5 2
① 調査結果の概要	5 2
ア 教員の一日当たりの在校園時間	5 2
イ 教員の1週間当たりの在校園時間	5 2
ウ 1週間当たりの在校園時間の分布（教諭等及び副校長）	5 3
エ 業務内容別の業務時間（教諭等）	5 5
オ 業務内容別の業務時間（副校長）	6 0
② 本調査における業務分類	6 5
(3) 台東区教育委員会が実施した学校調査結果からとその分析	6 7
① 貴校園にどのような機材があれば業務改善につながるか、ご意見があればご記入ください。	6 7
② 今後、教員の業務時間縮減を行なうには、何が有効だと思いますか。	6 8
③ 貴校園で今後、増員したい外部人材はいますか。	6 9
④ 部活動について（中学校のみ）	7 1
ア 部活動の在り方について、今後どうしていきべきだと思いますか。	7 1
イ 休養日を設ける場合にどの程度が適当だと思いますか。	7 1
ウ 外部指導員については、どの程度導入すべきだと思いますか。	7 1
⑤ 学校徴収金について	7 2
ア 貴校園では、学校徴収金の処理をどのように行っていますか。	7 2
a 給食費（小中学校のみ）	7 2
b その他（学用品、教材費、PTA会費、修学旅行費等）	7 2
c 部活動にかかる費用（中学校のみ）	7 2
イ（問アで「2 手渡し」「3 どちらも可能としている」と回答した場合）徴収はだれが担当していますか。	7 3
a 給食費（小中学校のみ）	7 3
b その他（学用品、教材費、PTA会費、修学旅行費等）	7 3
c 部活動にかかる費用（中学校のみ）	7 3
ウ 貴校園では、学校徴収金の未納の督促等を誰が担当していますか。	7 4
a 給食費（小中学校のみ）	7 4
b その他（学用品、教材費、PTA会費、修学旅行費等）	7 4
c 部活動にかかる費用（中学校のみ）	7 4
⑥ これまでのご自身の経験や学校を踏まえ、教員の多忙や負担の軽減についてご提案いただける取組がありましたらご記載ください。	7 5
(4) 台東区教育委員会が実施した教員アンケートの結果からとその分析	7 8
① ライフ・ワーク・バランスについて	7 8
ア あなたはお子様がいらっしゃいますか。	7 8
イ あなたには現在介護を必要とする人がいますか。	7 8
ウ 今後、育児や介護にあたりどのような配慮を望みますか。	7 8

② 仕事に対する意識について	79
ア 仕事についての記述について、現在の状況に最もあてはまるものは何ですか。	79
イ あなたは、次のような悩みをどれくらい感じていますか。	80
③ 教科指導について（小中学校のみ）	83
ア 今後（新学習指導要領の実施において）、毎時間の授業の目標を達成するために、授業中、以下の時間がどの程度必要だと考えますか。	83
イ 今後（新学習指導要領実施において）、以下の指導方法や学習活動等が、どの程度重要だと考えますか。	84
ウ 現在、授業の前後において、以下の時間は十分に確保できていますか。	86
④ 部活動について（中学校のみ）	87
ア あなたは担当の部活動について、指導可能な知識や技術を身に付けていますか。	87
イ 部活動指導について、次のそれぞれについてあなたの考えはどちらに近いですか。	88
a 「学習指導の準備などの時間を確保するために部活動にかける時間は少なくしたい」か、それとも「生徒理解を深めるなどのために、部活動指導に積極的に取り組みたい」か。	88
b 「部活動の指導は外部の人材にゆだねるべき」か、「部活動の指導は、学校教育の一環として教員が行うべき」か。	88
ウ あなたが部活動の指導で多忙と感じている原因は何ですか。	89
⑤ その他	90
ア あなたはどのような校務分掌を担当していますか。	90
イ 教職員の多忙や負担の軽減について、効果があることはどのようなことだと思いますか。	91
ウ 平日の時間外に業務を行う動機について、どのように思っていますか。	91
エ 平日の時間外に業務を行うことについて、あなたの考えに一番近いものはどれですか。	92
オ あなたは普段、学校ごとに定められている45分間の休憩時間をとれていますか。	93
カ あなたは今年度、自己研鑽や自己の教養と高めるための時間をとれましたか。	93
2 教員からの意見（自己申告における面談からの意見）	94
(1) 既に行っている対策	94
(2) 意見	94
3 P T A ・地域の意見（学校運営連絡協議会における意見聴取より）	94
(1) 現状への評価	94
(2) 現状に対する指摘	94
(3) 要望や提言	95

1 台東区の勤務実態調査結果より

(1) 調査概要

1 調査名	台東区公立学校教員勤務実態調査
2 目的	本区公立学校教員の勤務実態を正確に把握し、結果に基づいた有効な対策を検討するため
3 調査期間	平成30年1月22日(月)から2月11日(日)まで ※「業務記録票」回答については、以下のいずれかの1週間を学校ごとに選択し設定 ○平成30年1月22日(月)から1月28日(日)まで ○平成30年1月29日(月)から2月4日(日)まで ○平成30年2月5日(月)から2月11日(日)まで
4 調査対象者	常時勤務する教員全員(校長、園長、副校長、副園長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭、主幹養護教諭・主任養護教諭・養護教諭、栄養教諭等。臨時的任用を含む。)※小学校 589人、中学校 155人、幼稚園・こども園 53人
5 調査票	<p>(1)学校調査票</p> <p>【調査項目】 基本情報、業務改善、業務時間短縮、外部人材活用、部活動、学校徴収金、その他</p> <p>(2)教員調査票</p> <p>【調査項目】 基本情報、ライフ・ワーク・バランス、仕事に対する意識、教科指導、部活動、校務運営、その他</p> <p>(3)業務記録調査票</p>

(2) 調査結果の分析

① 調査結果の概要

ア 教員の一日当たりの在校園時間

a 平日

平日	幼稚園	小学校	中学校
校長	11 時間 06 分	11 時間 03 分	10 時間 45 分
副校長	11 時間 43 分	12 時間 22 分	11 時間 54 分
教諭等	10 時間 39 分	10 時間 30 分	10 時間 27 分

b 土曜日

土曜日	幼稚園	小学校	中学校
校長	1 時間 06 分	3 時間 37 分	6 時間 30 分
副校長	3 時間 40 分	4 時間 09 分	3 時間 16 分
教諭等	0 時間 40 分	0 時間 59 分	3 時間 25 分

c 日曜日

日曜日	幼稚園	小学校	中学校
校長	2 時間 07 分	0 時間 25 分	2 時間 30 分
副校長	2 時間 10 分	1 時間 11 分	3 時間 03 分
教諭等	0 時間 37 分	0 時間 37 分	2 時間 10 分

イ 教員の1週間当たりの在校園時間

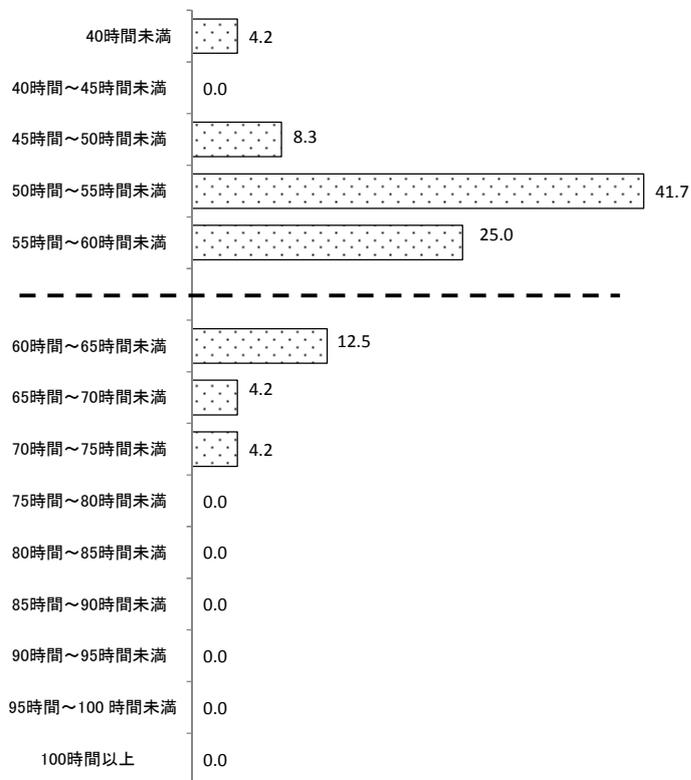
一週間	幼稚園	小学校	中学校
校長	55 時間 40 分	58 時間 03 分	60 時間 46 分
副校長	63 時間 28 分	64 時間 51 分	64 時間 34 分
教諭等	53 時間 51 分	52 時間 33 分	55 時間 52 分

※ 1週間当たりの在校園時間については、平均調査回答時間（幼稚園 65 分、小学校 77 分、中学校 65 分）を一律で差し引いている。

ウ 1週間当たりの在校園時間の分布（教諭等及び副校園長）

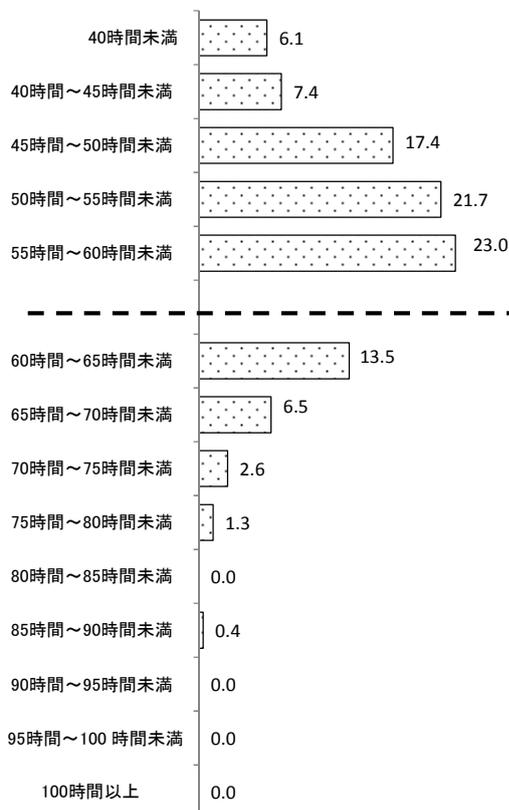
a 教諭等

○幼稚園

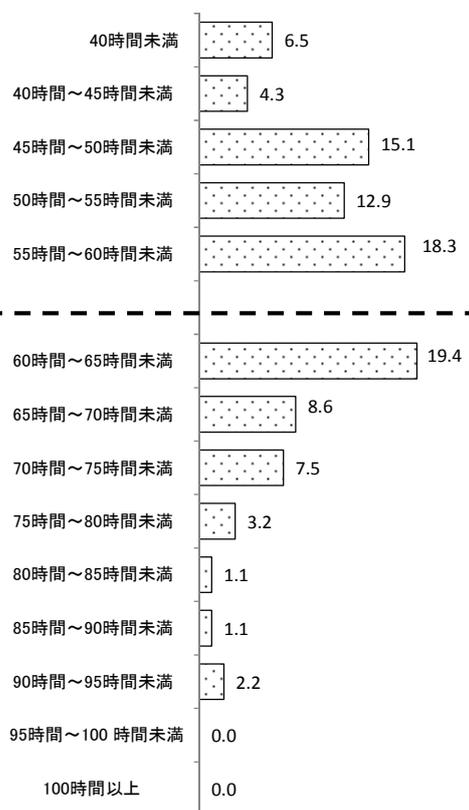


在校時間 60 時間以上の割合	
幼稚園	20.9%
小学校	24.3%
中学校	43.1%

○小学校

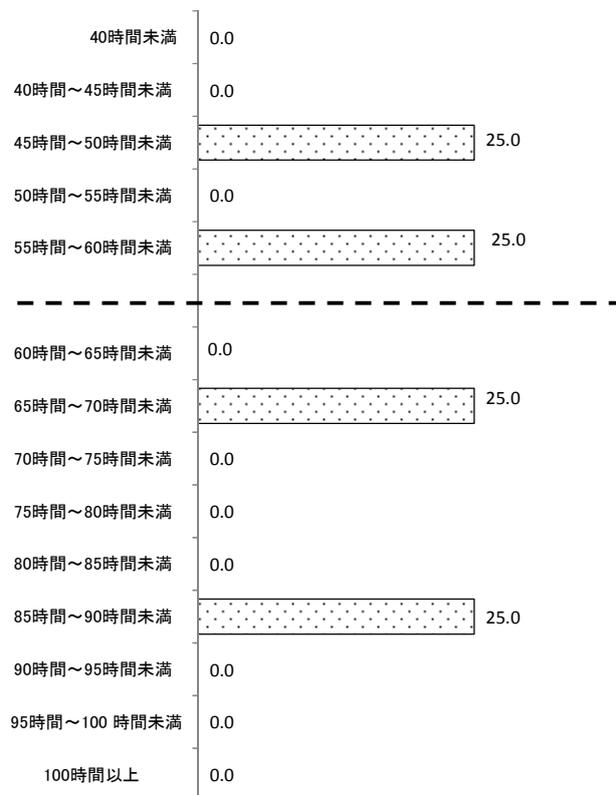


○中学校



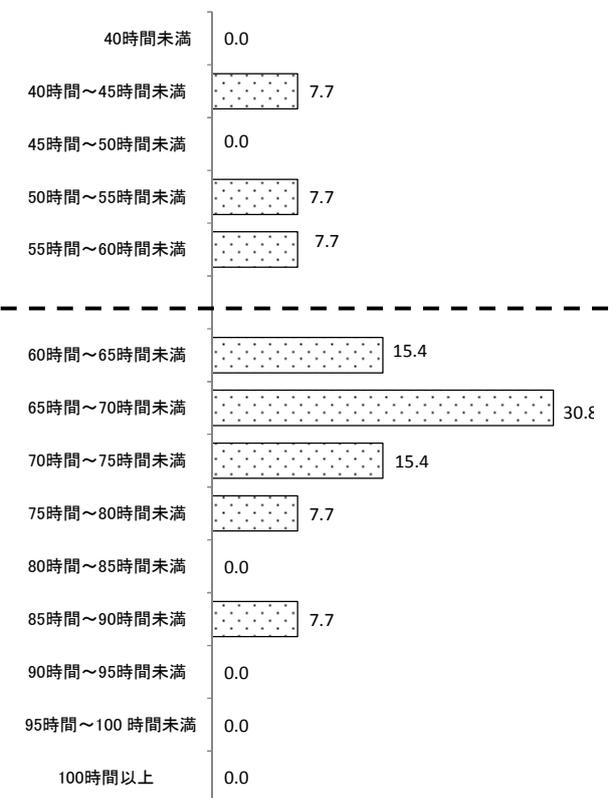
b 副校園長

○幼稚園

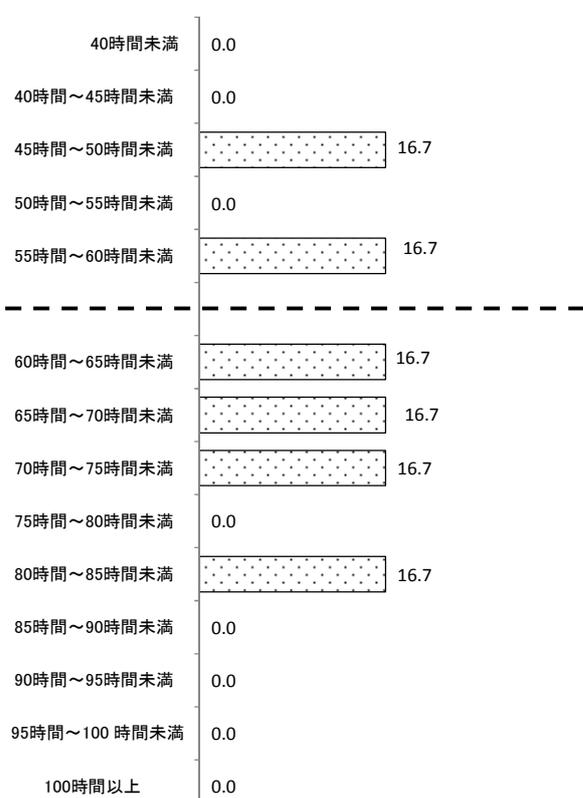


在校時間 60 時間以上の割合	
幼稚園	50.0%
小学校	77.0%
中学校	66.8%

○小学校



○中学校

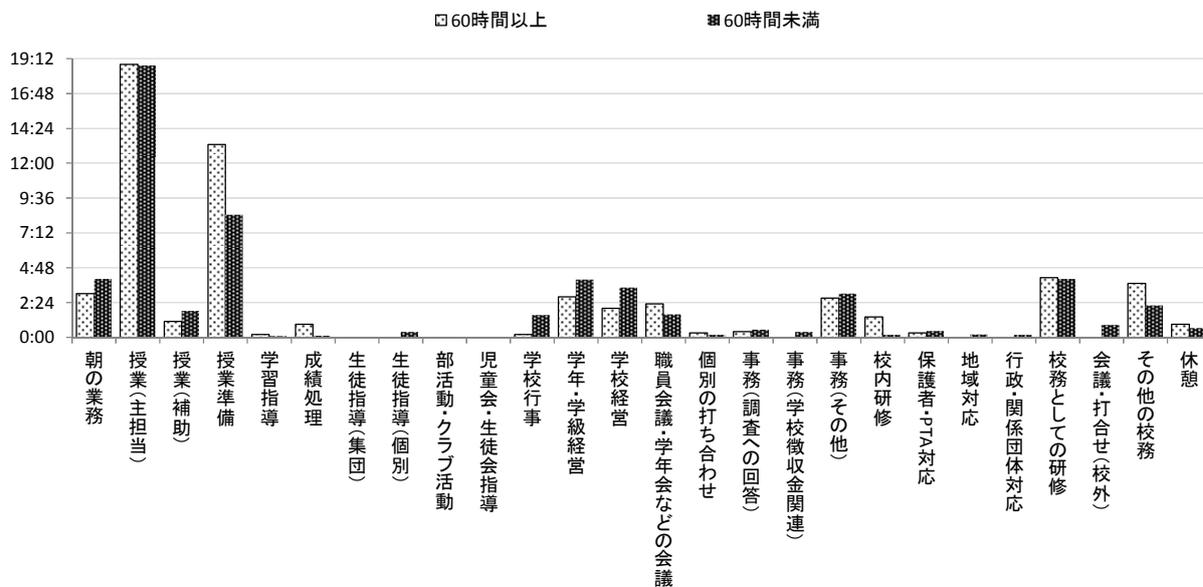


エ 業務内容別の業務時間（教諭等）

			幼稚園	小学校	中学校
児童・生徒の指導に関わる業務	1	朝の業務	3時間18分	3時間05分	3時間16分
	2	授業（主担当）	16時間41分	19時間36分	14時間43分
	3	授業（補助）	2時間20分	1時間16分	1時間14分
	4	授業準備	8時間37分	7時間02分	7時間34分
	5	学習指導	0時間04分	0時間41分	0時間32分
	6	成績処理	0時間20分	1時間55分	3時間00分
	7	生徒指導（集団）	0時間06分	3時間46分	5時間02分
	8	生徒指導（個別）	0時間16分	0時間49分	2時間05分
	9	部活動・クラブ活動	0時間03分	0時間47分	7時間18分
	10	児童会・生徒会指導	0時間00分	0時間16分	0時間32分
	11	学校行事	1時間27分	1時間02分	1時間15分
	12	学年・学級経営	3時間22分	1時間50分	2時間22分
学校の運営にかかわる業務	13	学校経営	2時間42分	2時間00分	1時間10分
	14	職員会議・学年会などの会議	2時間17分	1時間43分	2時間00分
	15	個別の打ち合わせ	0時間12分	0時間36分	0時間32分
	16	事務（調査への回答）	0時間29分	0時間39分	0時間47分
	17	事務（学校徴収金関連）	0時間10分	0時間05分	0時間09分
	18	事務（その他）	2時間44分	2時間05分	1時間25分
	19	校内研修	0時間45分	1時間04分	0時間08分
対 外部 応	20	保護者・PTA 対応	0時間31分	0時間45分	0時間36分

	21	地域対応	0時間05分	0時間12分	0時間01分
	22	行政・関係団体対応	0時間12分	0時間06分	0時間11分
校外	23	校務としての研修	3時間33分	1時間35分	0時間41分
	24	会議・打合せ（校外）	0時間45分	0時間32分	0時間19分
その他	25	その他の校務	2時間14分	1時間42分	1時間35分
	26	休憩	1時間06分	0時間20分	0時間18分

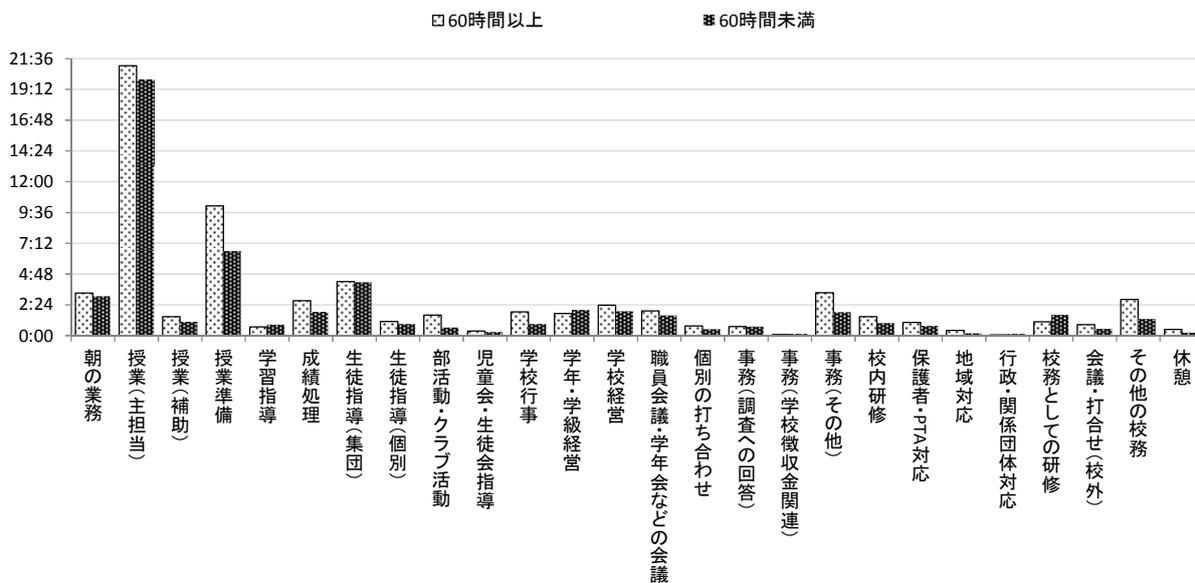
a 幼稚園教諭等の、週当たりの在園時間60時間以上・60時間未満の業務時間比較



■業務時間の差が大きい主な業務

幼稚園教諭等	60時間以上	60時間未満	差
授業準備	13時間 18分	8時間 26分	4時間 51分
その他の校務	3時間 42分	2時間 11分	1時間 30分
校内研修	1時間 24分	0時間 10分	1時間 14分

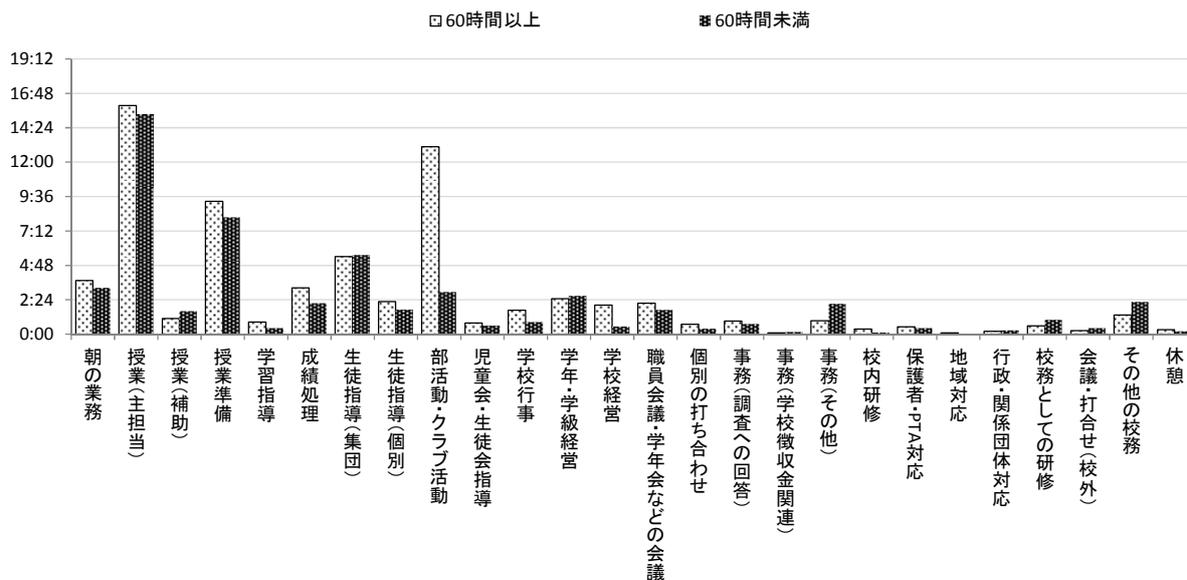
b 小学校教諭等の、週当たりの在校時間60時間以上・60時間未満の業務時間比較



■業務時間の差が大きい主な業務

小学校教諭等	60時間以上	60時間未満	差
授業準備	10時間06分	6時間35分	3時間31分
事務(その他)	3時間20分	1時間49分	1時間31分
部活動・クラブ活動	1時間36分	0時間37分	0時間59分

c 中学校教諭等の、週当たりの在校時間60時間以上・60時間未満の業務時間比較



■業務時間の差が大きい主な業務

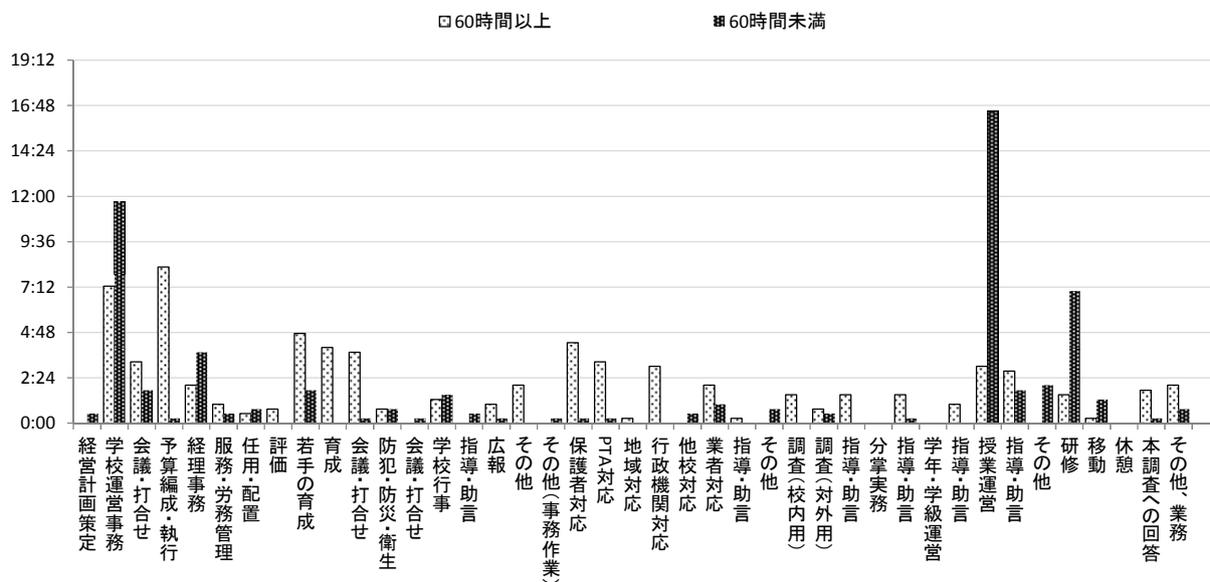
中学校教諭等	60時間以上	60時間未満	差
部活動・クラブ活動	13時間03分	2時間56分	10時間07分
学校経営	2時間00分	0時間32分	1時間28分
授業準備	9時間15分	8時間08分	1時間06分

オ 業務内容別の業務時間（副校園長）

			幼稚園	小学校	中学校
学校経営	1	経営計画策定	0時間15分	1時間06分	0時間00分
	2	学校運営事務	9時間30分	6時間12分	9時間34分
	3	会議・打合せ	2時間30分	2時間24分	4時間30分
	4	予算編成・執行	4時間15分	0時間00分	1時間34分
	5	経理事務	2時間52分	0時間18分	0時間04分
	6	服務・労務管理	0時間45分	2時間16分	0時間25分
	7	任用・配置	0時間37分	0時間40分	0時間04分
	8	評価	0時間22分	0時間42分	1時間04分
	9	若手の育成	3時間15分	0時間42分	0時間25分
	10	育成	2時間00分	0時間12分	0時間21分
	11	会議・打合せ	2時間00分	0時間48分	1時間30分
	12	防犯・防災・衛生	0時間45分	3時間40分	5時間30分
	13	会議・打合せ	0時間07分	0時間16分	0時間00分
	14	学校行事	1時間22分	1時間06分	3時間47分
	15	指導・助言	0時間15分	0時間10分	0時間00分
	16	広報	0時間37分	1時間28分	1時間34分
	17	その他	1時間00分	0時間22分	3時間17分
	18	その他（事務作業）	0時間07分	1時間06分	1時間30分
対応	19	保護者対応	2時間15分	1時間30分	1時間00分
	20	PTA 対応	1時間45分	0時間58分	1時間08分

	21	地域対応	0 時間 07 分	3 時間 10 分	0 時間 51 分	
	22	行政機関対応	1 時間 30 分	0 時間 28 分	0 時間 30 分	
	調査報告	23	他校対応	0 時間 15 分	0 時間 08 分	1 時間 55 分
		24	業者対応	1 時間 30 分	0 時間 54 分	1 時間 08 分
		25	指導・助言	0 時間 07 分	0 時間 06 分	0 時間 04 分
		26	その他	0 時間 22 分	0 時間 38 分	0 時間 42 分
調査報告	27	調査（校内用）	0 時間 45 分	0 時間 56 分	0 時間 42 分	
	28	調査（対外用）	0 時間 37 分	3 時間 46 分	2 時間 17 分	
	29	指導・助言	0 時間 45 分	0 時間 14 分	0 時間 34 分	
児童・生徒の指導管理	30	分掌実務	0 時間 00 分	0 時間 30 分	1 時間 12 分	
	31	指導・助言	0 時間 52 分	0 時間 30 分	0 時間 12 分	
	32	学年・学級運営	0 時間 00 分	0 時間 22 分	0 時間 00 分	
	33	指導・助言	0 時間 30 分	1 時間 08 分	0 時間 51 分	
	34	授業運営	9 時間 45 分	0 時間 32 分	0 時間 17 分	
	35	指導・助言	2 時間 15 分	0 時間 48 分	0 時間 42 分	
	36	その他	1 時間 00 分	3 時間 02 分	1 時間 30 分	
	37	研修	4 時間 15 分	0 時間 30 分	0 時間 00 分	
その他	38	移動	0 時間 45 分	0 時間 16 分	0 時間 38 分	
	39	休憩	0 時間 00 分	0 時間 28 分	0 時間 42 分	
	40	本調査への回答	1 時間 00 分	0 時間 52 分	1 時間 12 分	
	41	その他、業務	1 時間 22 分	1 時間 22 分	1 時間 21 分	

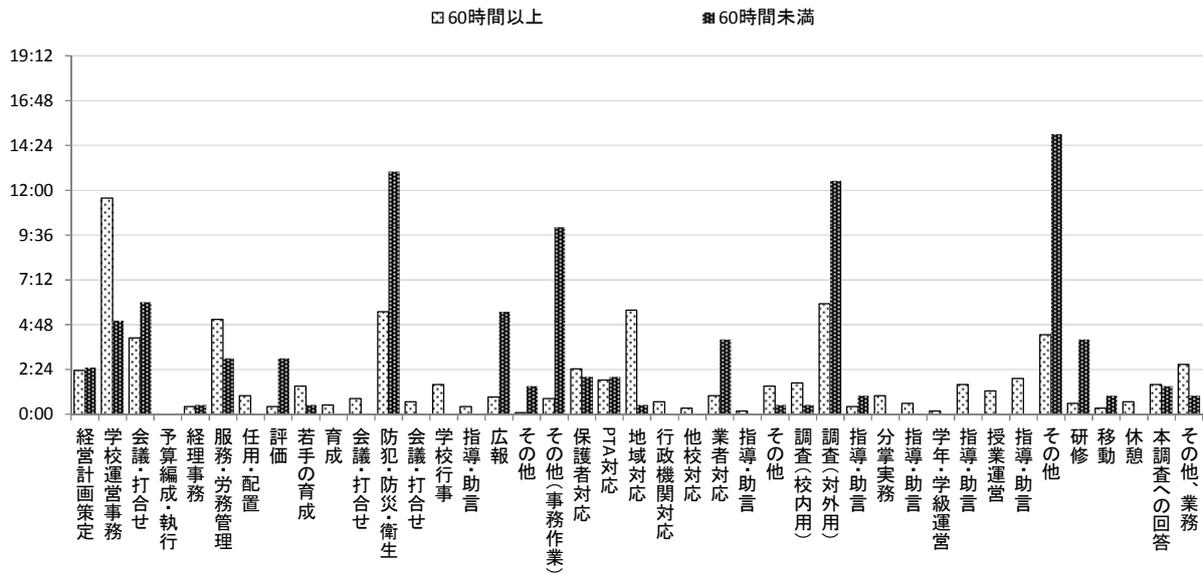
a 幼稚園副園長の、週当たりの在園時間60時間以上・60時間未満の業務時間比較



■業務時間の差が大きい主な業務

幼稚園副園長	60時間以上	60時間未満	差
予算編成・執行	8時間15分	0時間15分	8時間00分
育成	4時間00分	0時間00分	4時間00分
保護者対応	4時間15分	0時間15分	4時間00分

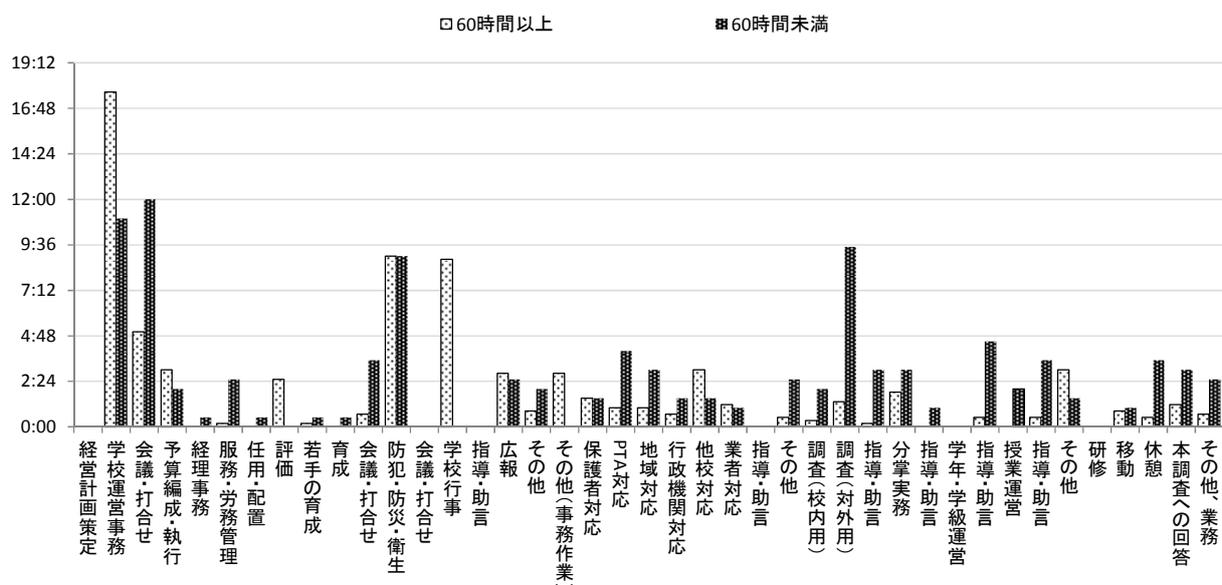
b 小学校副校長の、週当たりの在校時間60時間以上・60時間未満の業務時間比較



■業務時間の差が大きい主な業務

小学校副校長	60時間以上	60時間未満	差
学校運営事務	11時間35分	5時間00分	6時間35分
地域対応	5時間35分	0時間30分	5時間05分
サービス・労務管理	5時間05分	3時間00分	2時間05分

c 中学校副校長の、週当たりの在校時間60時間以上・60時間未満の業務時間比較



■業務時間の差が大きい主な業務

中学校副校長	60時間以上	60時間未満	差
学校行事	8時間50分	0時間00分	8時間50分
学校運営事務	17時間40分	11時間00分	6時間40分
その他(事務作業)	2時間50分	0時間00分	2時間50分

② 本調査における業務分類

ア 教員

児童生徒の指導にかかわる業務	1	朝の業務	朝打合せ、朝学習・朝読書の指導、朝の会、朝礼、出欠確認など（朝学習・朝読書のうち教育課程の一環として行うものは、授業に含める）
	2	授業（主担当）	主担当として行う授業、試験監督など
	3	授業（補助）	ティーム・ティーチングの補助的役割を担う授業
	4	授業準備	指導案作成、教材研究・教材作成、授業打合せ、総合的な学習の時間・体験学習の準備など
	5	学習指導	正規の授業時間以外に行われる学習指導（補習指導、個別指導など）、質問への対応、水泳指導、宿題への対応など
	6	成績処理	成績処理に関わる事項、試験問題作成、採点、評価、提出物の確認、コメント記入、通知表記入、調査書作成、指導要録作成など
	7	生徒指導（集団）	正規の授業時間以外に行われる次のような指導：給食・栄養指導、清掃指導、登下校指導・遊び指導、健康・保健指導、生活指導、全校集会、避難訓練など
	8	生徒指導（個別）	個別の面談、進路指導・相談、生活相談、カウンセリング、課題を抱えた児童生徒の支援など
	9	部活動・クラブ活動	授業に含まれないクラブ活動。部活動の指導、対外試合引率（引率の移動時間を含む。）など
	10	児童会・生徒会指導	児童会・生徒会指導、委員会活動の指導など
	11	学校行事	修学旅行、遠足、体育祭、文化祭、発表会、入学式・卒業式、始業式・終業式などの学校行事、学校行事の準備など
	12	学年・学級経営	学級活動（学活・ホームルーム）、連絡帳の記入、学年・学級通信作成、名簿作成、掲示物作成、動植物の世話、教室環境整理、備品整理など
学校の運営にかかわる業務	13	学校経営	校務分掌に関わる業務、部下職員・初任者・教育実習生などの指導・面談、安全点検・校内巡視、機器点検、点検立会い、校舎環境整理、日直など
	14	職員会議・学年会などの会議	職員会議学年会、教科会、成績会議、学校評議会など校内の会議
	15	個別の打ち合わせ	生徒指導等に関する校内の個別の打合せ・情報交換など
	16	事務（調査への回答）	国、教育委員会からの調査・統計への回答など
	17	事務（学校徴収金関連）	給食費や部活動費等に関する処理や徴収などの事務
	18	事務（その他）	業務日誌作成、資料・文書（校長・教育委員会等への報告書、学校運営に関わる書類、予算・費用処理に関わる書類など）の作成など上記16、17以外の事務
	19	校内研修	校内研修、校内の勉強会・研究会、授業見学、学年研究会など
外部対応	20	保護者・PTA 対応	学級懇談会、保護者会、保護者との面談や電話連絡、保護者対応、家庭訪問、PTA 関連活動、ボランティア対応など
	21	地域対応	町内会・地域住民への対応・会議、地域安全活動（巡回・見回りなど）、地域への協力活動、地域行事への協力など
	22	行政・関係団体対応	教育委員会関係者など行政・関係団体、保護者・地域住民以外の学校関係者、来校者（業者・医者など）の対応など
校外	23	校務としての研修	初任者研修、校務としての研修、出張を伴う研修等（免許更新講習は含めない。）
	24	会議・打合せ（校外）	校外での会議・打合せ、出張を伴う会議など
その他	25	その他の校務	上記に分類できないその他の校務、勤務時間内に生じた移動時間など
	26	休憩	校務と関係のない雑談、休憩など

イ 副校園長

学校経営	1	経営計画策定	学校経営方針の周知、組織編制、諸規程の制定など
	2	学校運営事務	起案事務、文書管理、文書保管、日誌作成など
	3	会議・打合せ	上記1、2に関わる会議、打合せ
	4	予算編成・執行	予算編成、予算要望の調整、予算執行（意思決定行為）など
	5	経理事務	現金管理、預金管理、収支書類の管理、決算処理など
	6	サービス・労務管理	勤怠管理、給与・各種手当管理、勤務時間の割り振りなど
	7	任用・配置	人事異動対応、時間講師の任用、産休・育休代替教員の任用など
	8	評価	人事考課、業績評価、評価面接、授業観察など
	9	若手の育成	初任者・若手教職員への研修・指導（初任者研修対応、指導など）
	10	育成	各種研究会の開催、教科・教育課題研修など
	11	会議・打合せ	上記6～10に関わる会議、打合せ
	12	防犯・防災・衛生	施設安全管理、給食検食、施設・設備点検、清掃など
	13	会議・打合せ	上記12に関わる会議、打合せ
	14	学校行事	学校行事・式典の準備作業・実施
	15	指導・助言	学校行事・式典に関する計画の決定、助言、指導
	16	広報	学校便り作成・配信、ホームページ更新・管理など
	17	その他	1～16に該当しない、校長からの依頼対応
	18	その他	上記1～17以外の事務作業（郵便事務、印刷事務など）
学外関係者対応	19	保護者対応	保護者からの電話対応、未納者対応など
	20	PTA 対応	問合せ対応、PTA 月例会議への参加など
	21	地域対応	地域行事参加、施設貸出、苦情処理など
	22	行政機関対応	都教委・地教委からの問合せ対応
	23	他校対応	近隣校からの問合せ対応、地域学校組織対応など
	24	業者対応	工事関係者対応、給食業者対応、警備会社対応など
	25	指導・助言	上記19～24の対応実施における指導、助言
	26	その他	上記19～25のいずれにも当てはまらないもの
調査報告	27	調査（校内用）	校内用の各種調査への回答、報告書作成業務
	28	調査（対外用）	対外用の各種調査への回答、報告書作成業務
	29	指導・助言	教職員に対する指導、助言
児童・生徒の指導管理	30	分掌実務	進路指導、生徒会・児童会対応、部活・クラブ活動対応など
	31	指導・助言	上記30に係る意思決定、教職員からの相談対応、指導、助言
	32	学年・学級運営	ホームルーム、学年集会・学級会実施、教室掲示物作成
	33	指導・助言	上記32に係る意思決定、教職員からの相談対応、指導、助言
	34	授業運営	授業、成績処理、授業計画作成、教材作成
	35	指導・助言	上記34に係る意思決定、教職員からの相談対応、指導、助言
	36	その他	上記30～35に該当しない業務
	37	研修	研修・セミナーへの参加（校務・任意問わず）
その他	38	移動	校務時間内に発生した移動時間
	39	休憩	休憩
	40	本調査への回答	本調査への回答、問合せ
	41	その他、業務	上記1～40に該当しない業務

(3) 台東区教育委員会が実施した学校調査結果からとその分析

① 貴校園にどのような機材があれば業務改善につながるか、ご意見があればご記入ください。

ア 幼稚園

- ・機材よりも人が必要
- ・出張管理ソフト、休暇簿・出勤簿計算及び管理ソフト
- ・小学校と同様の業務支援ソフト（現スクールオフィス）
- ・園日誌と旅費・休暇簿が連動（手入力なし）支援員の出勤簿が送信される（FAX なし）写真の整理・記録ができるもの 納品書を読み取って伺書ができるもの

イ 小学校

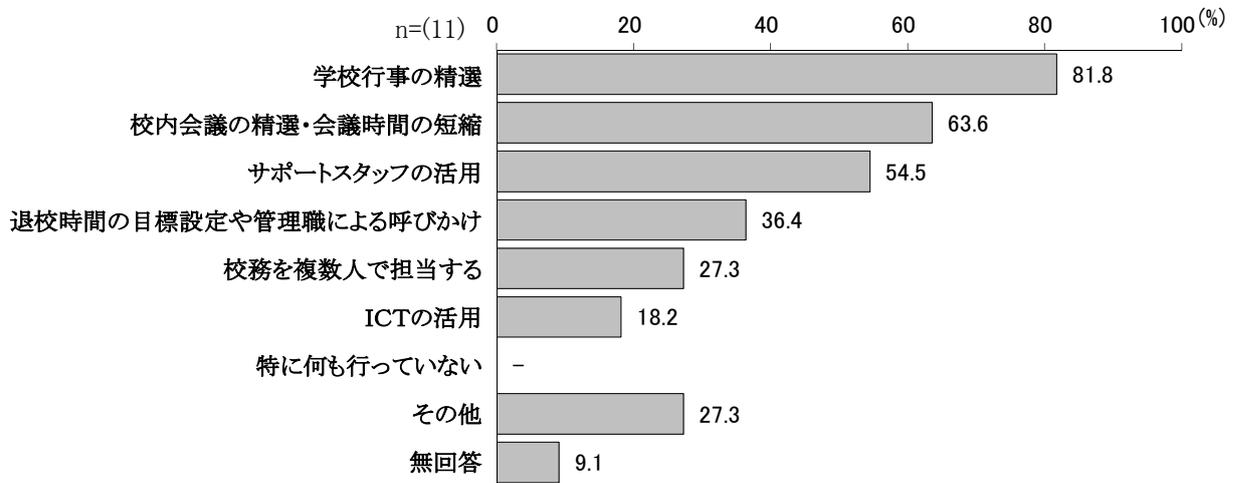
- ・IOS のタブレット、クラウドでデータのやりとりができるとうい
- ・タイムカード（出退勤が分かるようにする）、出勤簿・休暇簿等の電子化
- ・出勤簿をタイムカードに変更すればよい
- ・現在のものでよいが、処理速度が早いもの
- ・ICT 機器、タイムカード
- ・掃除ロボット
- ・タブレット
- ・職員の出勤・退勤を記録及び休暇を記録できる機器

ウ 中学校

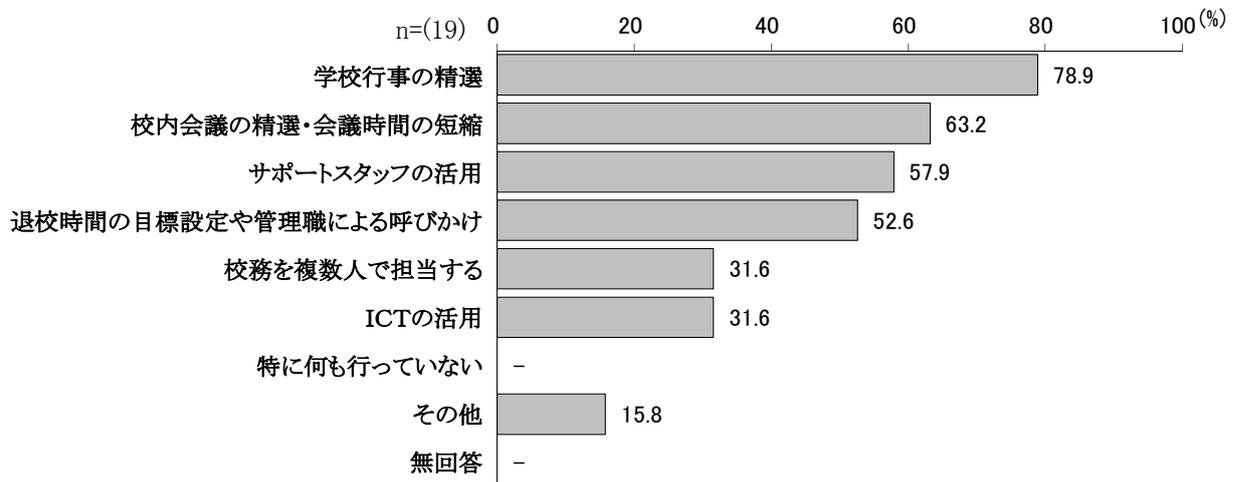
- ・タイムカード
- ・各教室のディスプレイ（TV）かスクリーン
- ・出勤・年休管理（タイムカード）、セキュリティが万全な教員自宅とつながるイントラネットシステム

② 今後、教員の業務時間縮減を行うには、何が有効だと思いますか。(複数可)

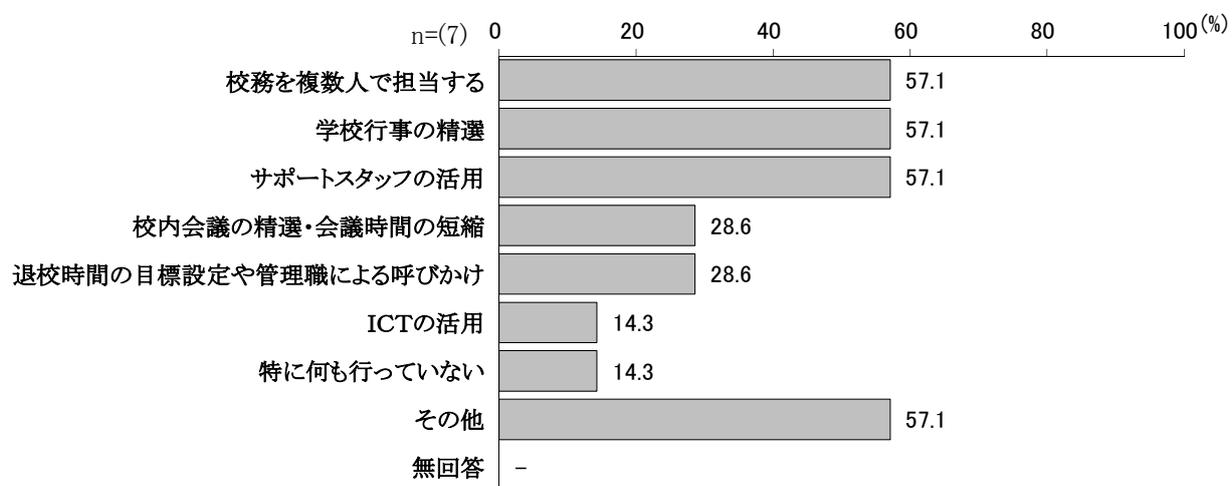
ア 幼稚園



イ 小学校

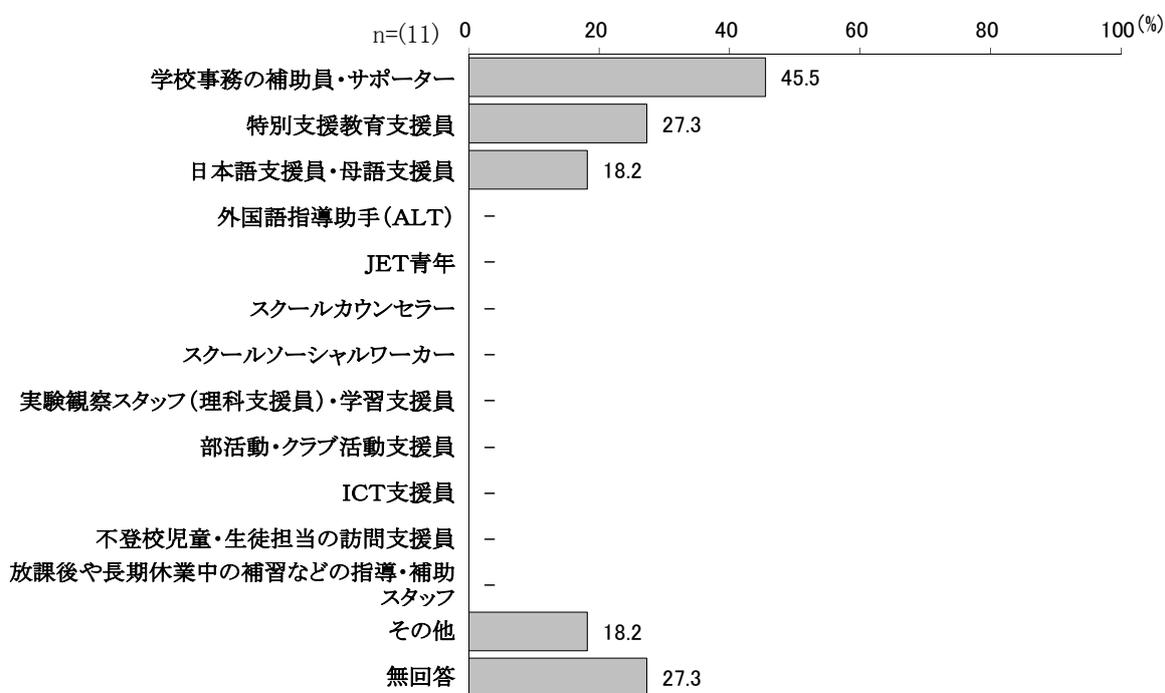


ウ 中学校

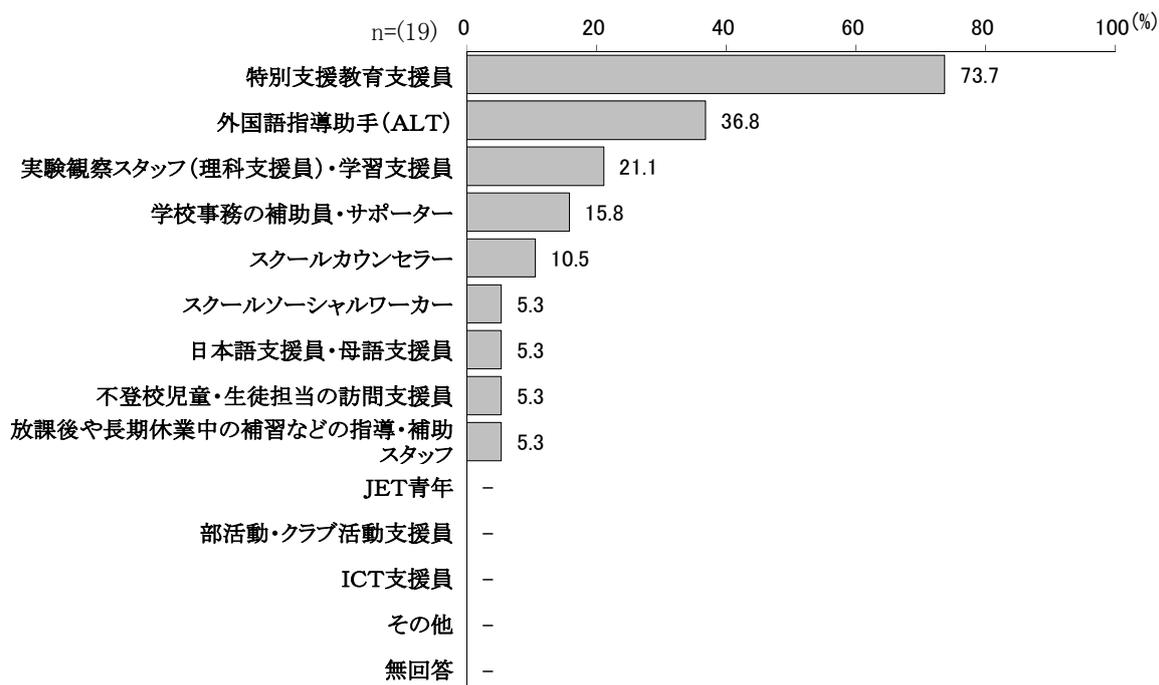


③ 貴校園で今後、増員したい外部人材はいますか。

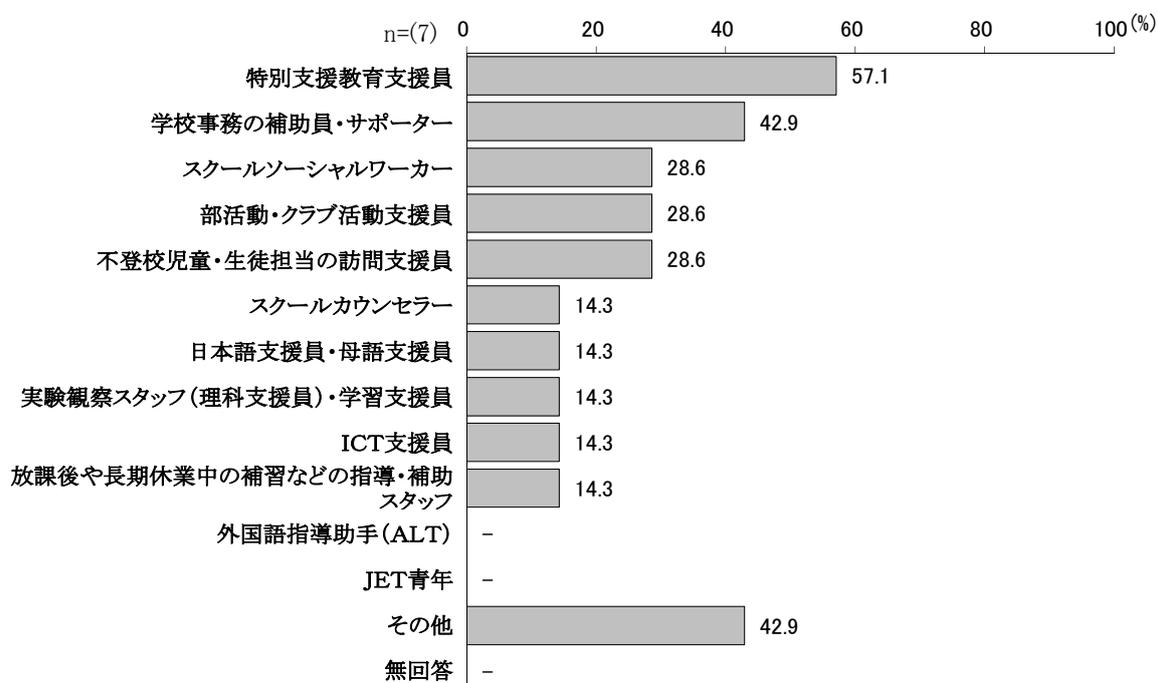
ア 幼稚園



イ 小学校

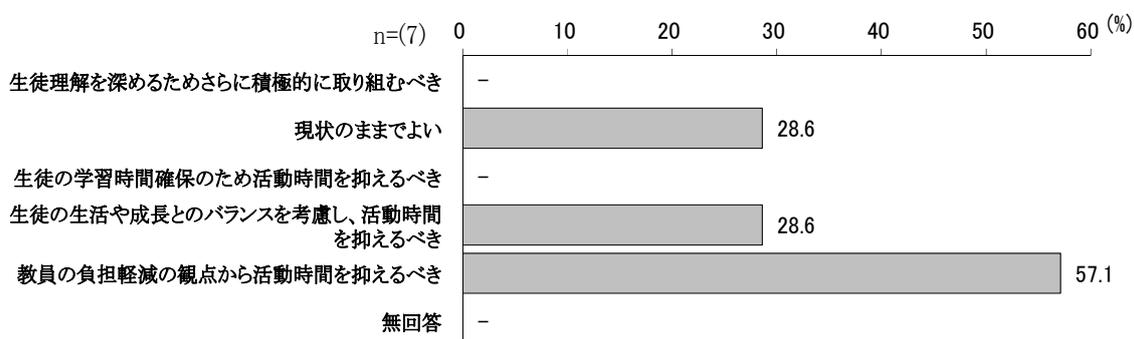


ウ 中学校

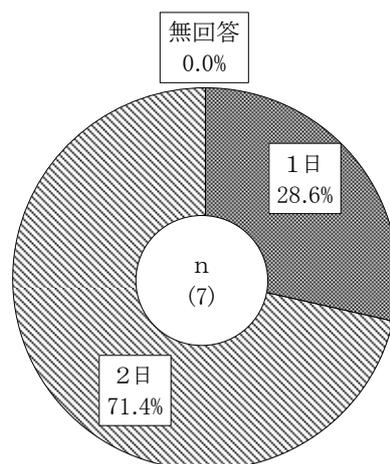


④ 部活動について（中学校のみ）

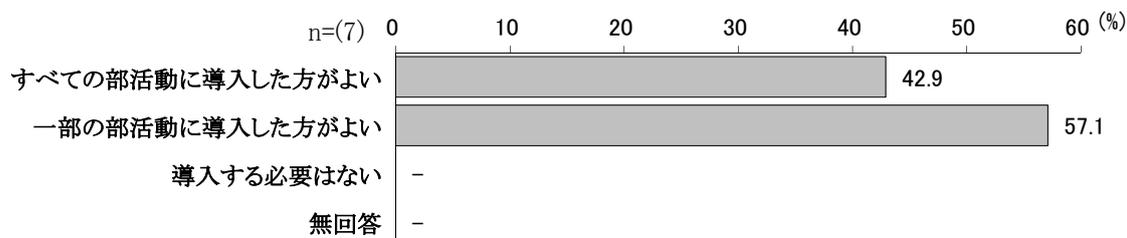
ア 部活動の在り方について、今後どうしていきべきだと思いますか。



イ 休養日を設ける場合にどの程度が適当だと思いますか。



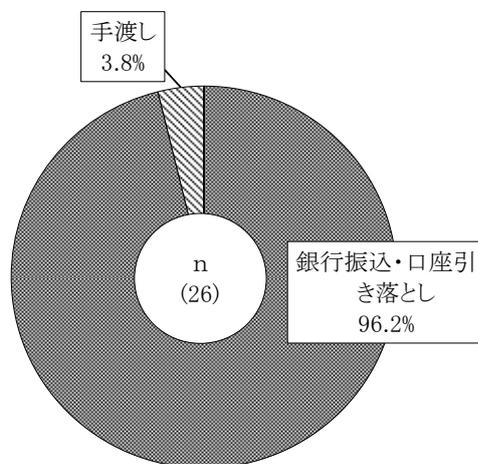
ウ 外部指導員については、どの程度導入すべきだと思いますか。



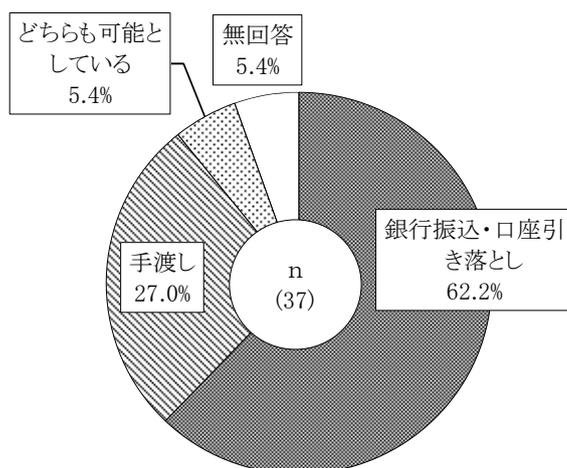
⑤ 学校徴収金について

ア 貴校園では、学校徴収金の処理をどのように行っていますか。

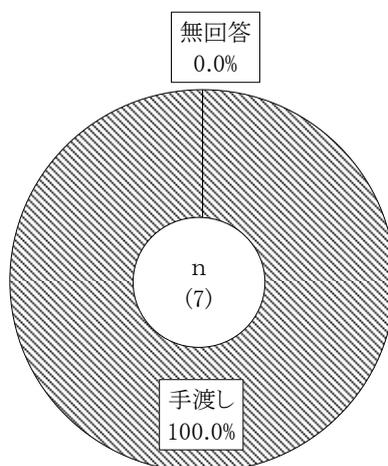
a 給食費（小中学校のみ）



b その他（学用品、教材費、PTA会費、修学旅行費等）

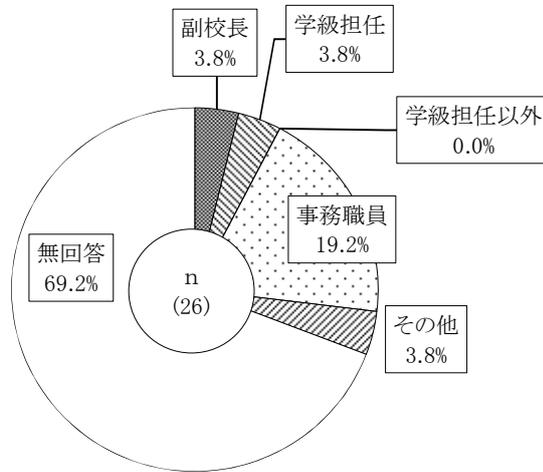


c 部活動にかかる費用（中学校のみ）

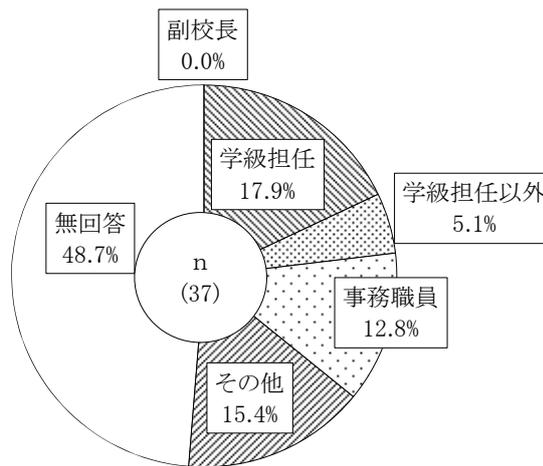


イ (問アで「2 手渡し」「3 どちらも可能としている」と回答した場合) 徴収はだれが担当していますか。

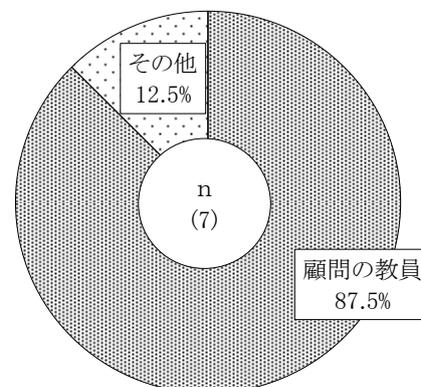
a 給食費 (小中学校のみ)



b その他 (学用品、教材費、PTA会費、修学旅行費等)

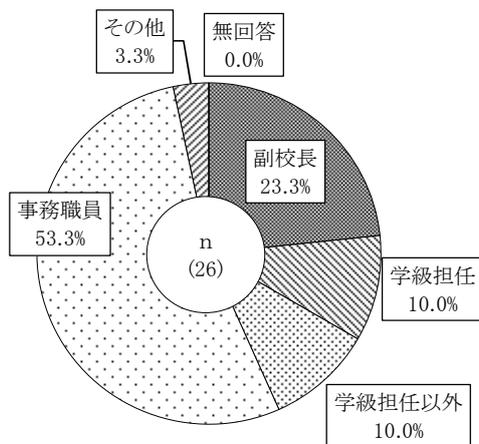


c 部活動にかかる費用 (中学校のみ)

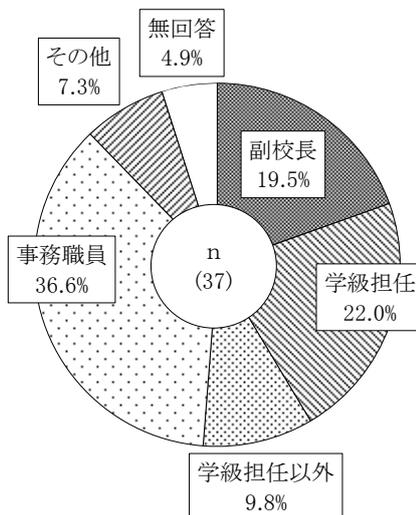


ウ 貴校園では、学校徴収金の未納の督促等を誰が担当していますか。

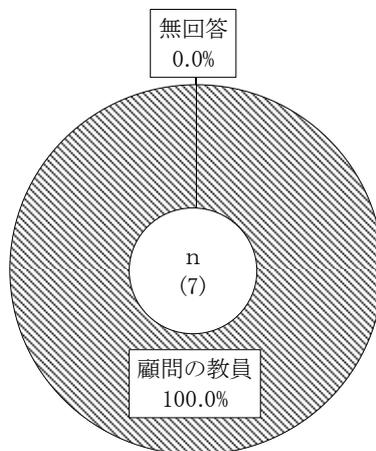
a 給食費（小中学校のみ）



b その他（学用品、教材費、PTA会費、修学旅行費等）



c 部活動にかかる費用（中学校のみ）



⑥ これまでのご自身の経験や学校を踏まえ、教員の多忙や負担の軽減についてご提案いただける取組がありましたらご記載ください。

(アンケートに記載された個々の意見を掲載しており総意ではありません。)

ア 幼稚園

- ・本園の教員の退勤時間が遅くなっている日の仕事内容を見ると、保育準備に関わることが多い。若手の教員は保育準備に時間がかかり、段取りも悪くなり、その相談に乗る先輩教員も時間を取られがちである。そこを省くことはできないが、それに出張や外部研修への出席が重なると、更に保育準備に割ける時間が減り、できる日の帰りは更に遅くなる、ということになっている。本園では、出張時は戻らずノー残業デイとすることを基本にし、遅くなる日と早く帰る日のメリハリをつけるようにしているが、出張が重なる時には連日9時過ぎまで仕事をしている者もいる。そこで、悉皆ではない研修について、園裁量で出欠を加減できるとありがたい。様々な研修は必要なことであると十分理解しているが、4人しかいない教員で小中学校と同様に研修に参加するには厳しいものがある。教務担当研や生活担当研では、一緒に研修を受けることの意味は大きいので、幼稚園教諭の出席回数を減らすようにしていただいております、大変ありがたい。このような形で、例えば人権研は最低必要回数を決めていただき、それ以外は任意にする、特別支援コーディネーター、図書担当などの研修は幼稚園に関わるものだけに、など更に研修関係を見直していただけるとありがたい。他にも園内で会議時間の短縮、園内LANを活用した作成文書の軽減、行事の精選、分掌の分担などさらに工夫をしていくことはもちろんである。
- ・教員は、子どもたちのためによりよい教育を、とがんばっている。意欲ややりがいを弱めることなく、多忙感や負担の軽減を図ることが必要だと思う。具体的には、事務的な部分、例えば旅費の請求はパソコン対応にする(園日誌をデータ化し、出席簿や学校行事予定表、休暇簿等とリンクするなど)。
- ・調査や書類での提出などであるが、同様の物を宛先が違うだけで提出することがある。同様の内容ならば、臨機応変に指導課等で対応してほしい。
- ・幼稚園は経理を担当する事務職がない。フリー(TT)の立場の者が行っている。研修を受けているわけではないので、専門知識に乏しく、何度も書類のやり取りを行うことになり、時間がかかってしまう。時短軽減をはかるならば、書類の作成を事務方の方で行ってほしい。
- ・教員が行く出張が多く、正規3人で複数かけもちしていることが一番の多忙であると思う。他校種のことを知る、人権について学ぶことは大切であると思うが、日々の教育の準備にまず時間を使わせてあげたいと思う。
- ・生活指導担当者会、人権研修への参加日を減らしていただけるとありがたい。
- ・こども園は、学校教育として位置付けされているが、理解されにくい上、所管も様々であり、その状況をわかってほしいと考える。働き方のことについても、課題となるのが幼稚園とも異なり、教育、保育時間も異なるため、その課題も異なる。人の配置、勤務時間内の分担により、何とかなることもあるかと思うが、人の確保が必要と考える。

イ 小学校

- ・担任はどんなときでも休みを取ることが難しい。各学校に定数1（少人数以外）の加配教員が配置されているとありがたい。1名の教員は緊急対応として、また副校長の補助として働いてもらえる制度にしてほしい。正規が無理なら講師でもよい。
- ・定時通勤日：全員固定でなく、各教職員の人数に応じて対応している。
- ・本校では今年度、副校長要員の教員が加配で配置されているため、副校長の職務軽減が図られ、職務内容もずいぶん改善されてきた。やはり人的な支援が具体的に行われると大きく改善されるということがわかった。アイデアとしては、夕方以降の保護者からの電話を留守電などにしてもらえると、教員によっては日に数時間変わってくると思われる。
- ・自分自身も2人の子どもを育て、現在介護を経験している。仕事はできるだけ効率よく進め、教職員たちと仕事以外の話をするように努めている。管理職がそのような姿勢でいると、個人的にいろいろと相談に来る教職員も多い。
- ・よい仕事を続けるためには、よい家庭基盤が大切であると考えてるので、今後もその点は配慮していきたい。
- ・現場で根本的に解決できることは工夫するものの、限界があると思う。
- ・中国籍やフィリピン籍の児童・保護者との連絡にかなりの時間を費やしている。通訳を教育委員会で常駐させ、必要に応じて派遣するなどの制度があると大きく負担も軽減される。対応していただいているときは、日本語指導派遣に学校のお金で対応しているのでぜひ。
- ・一番効果があるのは、教員定数の改善。他のOECD並みに。
- ・勤務地を自宅の近くに。
- ・多忙感をなくすことは難しいが、減らすことは可能かと思う。
- ・あまりに仕事（色々多種）が多すぎるので実態で教えていただきたい。世間一般の感覚と学校職場のズレが大きすぎると思う。教職員の意識改革も必要、だが役所・地域もそれぞれ良いことをやっているのだが、結果的にやるが増えて混乱してしまうことも事実である。
- ・週1回のノー残業デイの設定。
- ・学年での合同授業・交換授業の実施。
- ・会議の精選、会議の事前周知による短縮化。
- ・勤務の終了時刻を意識した働き方の推進。
- ・管理職による声かけ、管理職自身の早い帰宅。
- ・スタッフの増員、とくに教員の増員を希望する。
- ・物理的な多忙や負担の軽減は難しいという事実を踏まえた上での意識の改善が不可欠。教員というプライドを保持しつつ、生身の労働者であることの自覚と家族優先の働き方を実践していくことが肝要。職場全体で退勤時刻を意識した風土、環境を醸成していく。長時間労働への美德意識を払しょくし、心身ともに健康な教員こそがベストということを管理職として奨励していく。
- ・小学校は担任が担当する教科が多いため、○体育の指導の補助（用具の準備、片付け、安全配慮）○理科支援（これは既にありますが、常時いてほしい）○家庭科専科（学級数にかかわらず）等々の仕事をさせていただける方がいると幸い。

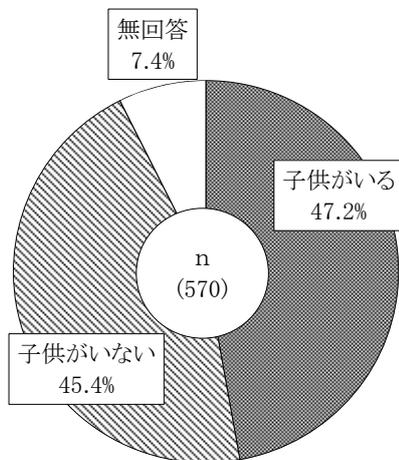
ウ 中学校

- ・人材が不足している。すべての面で生徒たちも昔に比べて多様化している。細かい配慮を一人ひとりに行っていくために人材を増してほしいと思う。例えば保健体育科のT T等、減らす傾向にあるが、それだけ一人ひとりの生徒に向ける目が少なくなることになり、ケガや危険が増える。理科の実験も助手がいれば準備の時間も負担が減り、危険も少なくなると思う。すべての学校でT Tの要員が増えるよう祈っている。
- ・不登校対応：別室対応を必要とする生徒、保護者からの要望が多い中、正規の教員のみで対応には限界がある。学習補償も考えると、学力向上推進ティーチャー等の支援員の必要性は大いにあり、活用している。
- ・事務職員（アルバイト等）の導入：年度初め、年度終わり（保険業務等）
- ・夜間警備員の配置（休日の警備員）：夜間警備員がいることで遅くまで残ることができなくなる。P T A等の対応が夜遅くなったり、土日になることが多いが、警備員がいることでその対応がなくなる。またP T Aの方々も使用できる。
- ・授業の持ち時数が高等学校の教員と違いがあるのはなぜか。週に20コマ持っている教育は学活、道徳、総合を入れると1日に1時間の空きがあるかないかである。授業の準備や各調査、職員会議等の立案があると、やる時間がなく、放課後、部活が終了した18：30過ぎから作業を始め、気づくと21時を過ぎていく。生活指導や保護者対応があると、さらに多忙な職場になってしまう。ぜひ明日の教育を背負っていく若者の職場を健全なものにしてあげていただきたい。
- ・前任の区では以下の事を事務室、または区システムで行っていた。
 - ①部活指導員、その他の実績、報償費事務
 - ②私費会計事務（伝票は学年会計作成）
 - ③学校開放（→区システム）
- ・ホームページ管理の人材が週1回でも来てくれないか。
- ・つなぎ警備（夕方～21時、土日祝の9時～17時）の導入。
- ・各種調査の軽減。
- ・部活動への過度な期待の軽減（学校選択制とリンクした課題）。
- ・栄養士への文書（データ）も校長・副校長のみにスクールオフィスで送ってこられますが、栄養士も含めて回覧にしていただけるとありがたい。
- ・出勤簿等管理→事務へ（規定どおり）。
- ・留守電の設置。
- ・玄関インターフォンを事務室にも設置。
- ・教員を増やす。
- ・警備員を配置する。
- ・ホームページの専門家を配置する。

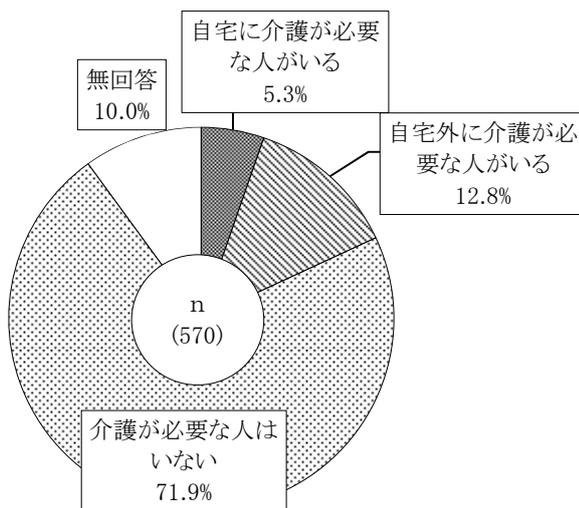
(4) 台東区教育委員会が実施した教員アンケートの結果からとその分析

① ライフ・ワーク・バランスについて

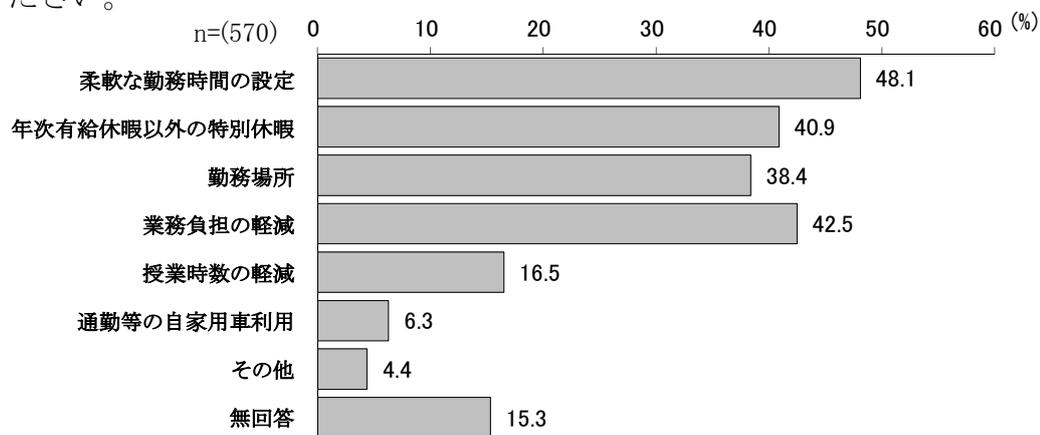
ア あなたはお子様がいらっしゃいますか。



イ あなたには現在介護を必要とする人がいますか。



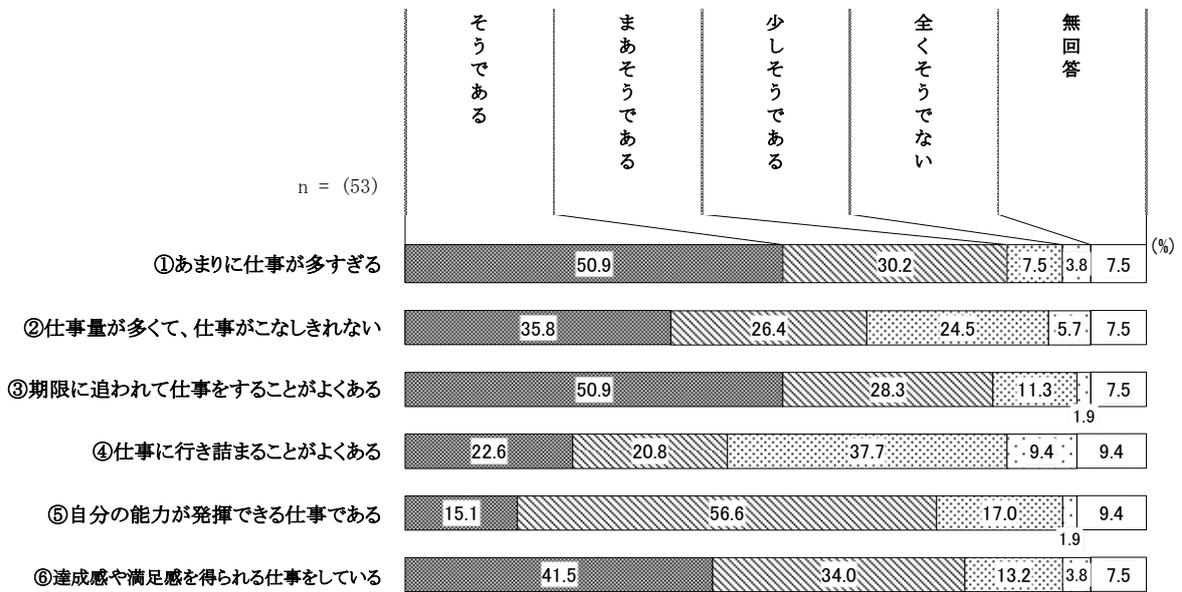
ウ 今後、育児や介護にあたりどのような配慮を望みますか。2つに○をつけてください。



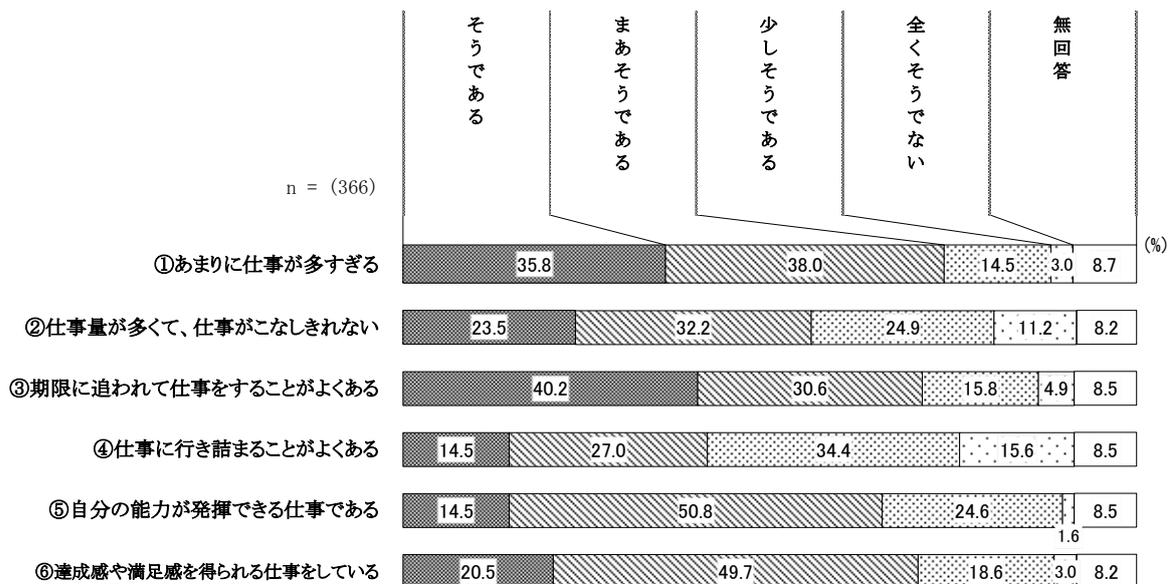
② 仕事に対する意識について

ア 仕事についての記述について、現在の状況に最もあてはまるものは何ですか。

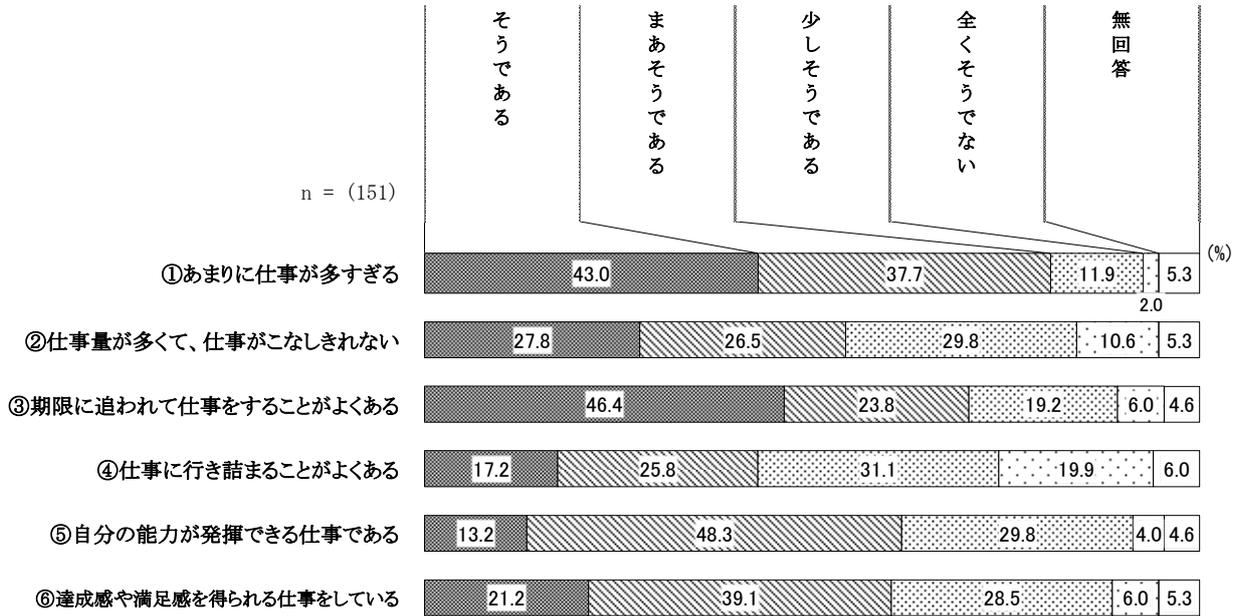
a 幼稚園



b 小学校

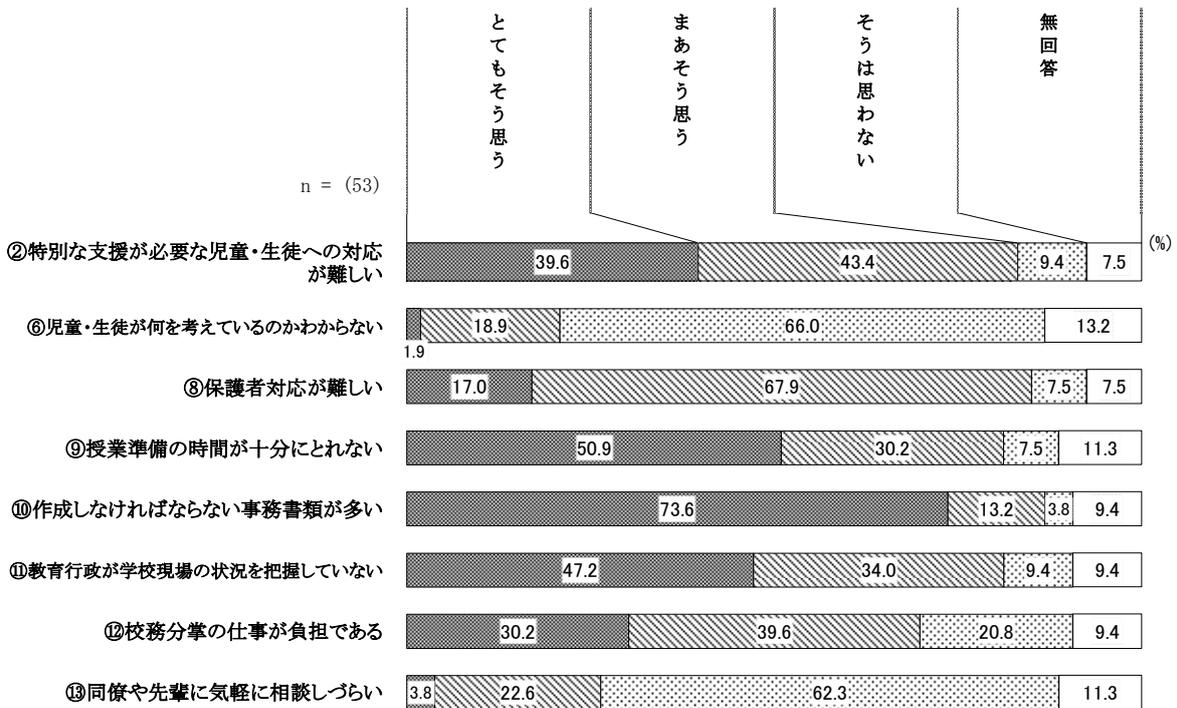


c 中学校

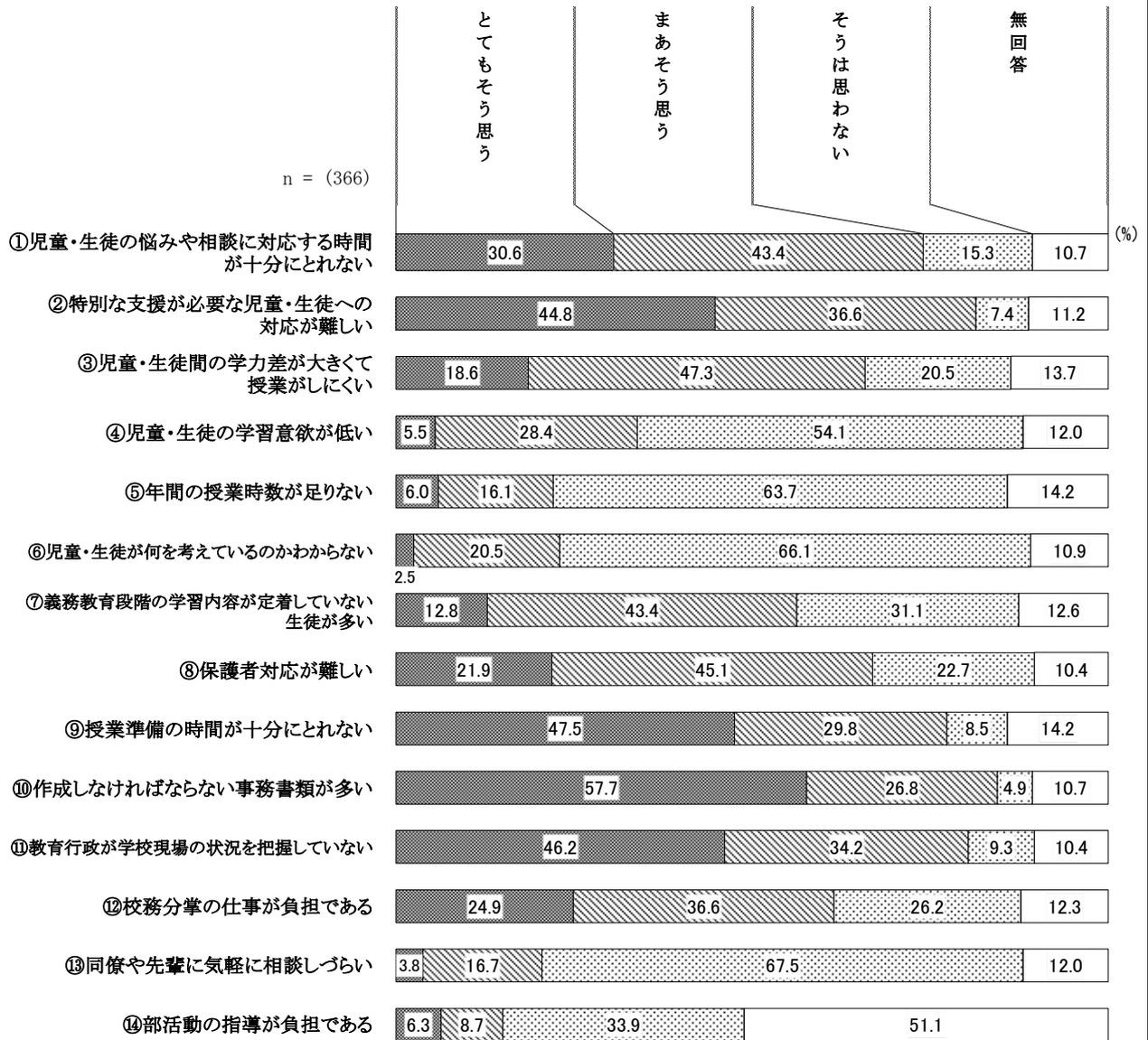


イ あなたは、次のような悩みをどれくらい感じていますか。

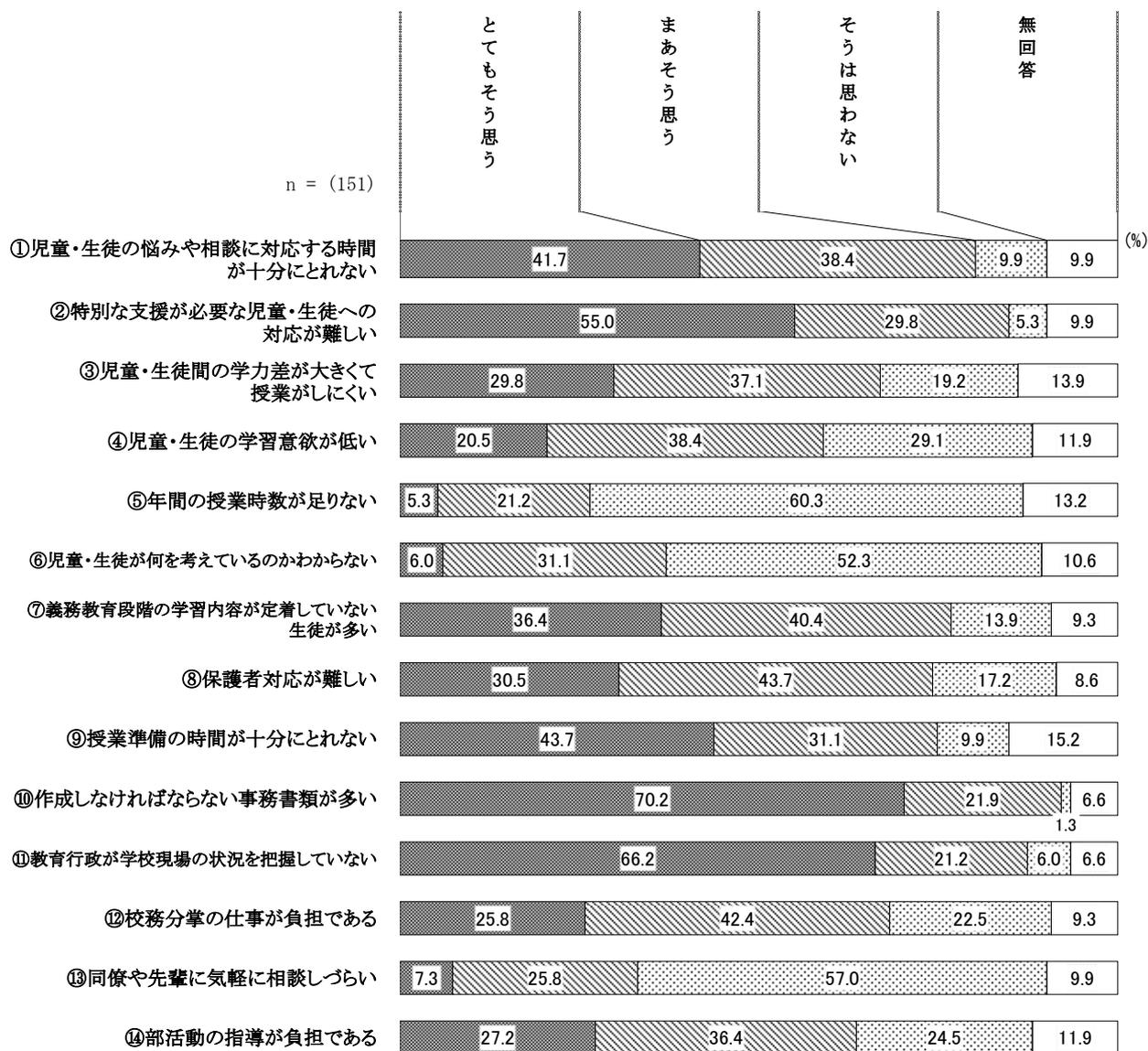
a 幼稚園



b 小学校



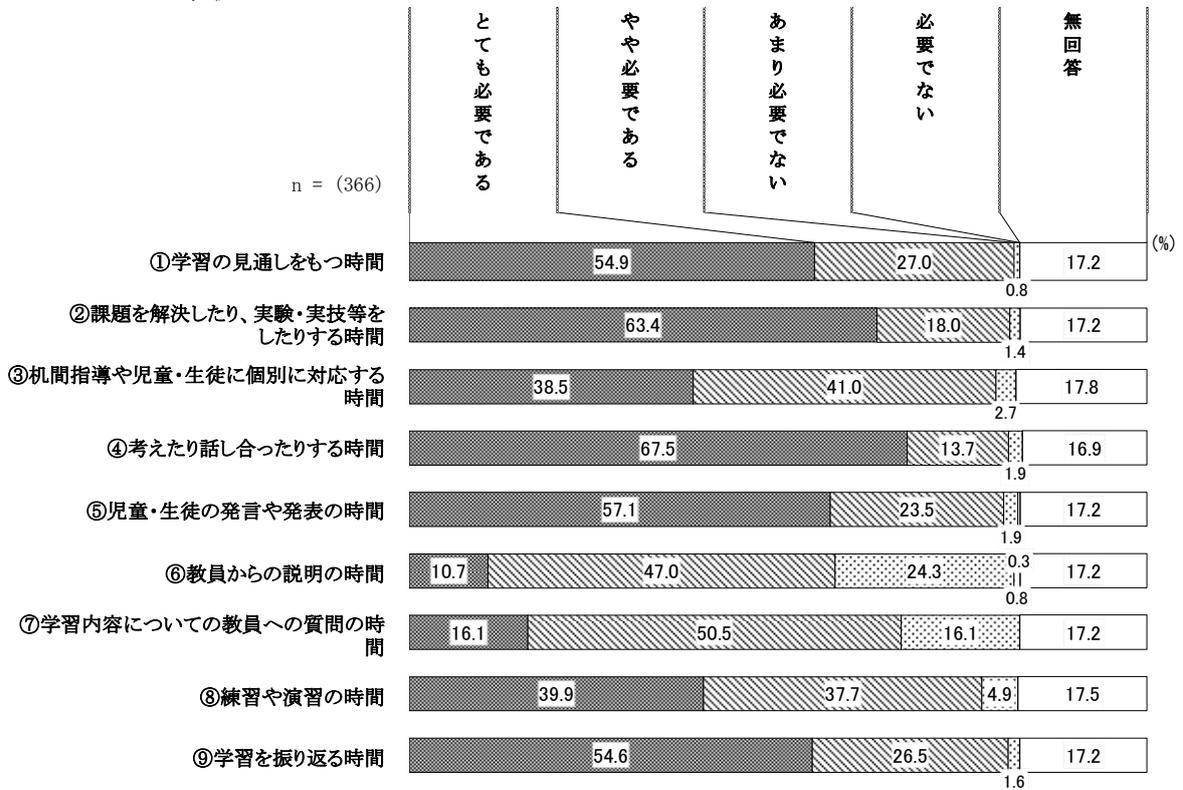
c 中学校



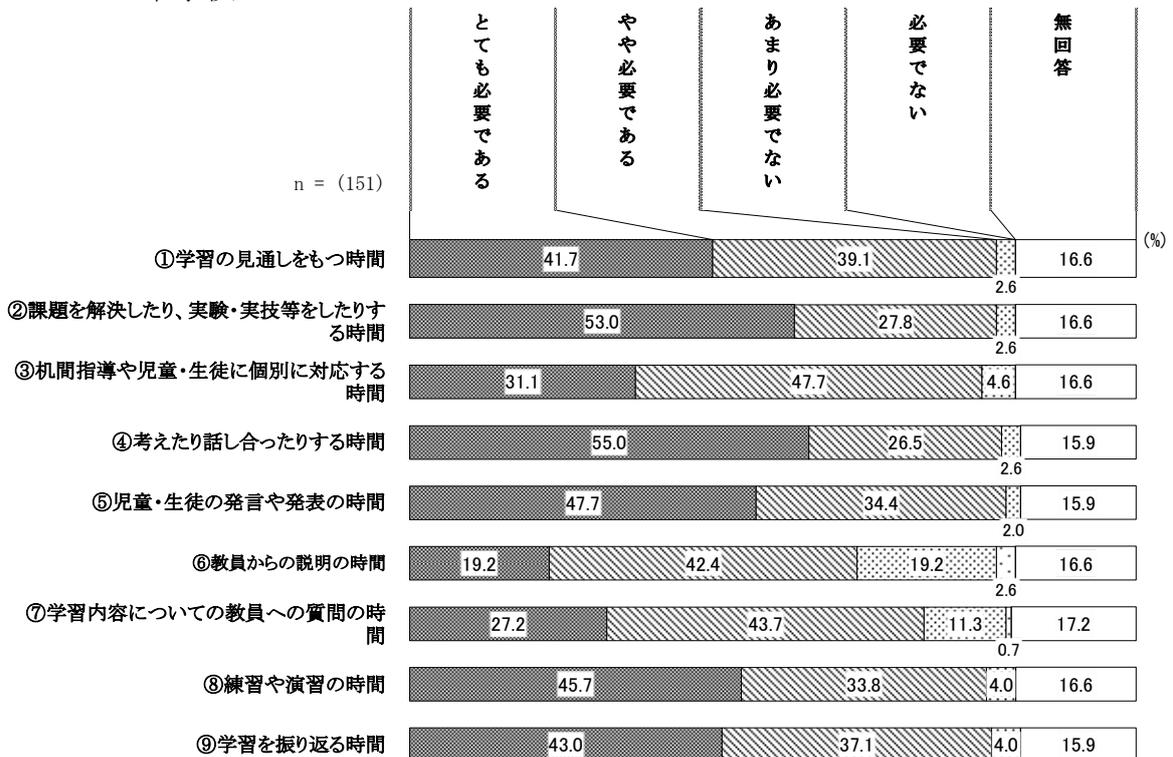
③ 教科指導について（小中学校のみ）

ア 今後（新学習指導要領の実施において）、毎時間の授業の目標を達成するために、授業中、以下の時間がどの程度必要だと考えますか。

a 小学校

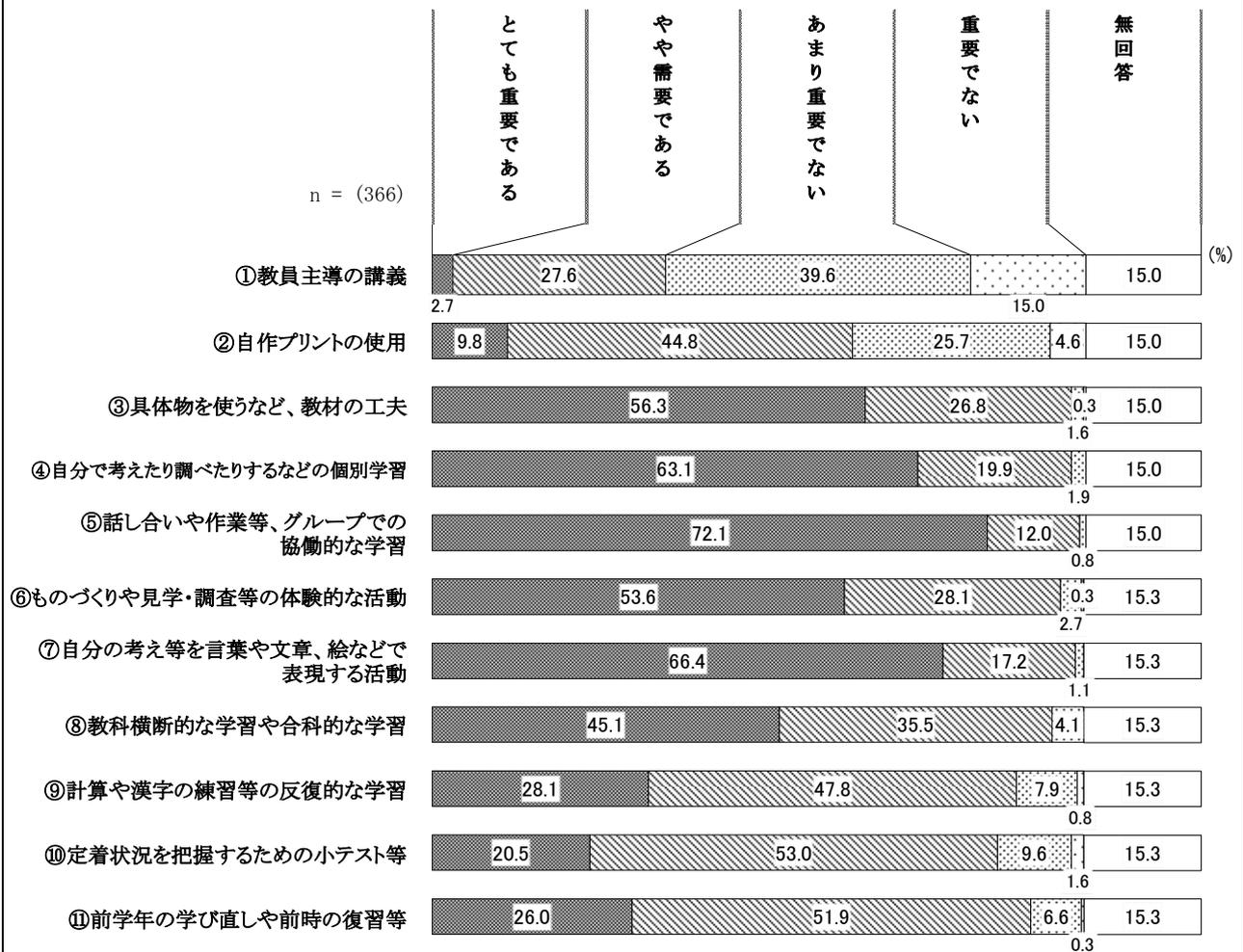


b 中学校

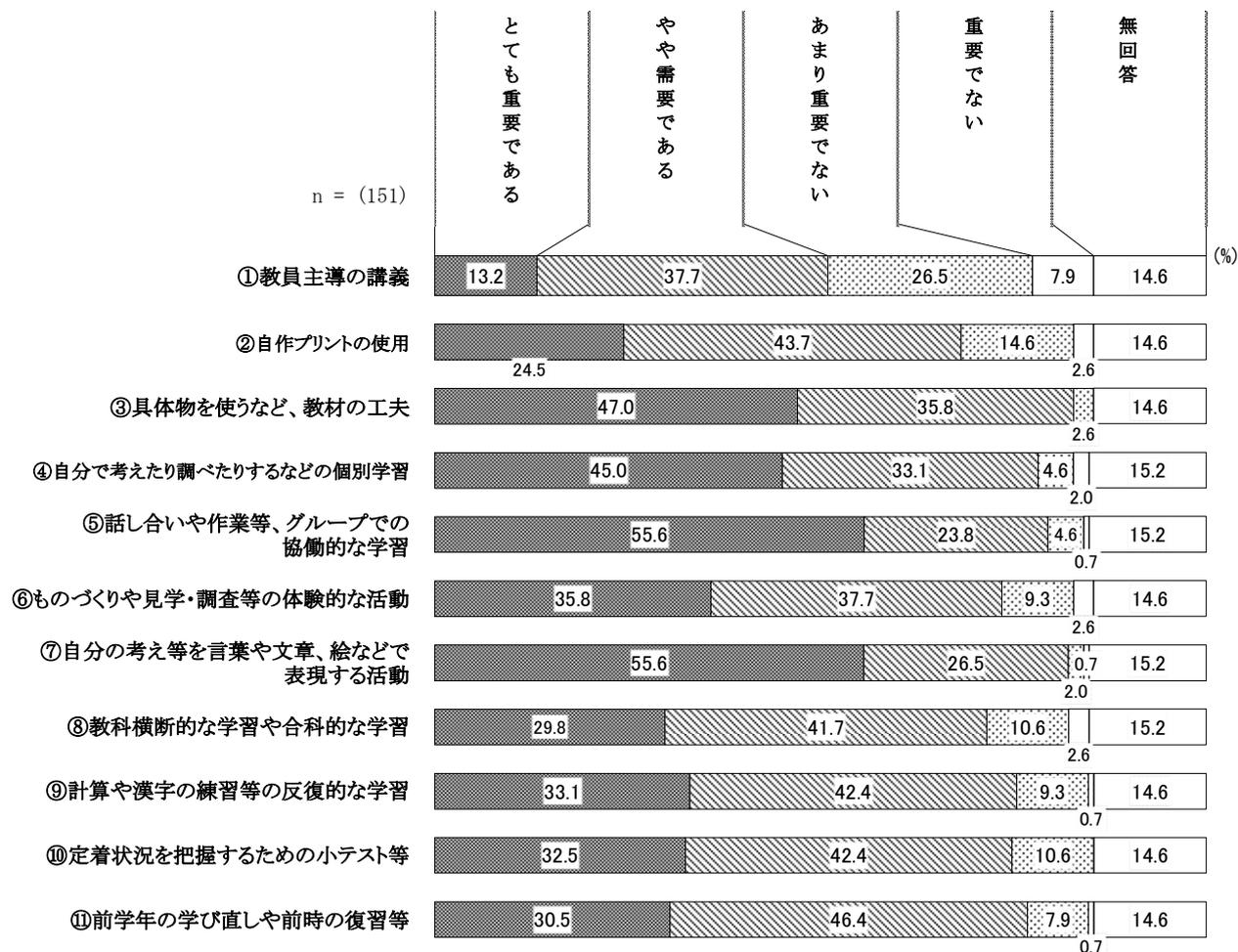


イ 今後（新学習指導要領実施において）、以下の指導方法や学習活動等が、どの程度重要だと考えますか。

a 小学校

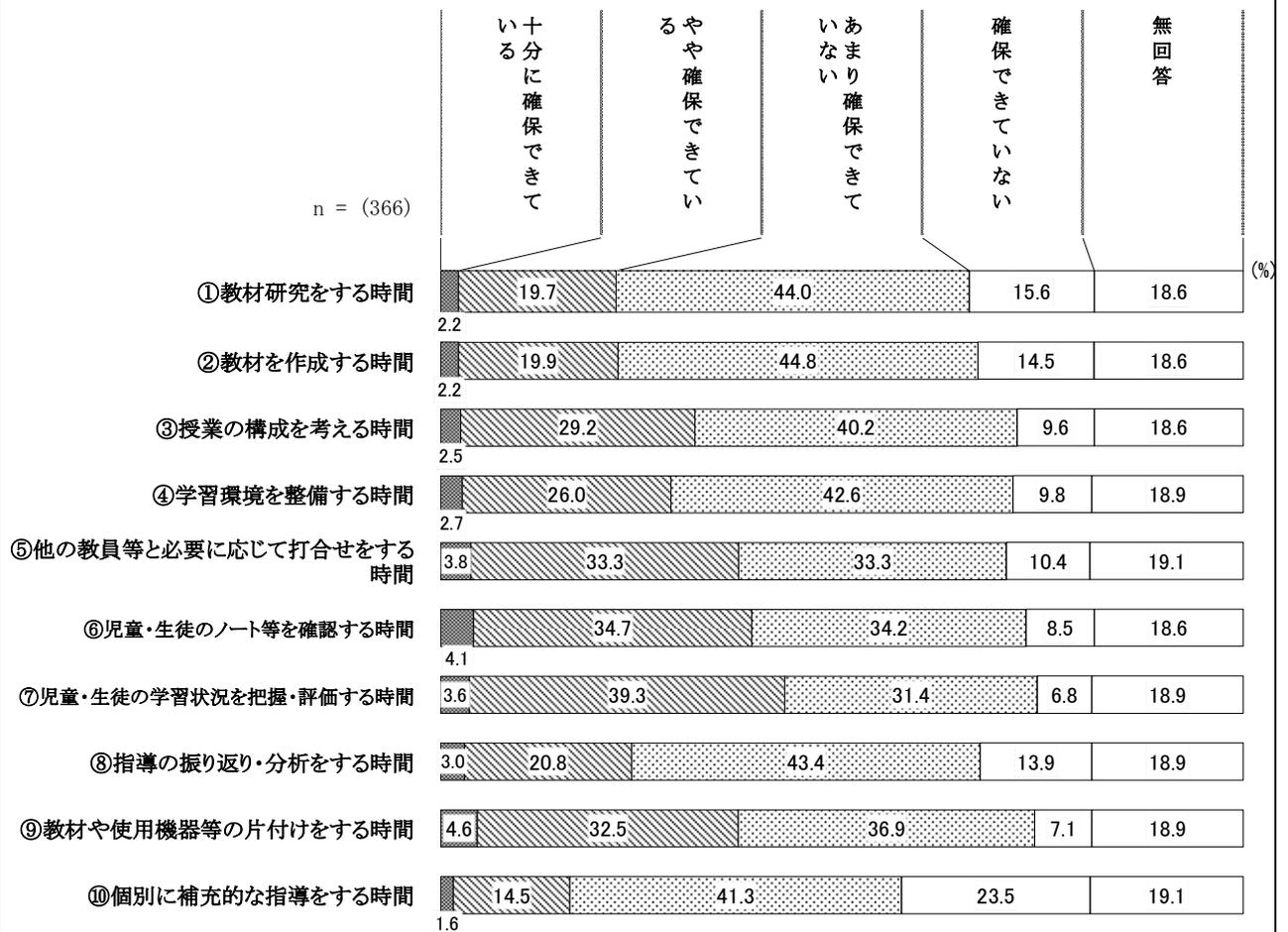


b 中学校

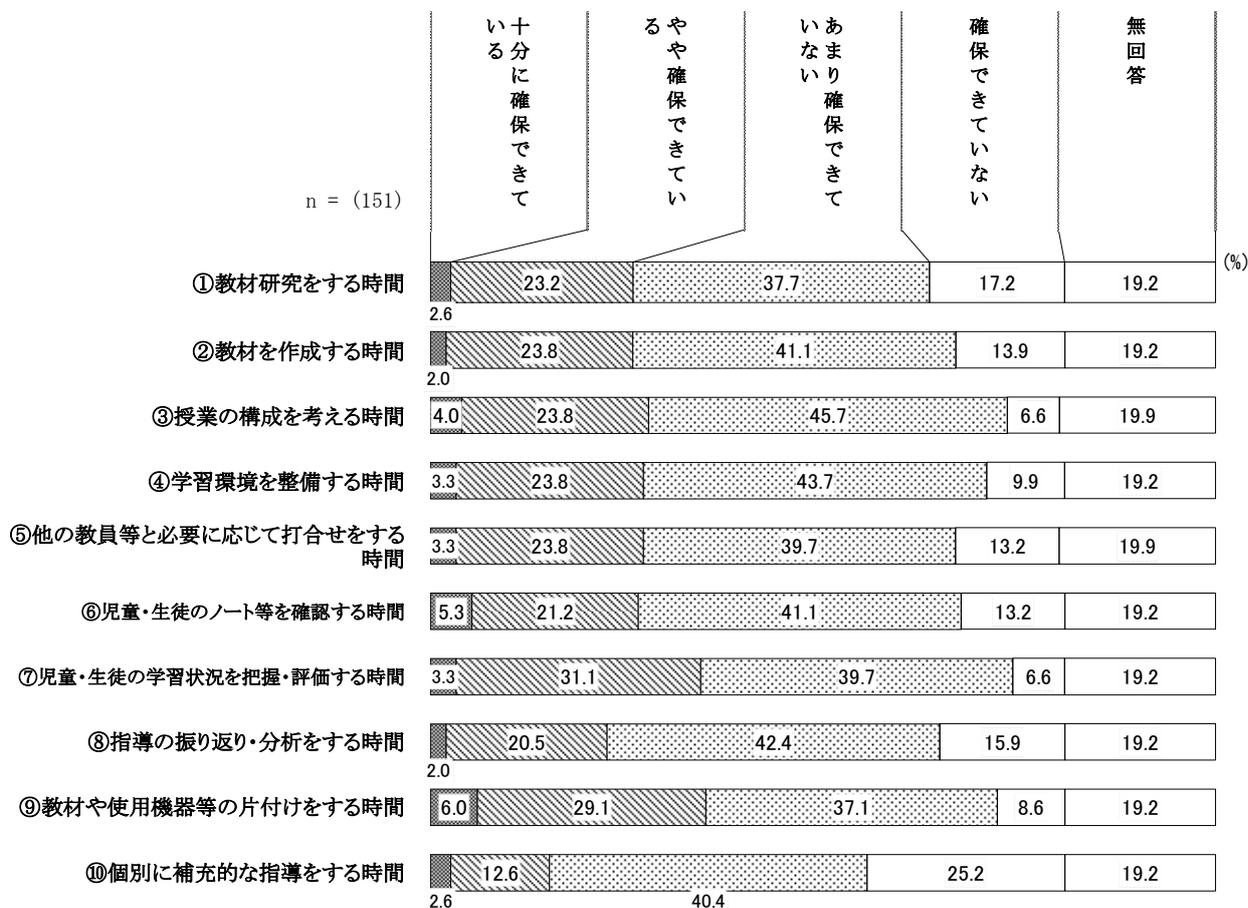


ウ 現在、授業の前後において、以下の時間は十分に確保できていますか。

a 小学校

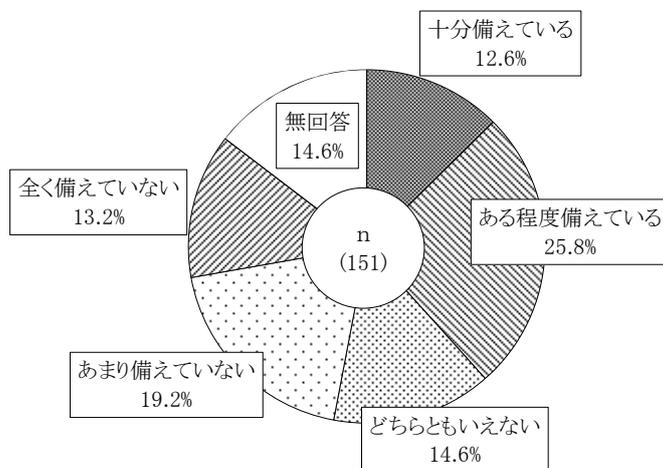


b 中学校



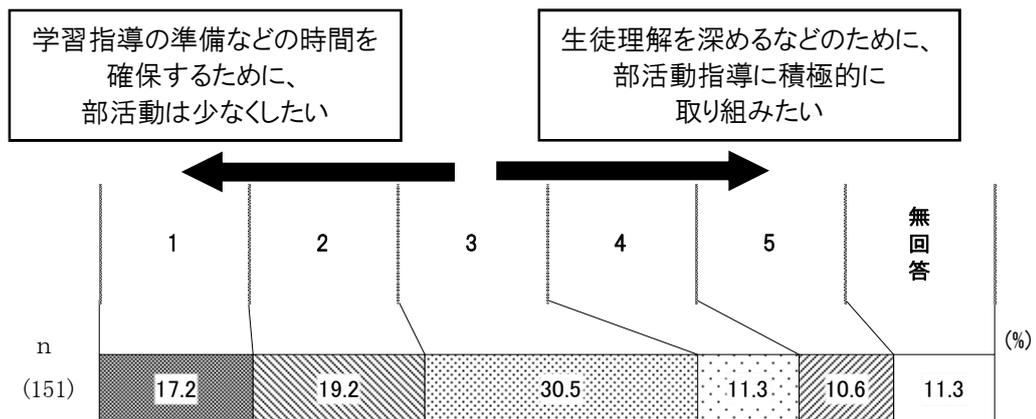
④ 部活動について (中学校のみ)

ア あなたは担当の部活動について、指導可能な知識や技術を身に付けていますか。

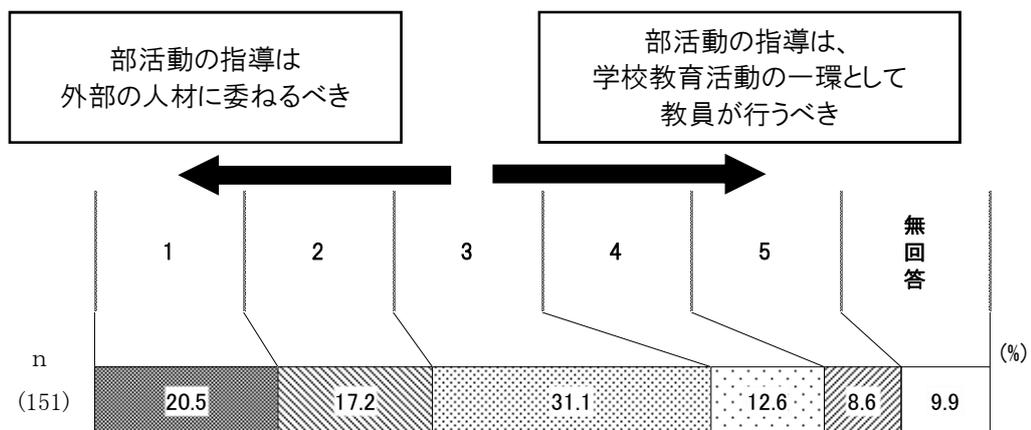


イ 部活動指導について、次のそれぞれについてあなたの考えはどちらに近いですか。

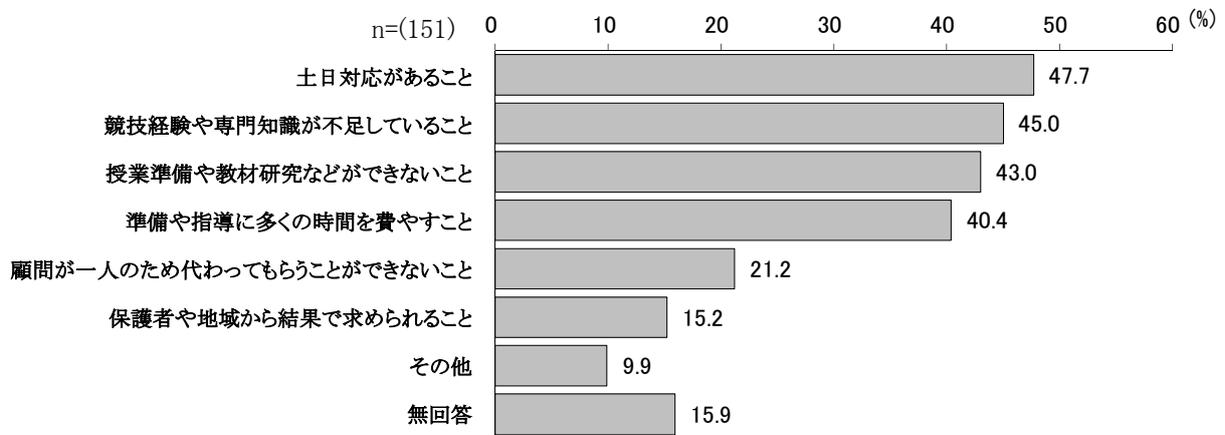
a 「学習指導の準備などの時間を確保するために部活動にかかる時間は少なくしたい」か、それとも「生徒理解を深めるなどのために、部活動指導に積極的に取り組みたい」か。



b 「部活動の指導は外部の人材にゆだねるべき」か、「部活動の指導は、学校教育の一環として教員が行うべき」か。



ウ あなたが部活動の指導で多忙と感じている原因は何ですか。(複数可)

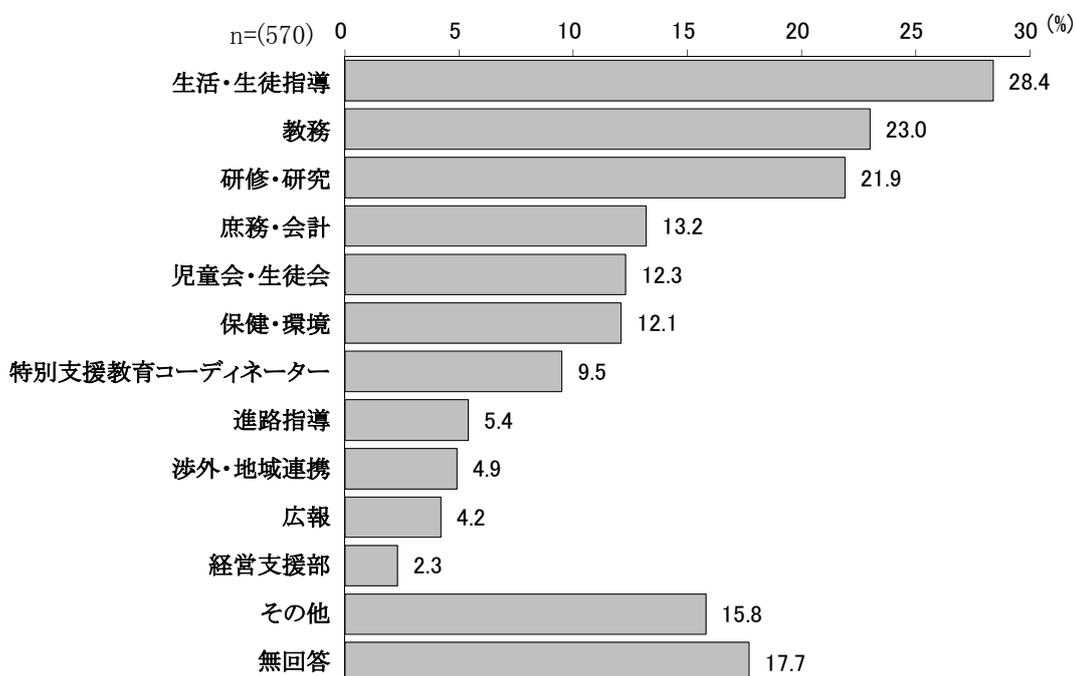


その他自由意見

- ・合宿があること、命を守る必要があること、大会引率があること。
- ・大会運営。
- ・大会がすべて休日開催。
- ・管理職の考え方。
- ・外部コーチがない為、活動時間中、生徒につきっきりになること。
- ・知識をつけるために休日を使うこと。
- ・時間外に研修する必要がある何年も修得までに時間を要すること。
- ・生徒にある程度の力を付けさせるためには、かなり専門的な知識が必要。その為、講師をお願いしているが費用がかかり私費になることもあり困る。
- ・学級活動での居残りができない。
- ・行事が多いこと。
- ・時期によるが活動日が多くなる。
- ・休憩がとれなくなること。
- ・生徒同士の間関係の指導。
- ・好みで論じられがちなのが教員同士や保護者との会話に時間がかかること。

⑤ その他

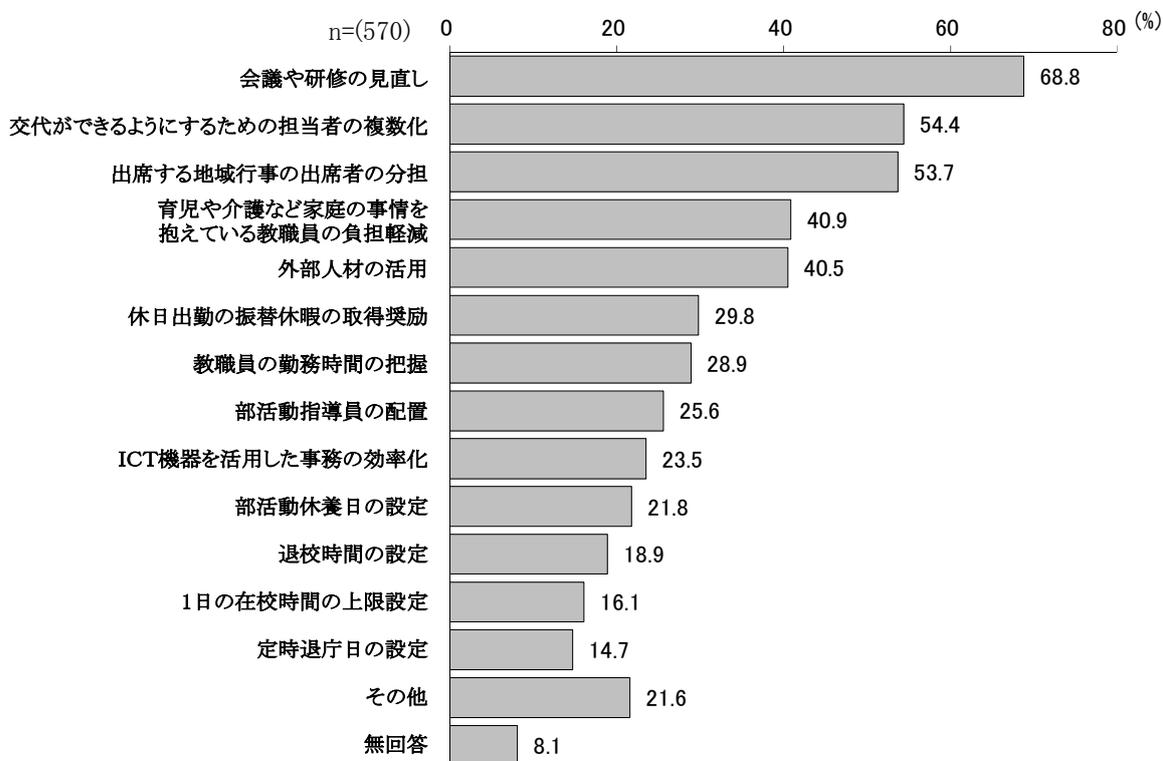
ア あなたはどのような校務分掌を担当していますか。(複数可)



その他自由意見

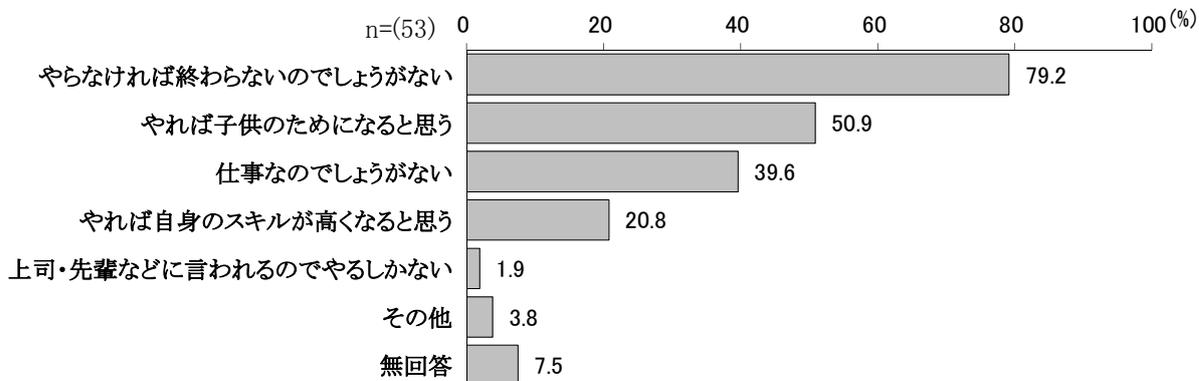
- ・ 特別活動 (22件)
- ・ 行事関係 (7件)
- ・ ICT (6件)
- ・ オリンピック・パラリンピック (4件)
- ・ 特別支援教育 (4件)
- ・ オーケストラ (4件)
- ・ 難言、視聴覚 (4件)
- ・ ホームページ (3件)
- ・ 学力向上 (3件)
- ・ 食物・アレルギー対策、給食 (3件)
- ・ 旅費 (2件)
- ・ 安全推進 (2件)
- ・ 検定 (2件)
- ・ 日本語指導 (1件)
- ・ 音楽委員会 (1件)
- ・ 体力面向上推進委員会 (体育行事、スポーツテスト等) (1件)
- ・ 台東区教育研究会、研究推進委員 (学校保健部) (1件)
- ・ いじめ対策 (1件)

イ 教職員の多忙や負担の軽減について、効果があることはどのようなことだと思いますか。(複数可)

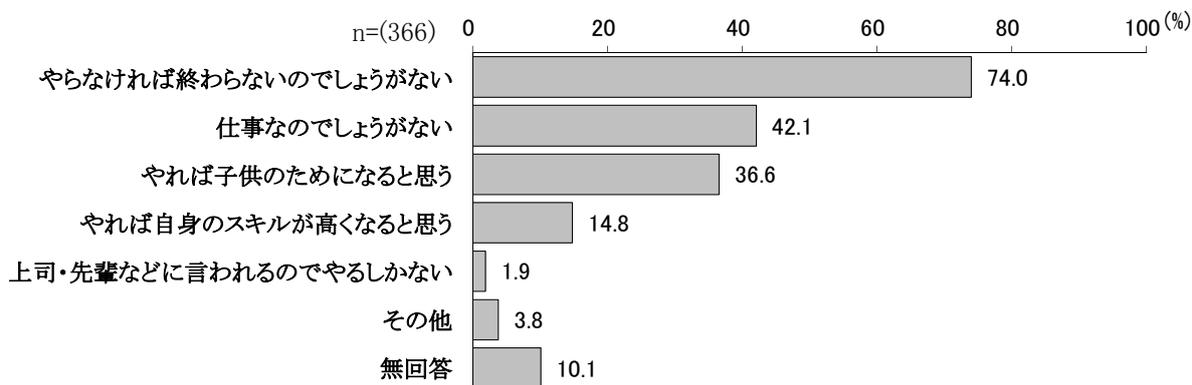


ウ 平日の時間外に業務を行う動機について、どのように思っていますか。(複数可)

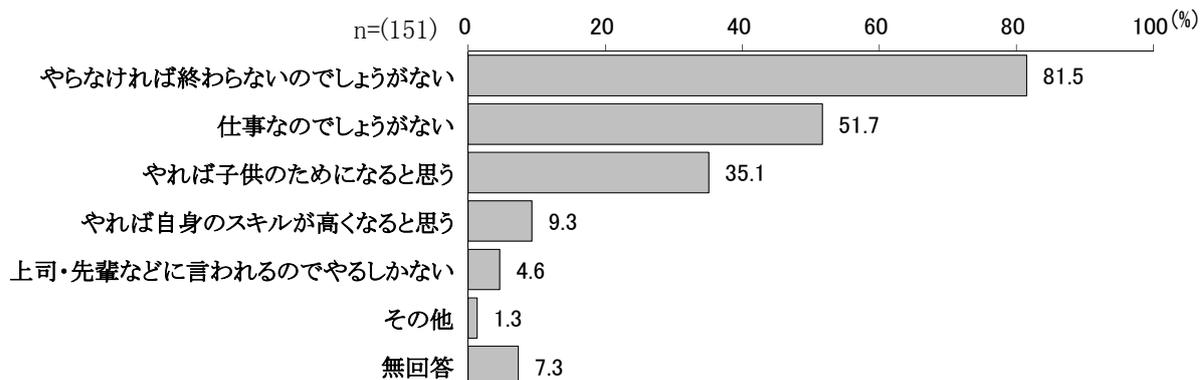
a 幼稚園



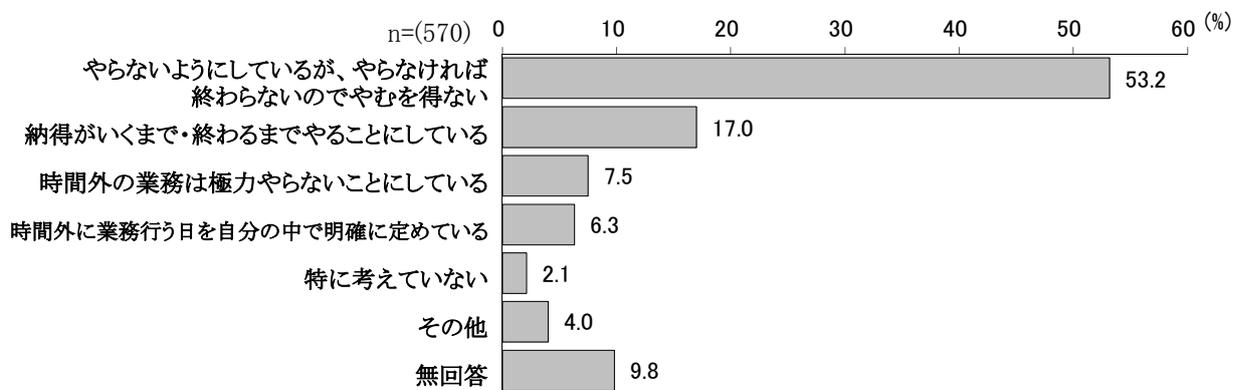
b 小学校



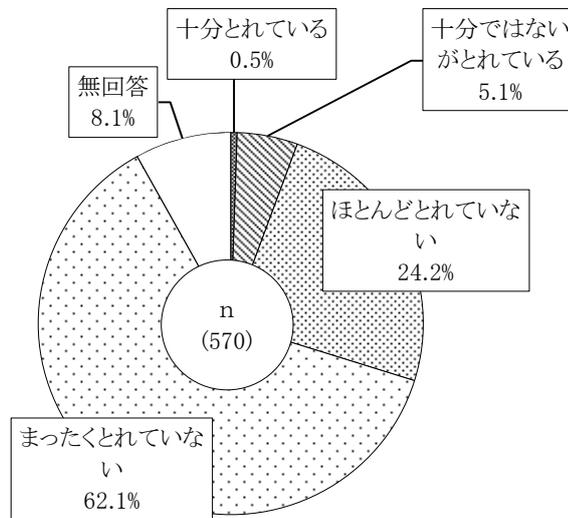
c 中学校



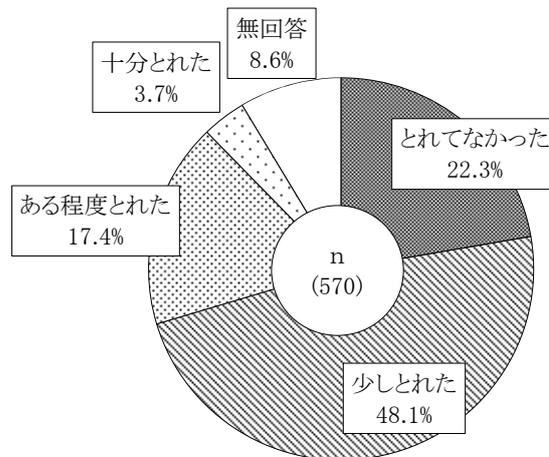
エ 平日の時間外に業務を行うことについて、あなたの考えに一番近いものはどれですか。



オ あなたは普段、学校ごとに定められている45分間の休憩時間をとれていますか。



カ あなたは今年度、自己研鑽や自己の教養を高めるための時間をとれましたか。



2 教員からの意見（自己申告における面接からの意見）

（寄せられた個々の意見を掲載しています。）

（1）既に行っている対策

- ・週1度の自主的ノー残業デーを設定している。
- ・週案簿に退勤時刻を記入し、管理職に見てもらおうようにしている。
- ・定時退勤する日を自分で決め、退勤時刻を意識した働き方に努めている。
- ・自己申告時に、退勤時刻の目標を設定している。

（2）意見

- ・子供一人一人をしっかり見てあげたいと思うと、どうしても時間がかかる。休日出勤もしてしまう。
- ・専任を増やしてほしい。
- ・小規模校こそ加配が必要ではないか
- ・教員数を増やしてほしい。また、特別支援教育支援員や部活動の外部指導員をバックアップしてもらいたい。
- ・正規教員を1名定員増にしていきたい。
- ・教員増が難しければ、教員以外の人的バックアップしかないと思う。
- ・管理職には、20時以降は残業しないよう声をかけられているが、遅くなることも多い。
- ・夜間の電話連絡は極力避けていただけるとありがたい。

3 学校運営連絡協議会における意見（PTA・地域等の意見）

（寄せられた個々の意見を掲載しています。）

（1）現状への評価

- ・プール開きの規模縮小などの精選はよい。
- ・今は男性も育児で退勤しやすい雰囲気はある。

（2）現状に対する指摘

- ・以前からPCの導入など改善をしているが、業務量と人員が変わらなければ変わらない。
- ・先生方の働き方改革のために、保護者と学校の関係が悪くなってしまったケースも聞いている。
- ・今の先生方は、英語やパソコン、保護者の対応などやることが多岐に渡りすぎていて端から見ても大変である。働き方改革を進めていくことの難しさも感じる。
- ・先生方のハードワークの仕事ぶりは、保護者としても地域の一員としても気になる。

- ・先生方が健康で元気な姿を見せることが、教育の一番よい環境である。
- ・教員の残業時間多さに驚いた。PTAとして教員が心身共に元気に働けるように協力したい。
- ・資料のデータを見てびっくりした。過労死レベルではないか。
- ・職員の勤務について、長時間勤務が当たり前にならないようにしたい。
- ・学校経営方針の説明の中にも話があったが、働き方改革は課題と考える。人材育成の面にも影響してくるのではないか。

(3) 要望や提言

- ・会議の簡略化、精選は必要。
- ・町会から見ると（地域行事等に）参加される先生に対して見方は変わってくる。
- ・土日を中心とした地域行事への参加を精選すると良いかもしれないが、顔を出してもらえると地域としては嬉しい。
- ・漢字検定や算数検定については、維持してほしい。
- ・調査書類や事務処理は、教育機能と分けるべきである。先生が教育のために十分な時間を費やせるようにしてほしい。
- ・健やかな子供を育てるには健やかな心身の指導者でいてほしい。負担は少なくして、心に余裕をもてるような手立てが必要である。
- ・教員の勤務する時間を短くする必要はあるが、生徒と関わる時間が短くならないほうがよい。
- ・上の人が早く帰る→残業しなくてもよい雰囲気を作る。
- ・スクールサポートスタッフを増やす。
- ・さまざまな外部人材を学校に導入する。
- ・先生の数を増やす。
- ・ライフ・ワーク・バランスの実現には、人を増やすか成果を減らすかの選択しかないのではないか。
- ・部活は教員がその場にはいないとだめなのか。お金を集めてボランティアを雇うというアイデアもあるが責任問題となると難しいこともある。

付録

台東区立学校における働き方改革プラン策定委員会設置要綱

平成30年7月1日
30台教指第516号

(設置)

第1条 台東区立学校(小学校、中学校、幼稚園及び石浜橋場こども園をいう。以下同じ。)における教員の長時間労働の改善に早急に取り組み、学校教育の質の維持向上を図るため、台東区立学校における働き方改革プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 台東区立学校における働き方改革プランの策定に関する事項の協議
- (2) その他教育長が必要と認めた事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する者をもって構成する。

- (1) 学校(園)の代表者 3名
- (2) 教育委員会事務局次長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、教育長が委嘱した日から平成31年3月31日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、教育委員会事務局次長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。

(招集)

第6条 委員会は委員長が招集する。ただし、初回の委員会は教育長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会に第2条に定める事項を検討する専門部会(以下「部会」という。)を設置する。

- 2 部会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

(会議の公開)

第8条 会議は非公開とする。

(傍聴の取扱)

第9条 委員会は、委員のほか委員会の許可を得た者が傍聴することができる。

(会議録等の公開)

第10条 会議録及び会議に係る資料は、非公開とする。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は庶務課、学務課、指導課及び教育支援館とし、指導課が庶務を処理する。

2 部会の事務局は指導課とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

別表

庶務課長
学務課長
指導課長
教育改革担当課長兼教育支援館長

台東区立学校における働き方改革プラン策定委員会名簿

委員長	教育委員会事務局次長	田中 充
委員	竹町幼稚園長	足立 祐子
委員	東浅草小学校長	伊東 悌夫
委員	御徒町台東中学校長	増田 律子
事務局	庶務課長	小澤 隆
事務局	学務課長	山田 安宏
事務局(庶務)	指導課長	小柴 憲一
事務局	教育改革担当課長兼教育支援館長	倉島 敬和